

右二首……

卷十九 「四一六四」長歌 反歌「四一六五」

右二首……

卷十九 「四二二〇」長歌 反歌「四二二一」

右二首

卷十九 「四二二七」長歌 反歌「四二二八」

右二首……

卷十九 「四二三七」長歌 反歌「四二三八」

右二首……

卷十九 「四二六六」長歌 反歌「四二六七」

右二首……

○ 長歌一首反歌二首に對して、右三首と記せるもの、

卷三 悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌 「四八一」長歌 短歌「四八二」「四八三」

右三首七月廿日高橋朝臣作歌也云々

卷九 思娘子作歌一首并短歌 「一七九二」長歌 反歌「一七九三」「一七九四」

右三首田邊福麿之歌集出

卷十三 「三二二七」長歌 反歌「三二二八」「三二二九」

右三首 但或書此短歌(三二二九)一首無有載之也

卷十三 「三二五五」長歌 反歌「三二五六」「三二五七」

右三首

卷十三 「三二六〇」長歌 反歌「三二六一」「三二六二」

右三首

卷十三 「三二六三」長歌 反歌「三二六四」「三二六五」

右三首

卷十三 「三三三〇」長歌 反歌「三三三一」「三三三二」

右三首

卷十五 到壹岐島雪連宅滿忽遇鬼病死去之時作歌一首并短歌

「三六八八」長歌 反歌二首「三六八九」「三六九〇」

右三首挽歌

卷十五 「三六九一」長歌 反歌二首「三六九二」「三六九三」

右三首葛井連子老作挽歌

卷十五 「三六九四」長歌 反歌二首「三六九五」「三六九六」

右三首六鯖作挽歌

○ 長歌二首反歌一首に對して、右三首と記せるもの

萬葉集講義卷第三(三十一)

卷十三 「三二二六」長歌 或本歌曰「三二三七」長歌 反歌「三二三八」
右三首

○ 長歌一首反歌三首に對して「右四首」と記せるもの

卷十三 「三三一四」長歌 反歌「三三一五」「三三一六」「三三一七」
右四首

卷十八 獨居幄裏遙聞霍公鳥喧作歌

「四〇八九」長歌 反歌「四〇九〇」「四〇九一」「四〇九二」

右四首……

○ 長歌二首反歌二首に對して「右四首」と記せるもの

卷十三 「三二八〇」「三二八一」長歌 反歌「三二八二」「三二八三」
右四首

卷十三 「三三一〇」長歌 反歌「三三一〇」 「三三一〇」長歌 反歌「三三一〇」
右四首

○ 長歌一首反歌四首に對して「右五首」と記せるもの

卷十三 「三三一八」長歌 反歌「三三一八」「三三一八」「三三一八」「三三一八」
右五首

○ 長歌二首反歌三首に對して「右五首」と記せるもの

卷九 神龜五年戊辰秋八月歌一首并短歌 「一七八五」長歌 反歌「一七八六」

天平元年己巳冬十二月歌一首并短歌 「一七八七」長歌 反歌「一七八八」「一七八九」

右件五首笠朝臣金村之歌中出

卷九 詠勝鹿真間娘子歌 「一八〇七」長歌 反歌「一八〇八」

見菟原處女墓歌 「一八〇九」長歌 反歌「一八一〇」「一八一〇」

右五首高橋連蟲齋之歌集中出

卷十三 「三二五〇」長歌 反歌「三二五一」「三二五二」

「三二五三」長歌 (反歌「三二五四」)

右五首

○ 長歌三首反歌二首に對して「右五首」と記せるもの

卷十三 「三二八四」長歌 反歌「三二八五」

「三二八六」長歌 反歌「三二八七」

「三二八八」長歌

各五首

卷十三 「三三〇五」長歌 反歌「三三〇六」

「三三〇七」長歌 反歌「三三〇八」

「三三〇九」長歌

右五首

○ 長歌三首、反歌四首を一括して、右七首と記せるもの

卷九 過足柄坂見死人作歌 「一八〇〇」長歌

過葦屋處女時作歌 「一八〇一」長歌 反歌「一八〇二」「一八〇三」

哀弟死去作歌 「一八〇四」長歌 反歌「一八〇五」「一八〇六」

右七首田邊福麿之歌集出

○ 長歌三首、反歌六首を一括して、右九首と記せるもの

卷十三 「三三三五」長歌 「三三三六」長歌 反歌「三三三七」「三三三八」

備後國神島濱調使者見屍作歌一首并短歌

「三三三九」長歌 反歌「三三四〇」「三三四一」「三三四二」「三三四三」

右九首

○ 長歌六首、短歌十五首を一括して、右二十一首と記せるもの

卷六 悲寧樂故郷作歌一首并短歌 「一〇四七」長歌 反歌二首「一〇四八」「一〇四九」

讚久邇新宮歌二首并短歌 「一〇五〇」長歌 反歌二首「一〇五一」「一〇五二」

「一〇五三」長歌 反歌五首「一〇五四」「一〇五五」「一〇五六」「一〇五七」「一〇五八」

春日悲傷三香原荒墟作歌一首并短歌 「一〇五九」長歌 反歌二首「一〇六〇」「一〇六一」

難波宮作歌一首并短歌 「一〇六二」長歌 反歌二首「一〇六三」「一〇六四」

過敏馬浦時作歌一首并短歌 一〇六五」長歌 反歌二首「一〇六六」「一〇六七」

右二十一首田邊福麿之歌集中出也

以上は一切をあげたるなり。これに照して考ふれば、右一首といふ語を以て「三一九」以下の長歌以下三首を一括せりといふ論は全然根據なきものなりといふべし。

次には長歌の次に反歌を連載してその左注に「右一首」と記せるこの歌の如き例ありやといふに、ここに二の例を見る。一は

卷一 中大兄三山歌「一三」「一四」の次に「一五」ありて、これに對して

「右一首今案不似反歌云々」

にしてこれは明かに最後の一首のみをさせりと見ゆるなり。他の一は

卷五 戀男子名古日歌三首 長一首、短二首 「九〇四」長歌「九〇五」「九〇六」短歌に對して

右一首作者未詳但以裁歌之體似於山上之操載此次焉とあり。

(これははじめに三首とあるによりて右一首は「九〇六」に對するものたること知らる。されば、これらの例に推して考ふるときは、右一首は明かに「三二一」の一首に限るものにして、これを他の歌に及ぼすことは左注の體例に合せず。従ひて、從來の紛々の議論は、すべて臆測たるに止まるといふべし。かくて上の長歌及び反歌は高橋蟲麿の歌にあらぬは明かにして、ただ残る問題は笠金村の歌なりといふ説のみなるが、これは今より臆測して決しうべき問題にはあらず。

山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌一首并短歌

○山部宿禰赤人 この人の事上の望不盡山歌の條にいへり。

○至伊豫溫泉 この溫泉は今いふ道後の溫泉の事なるべし。その起源は伊豫風土記釋紀所引によれば神代にあり。而して日本紀にも屢その名見え本集卷一六の歌の左注にも見えたり。この歌はただ溫泉をのみうたひしにあらざしてここに行幸ありしことをうたへるものなれば、それらの事實を先づ心得ずしては、歌の意を明かにしがたし。この故に先づその風土記の文をあげむ。曰はく、

湯郡 大穴持命見悔恥而宿奈毗古那命欲活大分速見湯自下樋持度來以宿奈毗古奈命而漬浴者暫間有活起居然詠曰眞寔寢哉踐健跡處今在湯中石上也。凡湯之貴奇不神世時耳於今世染疹痾萬生爲除病存身要藥也。天皇等於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以帶中日子天皇與大后息長帶姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠慈僧葛城臣等也。于時立湯岡側碑文記云(略)以岡本天皇并皇后二軀爲一度。以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇淨御原宮御宇天皇三軀爲一度此謂幸行五度也。とあり。この事は仙覺が萬葉集注釋卷三にも見ゆるが、文章出入ありて、彼是五に詳略あり。その事は下に必要ある所にていふべし。さて上文によれば、天皇皇后等のこの溫泉に降りたまひしことは風土記撰集の時まで五度ありしなり。即ち景行天皇及皇后の行幸啓仲哀天皇

神功皇后の行幸啓聖德太子の行啓舒明天皇及皇后皇極天皇の行幸啓齊明天皇天智時に皇太子天武時に皇子の行幸啓の五度なりといふなり。而して景行仲哀の二朝の記事にはこの溫泉に到りましし記事なし。されどこの二朝いづれも筑紫に巡狩せられしこと史に傳ふれば、その途次にこの事ありしならむ。又聖德太子の行啓も史に明記せず然れども、かの碑文は後人の僞託しうべきものにあらず。舒明天皇の行幸は日本紀によれば、即位十一年十二月に至りまして十二年の四月に還御ありしなり。又齊明天皇の行幸は七年西征の途次正月に伊豫熱田津石湯行宮に御船を泊てし由日本紀に見えたり。この時の事なるべし。然もなほこの外かの木梨輕太子をば伊余湯に流されし事古事記に傳ふる所なり。されば古來名高かりし所にして大和の朝廷にもはやく知ろしめしし所なりしならむ。なほ日本紀によれば、天武天皇十三年十月壬辰(十四日)の人定(亥時)に大地震ありて都鄙に損害少からず、土左國に田苑五十萬頃没して海となり、伊豆に一島を生じたるが、その時に伊豫湯泉没而不出とあり。然るにここには溫泉を詠ぜり。赤人は神龜天平頃の人なること既にいへり。さてここに「至」とあれば赤人はここに至りしことは疑ふべからず。さればその後再び出でしにて、赤人はそこに至りてこの歌を作りしなり。但し、何によりてここに至りしかは詳かならず。

(三二二)
皇神祖之神乃御言乃敷座國之盡湯者霜左波爾雖在島山之宜國跡極此
疑伊豫能高嶺乃射狹庭乃崗爾立之而歌思辭思爲師三湯之上乃樹村乎

見者臣木毛生繼爾家里鳴鳥之音毛不更退代爾神左備將往行幸處。

○皇神祖 「スメロギ」とよむ。考には「カミロギ」とよみたれど、古義は舊訓をよしとせり。「カミロギ」は祝詞に「神魯岐」とあるより出でしならむが、それは必ず「カムロギ」「カムロミ」と對する語にして皇祖の男神をさす語なればここになはず。「スメロギ」といふ語の事は卷一「二九」の「天皇の字の下にあげたるが如く、卷十七、四〇〇六、卷十八、四〇九、卷二十、四四六、五等に「須賣呂伎」とかけるにて著しきなり。この語の意は既にいへる如く、御祖の天皇を申すによりて、この如く皇神祖とかけるが最もよく當れる文字なり。然れども、意はそれより轉じて皇祖より當今の天皇までをかね申すこととなれり。ここもその意なるべし。

○神乃御言乃 「カミノミコトノ」とよむ。卷一「二九」の「天皇之神之御言能」とかけると同じ意なり。「御言は」ミコトといふ語にあてたるものなるが、それはよみ方のみにして、意は通常「尊」「命」の文字をあつる所の尊稱にして、「御事」といふに止まり、神の御言は神の尊なり。天皇は現人神にまします故にかくいへること卷一「二九」の場合におなじ。而してこの神の命は下にいふ如く舒明天皇を主としてさし奉れりと見ゆ。さてこれは主格なるが、この主格は次の敷きいますに直ちにつづくものの如くなれど、實は下の「イサニハの岡に立してにつづくなり」。

○敷座 寛永本「座」を「座」に作れどもかゝる文字なく誤なること著し。他諸本には正しく「座」をかり。よみ方は舊訓に「シキマス」とよみたるが、代匠記には初稿に「シキマセル」とよみたり。さ

れど「マセル」とよむべき時は「座有」など「有」在等の文字を加ふる例にして「座」一字を「マセル」とよむはこの卷の例にあらず。代匠記の清撰本には「シカシマス」ともよむべしといへるが、「シカス」は「シク」の敬語なれど、通例「フトシカス」「フトタカシカス」などいひて「シカシマス」といへる例を知らず。強ひて五音によまむとならば「シキイマス」とよむべし。本集の假名書の例を見るに卷十八「四一二」に「須賣呂伎能之伎麻須久爾能」とあるなど、「シキイマス」とかける例を見ず。されど、この卷十八のは「シキマスキニ」といふ七音の句の中なるものなれば、これを以て準據としがたし。本集の「座」の字の讀例を見るに、卷二「一六七」の「神集集座而」「神上上座奴」「宮柱太布座」「九の「行宮爾安母理座而」この卷三五五の「大汝少彦名乃將座」「四六〇」の「年緒長久住年座之物乎」卷十二「三〇六一」の「此乎谷見年座而」卷十九「四二四五」の「墨吉乃吾大御神船乃倍爾宇之波伎座船騰毛爾御立座而」の「座」字はいづれも「イマシ」とよむべきことは疑ふべからず。然らば、ここも「シキイマス」と五音によむを穩かなりとす。この「シク」といふ語は卷一「三六」の「太敷座波」の「シク」卷二「一六七」の「天皇之敷座國」などの「シク」と同じものにして、知りたまふこと。「シル」は領知の義にして統治したまふことなり。即ち天皇の統治したまふといふ意。

○國之盡 舊訓「クニシレ」とかきたるは拾穂抄にある如く「クニシシ」の誤なるべきが、しかも義をなさず。拾穂抄には又「盡湯」をつづけて「ミユ」とよみたれど、「盡」を「ミ」とよむこと理由なし。代匠記の初稿には「クニノカギリニ」とよみ、清撰には「クニノコトゴト」とよみ、槻落葉は「クニノハタテニ」とよみたり。「盡」字を「カギリ」とよむことは全然不條理といふにあらねど、十分に落着せず。

攷證は「ハタテ」をよしとすれど「ハタテ」は「ハテ」にして、かくよむ時は温泉は偏陬の地にのみ存すといふ事になりて事實に合はざれば、とるべからず。これは代匠記の清撰の説をよしとす。「盡」を「コトゴト」とよむ例は卷一「二九」の「神之盡」の下にいへるが卷二「一九九」の「夜之盡」「日之盡」卷三「四六〇」の「入乃盡」など、一々例をあぐるに堪へず。而して「コトゴト」といへる假名書の例も少からず。卷五「七九七」に「久奴知許等其等美世摩斯母乃乎」「八九二」に「布可多衣安里能許等其等伎會倍騰毛」などこれなり。「ことごと」は既にもいへる如く、「コトゴトク」の意の古き語にして、國のことごととは國の中すべてといふにおなじきが、ここは國中到る處にといふ程の意に解すべし。

○湯者霜左波爾雖在「ユハシモサハニアレドモ」とよむ。「湯」はここにては温泉のことなり。和名鈔を見るに、「温泉」の注に「一云湯泉和名由」とあり、又色葉字類抄由の部に「温泉ユ」とあり。而して各地の温泉を某湯といへり。たとへば枕草子に「湯はなぐりのゆ、有馬のゆ、玉つくりの湯」とあるが如き、古事記下允恭段に「故其輕太子流於伊余湯也」とあるが如き、上の伊豫國風土記の文に「天皇等於湯行幸降坐五度也」とあるが如き、又温泉に浴することを古來湯治といふが如き、皆この例なり。卷十四「三四三」の「阿之我利能刀比能可布知爾伊豆流湯能」とあるも足柄の土肥の河内に出づる温泉にして今いふ湯河原なりといふ。即ちこの湯は温泉をいふなり。「霜」は「シモ」といふ助詞に假り用ゐるしなり。この語の例は卷一「三六」に「天下爾國者思毛澤二雖有」とあるにても知らるる如く、「シモ」は「シ」と「モ」との合成せしてその事物を特にとり出で強く指していふ助詞なり。「サハ」は物の多きをいふ。さてこの二句は、上の句をうけて、わが日本國に到る

處に温泉の多く在ることをいへるなり。八雲御抄を見るに、卷五温泉の部にあげられたるところ、

あしがりのゆ、相万 なぐりのゆ、信、相摸歌 ありまのいでゆ、攝 しなのゝみゆ、伊、なぐり同所也 いよのゆ、伊、有御幸所也 なすの、拾遺短歌 なとりのみゆ、陸、有大和物語 つかまの、信後拾遺 いぬかひのみゆ、拾信乃歌

などなるが、これらは歌枕たる所をあげられしところなり。紀記萬葉にては攝津の有馬、紀伊の牟婁、伊豫の湯等は行幸の屢ありし所なり。又出雲風土記に見ゆる玉造湯の如きも古來人の浴したる著しきものなり。さてここに「湯はしもさはにあれども」といへるは、その多き温泉の中にも伊豫湯はすぐれたりといはむとて、語氣を一轉せむとて「ども」とはいへるなり。

○島山之宜國跡「シマヤマノヨロシキクニト」とよむ。「島山」といふ語は「シマ」と「ヤマ」との義にも「島ナル山」の義にも解せらるべきが、ここは如何に説くべきか。卷九に「難波經宿明日還來之時歌」と題せる歌「一七五一」に「島山乎射往廻流河副乃丘邊道從昨日已曾吾越來牡鹿一夜耳宿有之柄二岑上之櫻花者瀧之瀨從落墮而流」とあるは、その上の歌にある所の龍田山の櫻をよめることならむと思はるるが、然るときはその島山は大和川の帶流せる由にていへることとなるべし。卷十七の「能登郡從香島津發船射熊來村往時作歌」の一首「四〇二六」に「登夫佐多底船木伎流等伊布能登乃島山」とあるは、海上より能登の山を見たるなるが、これは半島を古「シマ」といひしことにて意明かなり。卷十九「四二六六」に「島山爾安可流橋宇受爾指」「四二七六」に「島山爾照有橋

宇受爾左之とある島山は島即ち庭園内の池の内の築山をさせるものなるべし。さる由は橋は元來わが國にては貴重の園樹とせしものなればなり。又卷十一「二四三九」の「淡海、奥島山」は明かに湖中の島の山なり。その外「アベシマヤマ」「タマツシマヤマ」「フカツシマヤマ」等あれど、いづれも島なる山の義にしてシマとヤマとの意に用ゐたるものなし。されば、こゝも又島なる山の義なるべし。さてこれにつきて契沖曰はく「島山は伊與の新居郡に島山あれど、それを云にはあらず、總じて彼國をさせり」といへり。これは四國全體が島なる由なり。「よろしは既にいへる如く、物の足れることをいへるなり。この國にはその見事なる島山の國なりとなり。國跡のトは例のトシテの意をあらはすに用ゐたるものにして、このトより下の「崗爾立之而につづく語勢なり。

○極此疑 舊訓「コゴシキ」とよめり。代匠記は初稿に「キハメシカ」とよめるが、清撰には舊訓によれり。童蒙抄は「キハメケン」とよみ、考は「コゴシカモ」とよめり。「此疑」の二字は假名に用ゐたるもあれど、「コゴシキ」にては音も足らず、意も十分に調はず、ことに音調の上に不備の感あり。これは「コゴシカモ」とよめるに従ふべし。この語は卷十七「四〇〇三」に「許其志可毛伊波能可牟佐備」とあるは越中立山の巖石をよめるなり。さてこの三字を如何なる理由にて「コゴシカモ」とよみうるかと考ふるに、極は舊訓以下すべて「コゴ」とよみて異議なきが、これは「コク」といふ音をば「ココ」とよめるなり。それは「塞」を「ソコ」徳を「トコ」といふが如く、入聲の「ク」音が上のオ韻音に同化せるものなりとす。「疑」はその字義よりして「カモ」にあてしものならむ。「疑」を「かも」とよめる

例は卷十「二一三五」に「押照難波穿江之葦邊者鴈宿有疑霜乃零爾」といふあり。又「疑意」の二字を「カモ」とよめる意も同じかるべし。その例卷十「二二九九」に「秋夜之月疑意君者」「三三二四」に「足引山爾白者我屋戸爾昨日暮零之雪疑意あり。これらの「カモ」は疑の意をあらはす助詞なるが、この「コゴシカモ」の「カモ」は疑ふ意にあらざして感嘆の意をあらはしたるものなり。されば、これは「疑」を「カモ」とよみ、その「カモ」をばここに轉用したるものなりとす。「コゴシ」は「石根之許凝敷道」(卷十三「三三二九」)「石根乃興凝敷道」(卷十三「三二七四」)「石金之凝木敷山」(卷七「二三三二」)「神左振磐根已凝敷三芳野之水分山」(卷七「一一三〇」)とかき、又この巻の上なる歌「三〇一」「磐金之凝敷山乎超不勝而」の下にいへる如く一種の形容詞なるが、その語幹を以て體言に准じて「カモ」につづけたるものにして、卷五「七九七」に「久夜斯可母可久斯良摩世婆」とある「クヤシカモ」といへると同じ語格なり。この語の意は既にいへる如く岩石の凸凹多くして歩むに困難なるさまをあらはせるものなるべし。かくてこれは下の伊豫の山々の險阻なることをいへるなり。

○伊豫能高嶺乃「イヨノタカネノ」なり。意明かなるが、伊豫にてその國の高嶺といひうべき山は世に名高き石槌山なるべし。この山は四國第一の高山にして、周桑郡千足山村に屬すといへども山頂は周桑、新居、上浮穴三郡の境界線の會する所なり。高さ千九百二十一米突あり。古より伊豫の高嶺といふが固有の名の如くなりて、歌にもよまれ諸書にもいへり。西行の歌に「わすれては富士かと思ふこれやこの伊與の高根の峯の白雪」と。この山は近くは年中行事大成に曰はく「石槌山は四國の一高山にして險難いふばかりなし」といひ、古くは日本靈異記

に伊與國神野郡郷内有山名號石鎚山是即彼有石鎚神之名也。其山高崢而凡夫不得登到仕淨行人耳登到而居住とあり。その行路極めてけはしくして棧百三十五階五ありといふ。これ上に「ゴゴシカモ」といへる所以なるべし。

○射狹庭乃崗爾立之而「射狹庭をば舊訓イサニハ」とよめるが仙覺は「イサニハ」とよめり。而して「狹字神田本に殘に作れるがサ」とよむには異なることなし。「崗」の字は卷「二」にいへり。これは仙覺抄卷三に引ける伊豫國風土記に曰はく立湯岡側碑文其立碑文處曰伊社邇波之岡也。所以名伊社邇波者當土諸人等其碑文欲見而伊社那比來因謂伊社邇波本也云々この地名起源説は必ずしも是認しうべきものにあらねどここにいふ射狹庭乃崗と風土記の伊社邇波之岡と同じ地にして「イサニハ」ヲカとよむことは明かなりとす。さてその岡にかの聖徳太子の建てられし碑文ありしならむが今は見えず。蓋しかの天武天皇の御宇の地震に埋没せしならむ。然らばその射狹庭の岡なる地も古の姿は今傳はらぬなるべきが温泉の附近の丘陵なることは著し。さて地圖を案ずるに石鎚山頂より道後温泉までは西西北にあたり直徑七里強あれど山脈連亘して漸くひくくなりて道後温泉の邊に至る。されば伊豫能高嶺乃射狹庭乃崗といはむこと不條理にあらざるべし。而して延喜式神名帳を按ずるに伊豫國温泉郡に阿治美神社出雲崗神社湯神社伊佐爾波神社の四座あり。その湯神社は温泉の主神にして伊佐爾波神社の所在地即ち射狹庭の岡なりしならむ。この神社今は湯山に鎮座せらるゝがもとは道後村伊佐爾波岡にありし由神名帳考などにいへり。その伊佐爾波岡といふ地明かな

らぬ故に確かにそれとさしがたからむ。今ある伊佐爾波神社は俗に湯月八幡といふ社にして今道後公園とせる湯月城址の隣の岡にありといふが果して古の伊佐爾波の岡なりしか否か斷言しかねたり。立之の之字神田本西本願寺本温故堂本大矢本京都大學本等に無し。されどあるをよしとす。「タタシテ」は「タチテ」と同じ意の語の敬語なり。

○歌思 舊本「ウタフオモヒ」とよみたるが管見に「ウタオモヒ」とよみ考に「ウタシヌビ」とよめり。按ずるに「ウタフオモヒ」といふは語をなさねば従ひがたく「思をシヌビ」とよむもここにては無理なるのみならずかくては前にその「シヌブ」べき歌存すべきにさる事聞えねば管見の説によるべし。これは古天皇皇后等のこの地にて歌をよまむと思ひたまひし由にいへるがこの地にて詠ぜられし歌といふもの世に傳らず。然れども本集卷「六」の歌の左注に引ける類聚歌林の文中に「一書云是時宮前在二樹木此之二樹斑鳩此米二鳥大集時勅多掛稻穗而養之仍作歌云々」とあり。その歌誰人の詠とも分明ならず又歌も傳らねど赤人以前にこれをよめる歌ありしことは疑なし。

○辭思爲師 舊訓「イフオモヒセシ」とよみたれど義をなさず。管見には「コトオモヒセシ」とよみ考は「コトシヌビセシ」とし「楓落葉はコトシヌバシシ」とよみ玉の小琴は「コトオモハシシ」とよむべしといへり。思をシヌビ」とよむことは上の場合におなじく従ひがたきが「オモヒセシ」は文字よりいへば無理ならねど本居説の如く「オモハシシ」と敬語によむ方まされり。さてその「コトオモハシシ」とは何事をさせるかといふにかの聖徳太子の碑文をつくりたまひしことをさ

せるならむといふ説あり。されど下には舒明天皇の時の故事のみあげたれば、この辭も亦その時の御歌の辭なるべし。

○三湯之上乃「ミユノウヘノ」とよむ。「ミユ」の「ミ」は美稱にして「ミユ」はこの温泉をさせるならむ。「上」は上下の上にあらずして「邊」の義なり。

○樹村乎見者「コムラヲミレバ」とよむ。「樹村」は「コムラ」とよむ。樹の群をいふなり。和名鈔木具に曰はく「纂要云兩樹枝相交、陰下曰樾音越西月反とあり。この温泉の邊に古來名高き一群の樹ありて、次にいふ如く、風土記にも出でたるなり。

○臣木毛 舊訓「オミノキモ」とかけるが、神田本、西本願寺本、溫故堂本等に「オミノキモ」とかけるを正しとす。この木の事は仙覺抄卷三に引ける伊豫國風土記に「云々以岡本天皇并皇后二軀爲一度、于時於大殿戸有樾與臣木於其上集鵲與此米鳥。天皇爲此鳥枝繫穗等養賜也」とあり。即ちこの時に樾ムクナと臣木とありしに鵲ムクナとシメといふ鳥とが集り居りしを舒明天皇がこの鳥の爲に稻穂をかけて養ひ賜ひしなり。なほこの事は卷一「六」の歌の左注に類聚歌林を引けるうちに「一書曰是時宮前有二樹木此之二樹斑鳩此米二鳥大集時勅多掛稻穂而養之乃作歌」とあり。さてこの臣木は如何なる木ぞといふに今「オミ」と名づくる木あるを知らず。契沖は曰はく「臣木はもみの木なるべし。於と毛とは同韻にて通ぜり」といへり。この説は古くよりありしものと見えて、片假名萬葉集抄の頭注に曰はく「私云勘之臣木者オミノ木ナリ」とあり。樾木は今も多くある木にして和名鈔には「爾雅云松葉栢身同樾七容反和名毛美」とあるが「オミ」が「オミ」な

りといふ確證は一も存せず。又日本紀神武卷に「初孔舍衛之戰有人隱於大樹而得免難。仍指其樹曰恩如母、時人因號其地曰母木邑、今云飲悶廻奇訛也」とある「オモノキ」といふもこれなりといふ説あり。されど、これは地名にして木の種名にあらずれば、また證とするに足らず。玉の小琴に曰はく「臣木師云樾の木也。古へ樾オミ梅などを凡ておみの木と云しを、や、後に樾をば眞おみと云、まおを約むればもなり云々とあり。これは眞淵の説なるが、樾オミ即ちおみの木なりといはむにはこの説よりよきはなし。今、他に説を知らねば、姑くこれに従ひ、後の研究をまつ。

○生繼爾家里「オヒツギニケリ」とよむ。意は明かなり。考に曰はく「彼岡本天皇より五御代の後、清見原天皇十三年十月に大に地震ナキふりて此湯の所うづもれ失て涌出ずと紀に見ゆ。其後六代を経て赤人の見たる時はむかし聞えし臣の木は失て後に生繼てそれもよろしきほどにて立るなるべし」と。この言の如きことなるべし。さて風土記には樾オミと臣木との二種をいへるに、ここに臣木のみをいへるは一方をあげて他を略せるか、若くは臣木のみ存せるか、如何ともいひがたし。ここは終止形なれど、意は下につゞけり。

○鳴鳥之音毛不便 古來「ナクトリノコエモカハラズ」とよみて異説なし。音は「オト」とも「ネ」ともいひうべけれど、鳥の「オト」といひては鳴音ときこえず、「ネ」とよみては音足らず。されば古來の訓に異議なきなり。ここに「鳴鳥之音も云々といへるは、風土記にある「いかるが」と「しめ」との二鳥を思ひていへるなり。その鳥の鳴音も昔にかはらず、今も昔の通りに集り來て鳴けりとなり。

○退代爾 流布本にかけ「退」といふ字は古今に無き字なり。これは「退」の誤ならむ。「退」は「邇」と相對する字にして「ハルカ」「トホシ」などの訓あり。「トホキ世」は永遠の時代の意なるが過去にも將來にもいひうべし。これは下に「神左備將往」とあるに照して考ふるに永遠の將來にといふ程の意なり。將來にいへる例は卷九「一八〇九」に「永代爾標得爲跡退代爾語將繼當」あり。ここも「トホキヨニ」とよむべきなり。

○神左備將往 舊訓「カミサビユカム」とよめり。されど、これは卷一「三八」「四五」「五二」以下屢いへる如く「カムサビ」とよむべきなり。「神さび」といふ語の本意も既にいへる如く、神としてのふるまひをする義なるが、轉じてはその土地樹木などの古色蒼然として神々しくなることをもいふなり。されどここはその元の方の意にして、神聖の姿をどこまでも維持して行くならむといふなり。さてこの「ユカム」は終止にあらずして連體なり。

○行幸處 舊訓「ミユキシトコロ」とよみたれど、語をなさず。行幸は「ミユキ」とよみうれど、しかよまば「ミユキシトコロ」といはざるべからざるなり。然するときは「行幸」の二字を「ミユキシ」とよむとせざるべからず。されど「ミユキ」はいつも名詞なれば、それに「行幸」の字をあつとせば、「セシ」の用言にあたるべき分なければ、このよみ方は従ひかねたり。されば「イデマシドコロ」とよむべきなり。「行幸」の二字を「イデマシ」とよむことは卷一「五」の「遠神吾大王乃行幸能山越風乃」とある下にいへるが、この語の例はこの卷「二九五」の「遠神我王之王之幸行處」あり。又この卷「三一五」の「萬代爾不改將有行幸之宮」とある「イデマシノミヤ」も同じ趣の語なり。これは風土記に五度

行幸ありし由にいへるその如く行幸ありし處なるが爲にいへるならむが、歌の趣にてはそのうちにも舒明天皇の行幸に心をひかれてあるものと見らる。

○一首の意 先づ天皇の祖宗とます神の命即ち古の天皇(主として舒明天皇)が統治したまふ國のうち、到る處に温泉は澤山に有れども、島なる山の見事なる結構なる國と思召して、險阻にして登りわづらふといはるる伊豫乃高嶺(即ち石槌山)の山脈つづきのイサニハの崗に立ちたまひて歌を思ひたまひ、辭を思ひ給ひしと傳ふるこの温泉の邊の樹の群を見れば、古の匠木は今は何代か後の植ゑ繼ぎのものなれども、古の面影を傳へ残してあるなり、といひ、次にその木群にすだく鳥の鳴音も古昔のままにかはらずといひて、上の木群と鳴鳥とを以て昔の舒明天皇の故事をしのび、今なほ古の如くそれらのかたみの存するをのぶ。これは現在に基づいて故事を偲べるなり。次にはかく古のままに今も傳はれるが、將來も永遠にこの神聖なる遺蹟が神神しき姿にて傳はり行くならむと祝したるなり。

反歌

百式紀乃大宮人之飽田津爾船乘將爲年之不知久。

○百式紀乃 「モモシキノ」とよみて異論なし。「百」は訓によりて「モモ」とよみ、「式」は「シ」の假名に用ゐたるに似たるが、委しくいへば一字にて「シキ」の音をあらはずになほその下に「紀」を加へてそのよみ方を確實にしたるものにして、嚴密にいへば「シ」のみをあらはしたるものにあらずと見ら

る。集中にかゝる例少からず。たとへば「印(イヌ)南(ナミ)甲(カ)妻(メ)安積(ヤシキ)香山(カミ)陳(チヌ)奴(ヌ)陳(チヌ)努(ヌ)の如きこれなり。この語は卷一「二九」三六に「百磯城」と記し、又世に知らるる語なるが、その意は既にいへる如く、多く石もて堅固に築ける城にして宮城の枕詞とせるなり。ここにては前の「大宮人の大宮」に對しての枕詞たり。

○大宮人之「オホミヤヒト」によむ。大宮人は卷一「三〇」三六「四一」以下に屢見ゆる如く大宮即ち皇宮に奉仕する貴人なり。ここにてはこの地に行幸ありし時に供奉して來りし大宮人をさせりと見ゆ。

○飽田津爾 舊本「ニキタツニ」とよむ。古寫本には「アキタツニ」とよめるあり。槻落葉「アキタツニ」とよみて曰はく「飽(アキ)は饒(ニギハヤヒ)の誤也と師もいはれ、誰もさおもふに、西村重波はとしのはに彼國に下りてよくその地を知れるに饒田津といふ處も飽田津といふ處も今なほありてともに津なるべき處なりといへり」とあり。略解は「飽は饒の誤なるべし」といひて「ニギタツ」とよみたるが攷證には「玉篇に饒飽也とありて相通ずれば、飽にてもにぎたつとよまんに何ごとかあらん」といひて古來の訓をよしとせり。今按ずるにここに異字ある本一も見えねば、まづ誤字説は信ずべからず。次に伊豫に「アキタツ」といふ地ありといふ説なるが、これは上にひける槻落葉の説を基にするものなるが、先づそこに饒田津といふ地も今存すといふ事信ずべからず。饒田津といふ地名今存せぬことは既にいへる處なれば、それを今も存せる如くいへる槻落葉の説はまづ怪しとせざるべからず。しかれどもそれは「アキタツ」といふ地名までを否定すべきにあ

らず。この「アキタツ」といふ地名につきては古義にも見ゆ。曰はく「飽田津は吾黨大久保秀浪さきに彼地に至りて、ところのさまをよく見て、土人にくはしく尋ねしに温泉郡一萬村の西、今道一餘里に、杉繩手とて小山の間に十町ばかりの地あり。その廿町ばかり西に去て南方に武田津、中間に秋田津、北方に成田津とて古の三の津の跡ありて、今は潮退て田地となれるを、古三津と今に呼なせり。その十四五町西に去て新三津と呼あり。これ今の舟津なり。古の飽田津はこの古三津の地なりと云傳たりと云り」とあり。されど、古義はなほ「ニギタツ」とよみたれば、この説を認めたりとも見えず。攷證は槻落葉の説につきて曰はく「また久老が考に……とてあきたつと訓たれどおぼつかなし。實にさる所ありともこの歌につきて好事のもの別に名づけしにあらざるか」といへり。しかも、古くは穴戸大成の伊豫舊蹟考及び慶應年中に著しし半井梧庵の愛媛の面影にはいづれもこの事を否定せり。而してこれ皆その國人たるなり。この故にこの事は信ずべからず。次には「飽」字は普通「アキ」とよむべき字にして、しかも古書にこれを「ニギハフ」とよめる例を未だ見ねど、攷證の説の如くに「ニギ」とよみ得ざる文字にあらず。而して「ニギタツ」と假名書にせるは、日本紀齊明天皇七年の紀に「御船泊于伊豫熟田津石湯行宮」とあるに注して「熟田津此云彌枳陀豆」とあるによりてよみ方確定せり。又仙覺が萬葉集抄卷三には「伊豫風土記には後岡本天皇御歌曰美枳多頭爾波且丁美禮婆云々」とあり。古は「ミ」ニ相通へること「ミブ」ニブの如き例あれば、これも通ひて用ゐしならむ。この地の事は卷一「八」の歌に出で、又卷十一「三二〇」二に「柔田津爾舟乘將爲跡聞之苗如何毛君之所見不來將有」とあ

るも同じ地ならむ。この地の事は卷一にも既にいへる如く温泉の地なりしことは知られたれど、今は明かにここなりと知らるべからず。ただ日本紀卷一、卷十二の歌、又この歌によりてこの温泉に近き海路の碇泊地たりしことは疑ふべからず。

○船乗將爲「乗」字流布本「垂」につくれり。されど、古寫本の多數が「乘」につくれるを正しとす。よみは古來「フナノリシケム」とよみ來れるを槻落葉に「フナノラシケム」とよめり。先づ「將」を「ケム」にあてたるはいづれも一致せり。「將」は「ム」にあつるが普通なれど、場合によりて「ケム」にも「ラム」にもあつることは卷一以來例多きことなれば、ここに「ケム」とよまむことは不合理にあらず。而してこれは過去にありしことを想像する所なれば「ケム」とよむを當れりとす。次に「フナノリシケム」か「フナノラシケム」か、いづれをとるべきかといふに、「フナノリシケム」は「フナノリ」といふを一の體言と取扱ひてサ行三段「ス」につづけたるものにしてかかる語例は古今に通じて行はるる所なり。「フナノラシケム」の方は如何といふに、これは「フナノラス」といふ一語ありしことを認めずば成立せぬものなり。而して「フナノラス」といふ語は敬語の格にしてその源は「フナノル」といふ語なるべきなり。この「フナノル」といふ語は卷十五、三五九三、卷二十四、四三八一に例あれど、「フナノラス」といへる例は未だ見ず。この故に「フナノラシケム」といふよみ方はとるべからず。「フナノリス」といへる假名書の例は卷十五、三六〇一の歌に「安胡乃宇良爾布奈能里須良牟乎等女良我」とあり。

○年之不知久「トシノシラナク」とよむ。類聚古葉、古葉類聚鈔に前の句とつづけて「フナノルト

シノシラズヒサシサ」とよみたれど、將爲の二字を全くよまぬといふ缺點あるが上に「知らず久しさ」といふは語をなさず、従ふべからず。このこと同じ語遣の假名書の例は卷十五、三七四九に「伊都麻且可安我古非乎良牟等伎之之良奈久」卷十七、三八九二に「我船波底牟伊蘇乃之良奈久」卷二十四、四一三に「麻可奈之伎西呂我馬伎已無都久乃之良奈久」卷十七、三九三七に「可敏里許牟月日乎之良牟須邊能思良難久」などあり。又卷二、一五八に「山振之立儀足山清水酌爾雖行道之白鳴」などあり。これを釋するに攷證に「年之の之もじはをの意也。なくの反ぬにて年をしらぬといへる意也」といひ、大方これにて意は酌まるれど、嚴密にいへば「の」はもとより「の」にして「を」にあらず、即ちこれは「知らぬ」といふ語に「コト」の意ある「ク」がつきて「シラナク」と體言扱になれる爲に、「上」の「年」がその連體格の形をとりて「の」といふ助詞のつけるものなり。即ち「年」のしられぬことよ」といふほどのことなりとす。

○一首の意 攷證には「まへ」に引る額田王の歌卷一、二九に「にぎたつにふなのりせんと月まてば云々」といふ歌にむかへて、その舟のりしけん年はいつにかありけんしりがたしと也。實に年月もたしかにしたられど、かくおぼめかしいふは歌の常也。さてこの長歌には岡本天皇のこに行幸ありしをりの事をいひ、反歌には其のち後岡本天皇の行幸ありしをりの歌をとりてよまれたり。長歌も反歌も同時の事をよめりと思ひ誤る事なかれ」とあり。この説よくいはれたるやうなれど、なほ飽かぬふしあり。反歌にはかの額田王の歌を基としてよめりといふことは或は然らむなれど、さりとて、後岡本宮天皇の事をよみたりと斷言するは極端なり。何

となれば、この地に行幸あらむにはいつもこの飽田津に船を泊てられたりし事は疑ふべくもあらぬのみならず、やがてかへらむとせられむにはここに船乗りせられむことも又疑ふべからぬことなり。舒明天皇の時はこの地に止まりて京にかへりますことなく、齋明天皇の時のみこの地より還御ありしといふ事實あらば、攷證の如くいひても不可なからむ。されど、行幸の後には必ず還幸あるべく、その場合にはいつもこの熱田津より船出せられしならむが故にかくはいへるならむ。即ちここに行幸ありて、さて還御のありしことをいへるにて、かの額田王の歌をにほはせてここに懐古の情を寓せるなり。

登神岳山部宿禰赤人作歌一首并短歌

○神岳 大矢本、京都大學本に「ミワヤマ」と訓じ、拾穂抄又しかよめり。代匠記にはよみ方なければ、どこれを釋して「みむろ山の一名なり」といへるが故に、これも「ミワヤマ」とよめるならむ。考は「カミチカ」とよみ、楓落葉以下これに従へり。楓落葉にはこの端書も前後の例に違へり山部宿禰云々登神岳作歌云々とあるべきなり」といひたり。一往いはれたる事なれど、この集の書ざま必ずしも一定せぬ事なり。さてこれは「ミワヤマ」とよむべきか「カミチカ」とよむべきか。「神岳」の文字は卷二、一五九に見え、そこにも「カミチカ」「ミワヤマ」の二訓ありて論じたることなるが、この文字より見れば、二様共によみて必ずしも不可なるにあらず。然るに、この反歌には明日香川をよめり。三輪山に登りてよめる歌ならば、その麓に見ゆる著しき泊瀬川をこそよむべきに、それをおきて、遙かに離れたる飛鳥川をよむべきにあらず。又この長歌のうちには明日香の舊京師をよめり。これはその岳より近く見ゆる所ならざるべからず。而して三輪山より飛鳥の舊都をよまむこと、これまた無理なり。されば、ここはかの卷二なると同じく飛鳥の雷岳をさせるにて「カミチカ」とよむべきなり。この岳の事はなほ下にもいふことあるべし。

(三二四)

三諸乃、神名備山爾、五百枝刺、繁生有、都賀乃、樹乃、彌繼、嗣爾、玉葛、絶事無、在管裳、不止將、通明日香能、舊京師者、山高三、河登保、志呂之、春日者、山四見、容之、秋夜者、河四清、之、旦雲、二、多頭羽、亂夕霧、丹、河津者、驟、每見、哭耳、所泣、古思者。

○三諸乃 「ミモロノ」とよむ。古寫本の多くに「ミモロノヤ」とよみ、拾穂抄もしかよめり。然れども、ここに「ヤ」とよむを示す文字なく、又古歌には四音一句なる例少からず、ことに卷九、一七六一に「三諸之神邊山爾」卷十三、三二六六に「三諸之神奈備山從」と四音一句なる「ミモロノ」といふ旁例あれば、「ミモロノ」とよみて可なりとす。「ミモロ」は御室の義にて神をいつき奉る室をいふ。日本紀天武天皇の卷に見ゆる「宮中御窟院」とあるは佛を祭られたるものかと思はれたるが、古來この御窟を「ミムロ」とよめるも神佛の差あれど同じ語なるべし。而してこれはいづれにあれ神を祭れる所をいふ語なり。普通に三輪山をさすは、この神は古、大和國にて第一の神と崇め

たるよりして専ら「モロ」の名を負せたるにて「モロ山」といふ本来固有の名稱にてはあらざりしなり。ここにては上に述べたる神岳をさす爲に用ゐしなり。神岳の事は次にいふべし。

○神名備山 舊訓「カミナヒヤマ」とよみたるが古義は「カムナビヤマ」とよめり。これは「神名火」卷八「一四六六」「神奈備山」卷十三「三二六八」「神南備」卷九「一七七三」「甘南備山」卷十三「三二一三〇」「甘菅備」卷十三「三二二七」「神名火山」卷十三「三二六六」などかけるが、假名書にて「カミナビ」「カムナビ」を決すべき例を見ず。されど、神風(カムカゼ)卷一「八一」に説明あり、神長柄(カムナガラ)卷一「三八」に説明あり、神佐備(カムサビ)同上などの例によりて「カムナビ」とよむをよじとすべし。この神名備山は地名と見ゆれども、神名備といふ語は出雲國造神賀詞に「大御和乃神奈備」葛木乃鴨能神奈備「飛鳥乃神奈備」とある如く、神を祭る所を示せり。これは祝詞考に「神の毛理ちふ言なり。毛理の約美なれば神なみといふぞ本なるを美と備は常に通はし云へり」といひたるが大體かかる事なるべし。而して、上にあげたる外大和國の諸所、又山城などにあるはいづれも神の鎮りますよりの名なり。さてここは神岳即ち、上にいへる飛鳥の神奈備のある地なれば神奈備山といふ名も生ぜしなり。今はこの地は雷岡といひて、高市郡飛鳥村大字雷にありて俗に「上の山」「城山」といふ由なること、卷二「一五九」の下にいへり。而してこれはこの「卷二三五」にある雷岳の事にしてこれを神岳といふ「カミ」は「雷」を「ナルカミ」ともたゞ「カミ」ともいひしよりの名なり。さてそこを「雷岳」といふ由は日本靈異記によれば、雄略天皇の時に小子部連螺贏に勅して三諸岳の雷を捉へしめられし故事によりて名を得たるものなり。さてこの山をばかく「ミ

モロノカムナビヤマ」といへる例は卷十三「三二六八」に「三諸之神名備山從登能陰雨者落來奴」とある、又逆に「カムナビノミモロノヤマ」とよめるあり。卷十三「三二二七」の長歌に「甘南備乃三諸山者春去者春霞立秋往者紅丹穗經甘菅備乃三諸乃神之帶爲明日香之河之云々」などあり。又單に「カムナビヤマ」といへるは卷十三「三二六六」に「味酒乎神名火山之帶丹爲留明日香之河乃云々」とありて、いづれも飛鳥川をよめるを見るべし。この神岳即ち雷岳は既にもいへる如くにして飛鳥川はその雷岳の南方より西方にかけて曲り流れあるなり。この事實によりても、神岳即雷岳にして同時にこの神名火山なることを知るべし。

○五百枝刺 「イホエサシ」とよむ。五百は數の甚だ多きことをいはむ爲に用ゐたるなり。「枝」は「エダ」の事なるが、これを單獨に用ゐたる假名書の例は卷二十四「四三九」に「麻都我延乃都知爾都久麻泥」などあり。かく合成語となれるは「ホツ枝」「シツ枝」など、例多く一々あぐべからず。「刺」は「サシ」といふよみ方をかゝれるのみにして意は枝の生ひ出づるをいふ「さす」といふ語たり。

○繁生有 「シジニオヒタル」とよむ。この語の例は卷四「五〇九」に「打靡四時二生有莫告我(能)」卷六「九〇七」に「水枝指四時爾生有刀我乃樹能」とあり。又「繁」を「シジ」とよむことは卷十三「三二八六」に「竹珠呼之自二貫垂」とあると、卷三「三七九」にある「竹玉乎繁爾貫垂」とを比べ、卷十五「三六一」に「於保夫爾爾麻可治之自奴伎」とあると、卷三「三六八」に「大船二眞梶繁貫」とあるとを比べて知るべし。即ち多くの枝の繁く生ひたるなり。

○都賀乃樹乃 舊訓「トカノキノ」とよみたるを考に「ツガノキノ」と改めたり。「都」は「ト」とよむこと

をうべきが、本集にてはすべて「ツ」の假名に用ゐて、「ト」にあてたる例を見ず。樹の名としては本集卷六、九〇七に「刀我乃樹能」とある例もあれど、卷十七に「都我能奇」(四〇〇六)卷十九に「都我能木乃」(四二六六)などあり。今は文字のままに「ツガノキ」とよむをよしとすべし。これは、その神岳に當時「ツガノキ」の生ひてありしならむが、今はそれをいひて、かねて下の「つぎ」といふ爲の枕詞とせり。この枕詞のことは卷一「二九」の「樛木乃彌繼嗣爾」の下にいへり。

○彌繼嗣爾 「イヤツギツギニ」なり。その意は卷一「二九」の下にいへるが、ここは人々の代々つぎつぎにといふなり。

○玉葛 「タマカヅラ」にして、この語は卷二「一〇一」にもいでたり。玉はただ美稱にして深き意なし。ここは次の「絶ゆる事無く」の枕詞とせるものなるが、葛は汎く蔓草をいへる語にして、その長く延へゆくをとりてかくはいへるなり。卷十四「三五〇七」多麻可豆良多延武能已許呂和我母波奈久爾(卷十一「二七七五」玉葛絶時無見因毛欲得(卷十二「〇七八」玉葛不絶物可良)などみなおなじ心よりいへるなり。

○絶事無 「タユルコトナク」とよむこと異説なし。

○在管裳 「アリツツモ」とよむ。この語の例は卷二「八七」にあるが、意はやゝ異にして、ここはいつもかくありつゝもの意なり。

○不止將通 「ヤマズカヨハム」とよむ。略解は「不止をツネニ」とよみたれど、この語の例は卷十四「三三八七」に「可都思加乃麻末乃都藝波思夜麻受可欲波牟」(卷十七「四〇〇五」に「伊麻見流比等母夜

麻受可欲波牟」(卷二十「四三〇三」に「也麻受可欲波牟伊夜登之能波爾」などあれば舊訓をよしとす。これは、これより中絶することなく、この地に通ひて見むと思ふ、其の飛鳥の舊都といふことなれば、「ガヨハム」は終止にあらずして連體格なりとす。

○明日香能舊京師者 「アスカノフルキミヤコハ」とよむ。考に曰はく、あすかは小治田宮より淨見原の宮まで六の御代の古郷なり」といひ、攷證はこれを非として「ここは専はら清御原宮をさせりとおぼし」といへり。この説をよしとす。小治田宮岡本宮は、古來飛鳥宮と稱へられたることなし。赤人は神龜天平の間の人にして奈良朝の人なれば、この飛鳥の地を舊京といへるに合へり。古の飛鳥宮のあととは、今明確にはあらねど、雷丘より遠からぬ地なりしならむ。さて端書とこの詞とによりて見れば、神岳に登りて飛鳥の舊都を望み、その舊都を主としてうたへるものなりとす。

○山高三 「ヤマタカミ」なり。「タカミ」はマ行四段活用の連用形なれば、山が高くしてといふ程の意なり。この山をば古義に神岳をさせりとしたるが、新講には「この句を古義註疏、新考に神岳の高い事を云つたやうに説いてあるけれども、神岳は小高い丘であつて決して高いとは云へない。(たとへ誇張したとしても、飛鳥の地にあつては西に遠く金剛葛城が高く聳えてゐるが、それまで行かずとも、東に近く多武峯山彙があり、それから南にかけて高取壺坂から吉野の連山が屏風を廻したやうに見え、又西には甘樫丘つづきの野口、五條野あたりの丘陵が指呼の間にあるのであるから、此所はそれらの山々を指したものに相違ない」とあり。されどこれも稍

過ぎたり。甘樞丘野口、五條野あたりの丘陵をも山といふべくは雷丘を山といはむに差支も無き筈なるをや。これは全釋に「山は飛鳥附近の連山を指したのである。東から南にかけて倉橋多武、細川南淵、高取などの諸山が連なつてゐる」といへる程の意なるものなるべし。

○河登保志呂之「カハトホシロシ」とよむ。この河は飛鳥川をさすこといふまでもなし。「トホシロシ」は形容詞なるが、卷十七、四〇「一」にも「山高美河登保之呂思」とあるあり。古典にはこの語はこの二例に止まりて、その他には見るところなし。これを釋するに契沖は「大きにゆたけき意なり。神武紀下云集大小之魚」といひ、考には「何にても大きな事」といひたり。本居は玉の小琴に於いて「とほしらくはあざやかなることなり。凡てあざやかなることをしろしと云。いちしろきも是也。又御火しらくたけと云もあざやかに也。續世繼に、其大納言の御のむこそきらゝかにとほしらく侍りけれと有。中頃までもいひし言にて古の意と同じ。歌に遠白妙と云も物あさやかなるを云り」といひ、槻落葉も略似たる説にて「灼然をいちじろしといふをむかへて此とほじろの言を考るにいちととほとはその意相近し。いちとはあるか中にぬき出ていふ言にて俗にいち至てなどいふ言にて至のたりを約めていちとはいふなるべし。さてはとほも、達トホの意にて達と至とはやゝ近し。いづれ白きはあざやかなるをいへば、さやけしといふにおなじ」といへり。これより後諸家の考區々として攷證の如きは「見る人心のひかん方にしたがふべし」とさへいへり。然るに、新考は雄大の義なるべしといひて、しかも「所詮見る人の心々なり、余は從來の義として用ゐたり」といひ、橋本進吉氏は萬葉集に於いては

『とほしろ』の『ろ』には呂の字を宛て『しろし』(白又は『いちじろし』の『ろ』には路の字を宛てて居るが元來萬葉時代には『ろ』の假名は二類にわかれて居たのであつて呂と路とは別の類に屬して決して混用する事なく隨つて當時その發音を異にしたものと考へられる。さすれば『とほしろし』の『しろし』と『しろし』(白及び『いちしろし』の『しろし』とは同音でなく、隨つて之を同語と認める事は容易に許されないのである)といひて宣長久老等の説に異議を挟み、これを雄大偉大の義にとるべしと主張せり。(奈良文化第十七號)先づこれらの説につきて考ふべきはその意義と語源論とを直ちに混同すべきにあらざることなり。先づ語源説にては槻落葉の説と橋本氏の説との二なり。玉の小琴の説はただ「いちじろし」と「とほしろし」と似たりといふのみにて同語源なりと強く主張せるにあらず。槻落葉の「とほし」と「いち」と同じとせる説は臆説たるに止まりて確實なる根據ありといふにあらねば、これも論争すべき程度のものにあらず。橋本氏の論は學術的態度をとれるものなれば、一往論ぜざるべからず。この説は石塚龍麿の假字遣奥山路によれるものなれど、その説果して確たる根據あるものなりや。石塚はただかかる用法の區別ありといふに止まり、發音の上に差ありとまでは論じたるにあらず。橋本氏はこれを發音上の差によるといはるれど、發音上如何に差のありしかは明示せられず。吾人もかかる大體の差別を立てうべしとせば、これには何等かの理由ありしにあらざるかとの問題に賛成するを躊躇せざるものなれども、實際の用例を見るに未だ遽かに賛成し得べき程度の事實を見るを得ざるものと思ふ。今石塚の説によるとすと

も、それには例外の往々存するを如何にせむ。ここには、當面の問題としてこの「ろ」につきて見るに、石塚は古事記及び萬葉集に通じて

古事記 萬葉集

(一) 呂侶 呂侶

(二) 盧路樓 漏路

となり、(一)の團内(二)の團内にては通用すれど、(一)の團と(二)の團とは通用せずといへり。然るに事實必ずしも然らざるものを見る。今その大要をいはむに、まつろふといふ語を

古事記には「麻都樓波奴」(景行卷)

日本紀には「麻都漏波奴」(崇神卷)

と書けるに、萬葉集には

麻都呂。倍乃牟氣乃麻爾麻爾卷十八四〇四九四

麻都呂。布物能等卷十八四〇九四

麻都呂。布物跡卷十九四二一四

麻都呂。倍奴卷二十四四六五

とありてすべて「呂」のみを用ゐて、(二)の團の文字を用ゐたるものなし。又「くろ」といふ語を古事記には

訶具漏比賣命(景行卷)

とあれど、萬葉集には

可具呂。伎可美爾卷十五、三六四九

迦具漏。伎可美爾卷五、八〇四

とありて、二團混用せり。又「しろたへ」といふ語は萬葉集に於いて(同じ卷に於いてすら)

之路。多倍卷十五、三六〇七、三六二五、三七七八

思漏。多倍卷十五、三七二五

之呂。多倍卷十五、三七五一

の如く二團混用せり。又「うつろふ」といふ語は萬葉集中にて見るに、一方に

宇都呂。波牟可母卷十九、四二八二

宇都呂。比卷十九、四一六〇(宇都呂。比爾家里卷五、八〇四)卷十五、三七一六

伊麻波宇都呂。布卷十五、三七一三(宇都呂。布麻泥爾卷十七、三九七八)ナホアリ

の如く「呂」をかける、

宇都路。比奴良牟卷十七、三九一六

宇都路。布麻泥爾卷十七、三九八二

の如く「路」をかけるとの二様あり。かくの如くに入、混雜の存するをば、龍麿はそれら自説に合せぬものはすべて「不正なるべし」といひたれど、事實を歸納的に認めむ研究上の態度としてはかくの如き事實の一を正とし他を不正と斷すべき標準を示さずば獨斷の譏を免れず。さ

れば、とほしろし、のしろし、といちしろし、のしろしとは全然別の語なりといふ事は容易に斷言しうべきものにあらざるべし。今この「とほしろし」といふ語を考ふるに、「くしき」の活用をなすものなるは著しく、その構成を考ふるに一般に形容詞の語幹の三音以上なるものは單一の組織よりなれるものなくして多くは二個の語根又は語幹の合成より成るものなり。而して多くの場合はある形容詞の語幹を他の形容詞の上に冠して熟成せしめ

あかぐろし あつくるし あをぐろし ほそながし ながぼそし

の如くするを例とす。今この語も、その構造は

「とほし」「通」の語幹或は「遠」の語幹と「しろし」(著)

との合成なるべく考ふるが普通なり。かくて合成せる語は、他の諸例に見る如く、一方のみの意をあらはすものにあらずして、元語たる二者の有する觀念の合體せる意をあらはすものとなるを多しとす。而して二者の觀念の合體せる結果としては新なる觀念を生ずるものにして、ただ元の語の觀念を二個集めたりといふに止まらざるなり。今この「とほし」もまた然り。「とほし」は「遠く」通るの語幹としては深遠通達の意あり、「しろし」は顯著の義あり。かくて深遠通達にしてしかも顯著なる義とせば、雄大偉大の義として可なる筈なり。しかも、本集なるはいづれも、山高み河とほしろし、といへるにて河の流の遠く著しく通れる意は明かに見ゆるにあらずや。かくて古來の人々の意見は實はさまで大差なく、結局は同じ事をさせるものなり。かの日本書紀の傍訓の如きは往々後人の語を混ざるを以て確證とすべきにあらず。

○春日者 「ハルノヒハ」はなり。意明かなり。

○山四見容之 古來「ヤマシミガホシ」とよめり。童蒙抄は「見を美」の誤として「ヤマシウルハシ」とよめり。然るにここには類聚古集に「見を見」に作るはあれど、「美」に作る本一もなし。しかもその「見」も亦誤にして「見」を正しとすべし。惟ふに童蒙抄は「容」字を意義にて用たりと見たる爲の上に「美」あるべしとしたるものならむ。然れどもこれは「容」を「カホ」といふ語にあつるその音をかりたる一種の假名たるに止まるものならむ。「容」は容貌の義にして、これに「カホ」の訓あることは明かなるが、集中に「容鳥」(卷三、三七二)「卷十一、八九八」「容花」(卷八、一六三〇)などあり。さればこれを「ヤマシミガホシ」とよむべきなり。卷六、一〇四七に「山見者山裳見貌石里見者里裳住吉」とある「見貌石」も「みがほし」にして「貌」を「カホ」とよみてここに借りたるは同じ趣なり。さてこの語の例は古事記仁徳卷の磐之媛皇后の歌に「和賀美賀本斯久邇波迦豆良紀多迦美夜日本紀顯宗卷の歌に「野麻登陸儻瀾我保指母能婆於尸農瀾能莒能施智紀儻屢都奴婆之能瀾野」とあり、本集にては卷十七、三九八五に「夜麻可良夜見我保之加良武」(卷十八、四一一)に「多知婆奈能成流其實者比太照爾伊夜見我保之久」(四一一)に「移夜時自久爾奈保之見我保之」などの假名書の例も少からず。語の意は楓落葉に「山の出たちの容よきをほめて見貌」といふともいふべし」といひたれど、これも容貌の文字にとらはれたる考へなり。これは契沖が「見之欲なり」といへるを正しとすべし。考にはこれを受けて更に「常にはみまほしといひならへり」といへり。この語の組立は「見」を體言扱にしてこれを「欲し」の主格にしたるその「み」がほしを以てまた更に一の

用言として取扱ひ今の見たしといふに似たる意に用ゐたるにて山之シは強く示す意の助詞たるなり。さて「ミマホシ」といふ語は萬葉の頃になく平安朝の頃よりあらはれ又平安朝の頃には「ミガホシ」は見えねば「ミガホシ」の亡びて「ミマホシ」これにかはれるならむ。

○秋夜者「アキノヨハ」なり。上の「春日者」に對せるなり。

○河四清之 古來「カハシサヤケシ」とよめり。古今六帖にこの歌をひきて「カハシモキヨシ」とよみたれど契沖はこれを非とせり。「サヤケシ」の例と意とは卷一六一の「見爾清潔之」の條にいへり。以上四句は山水の景色が春秋晝夜いつ見てもさやけくみがほしといへるなり。

○且雲二「アサゲモノ」とよむ。意明かなり。攷證に曰はく「且雲は必らず朝ある雲にのみ限らざれど且夕を以て對になせるにて云々」といへり。

○多頭羽亂 「亂」字神田本に「散」とあり。されど大多數の本につきて「亂」を正しとすべし。舊訓「タヅハミダレテ」とよみたるを考に「タヅハミダレ」と六音によめり。ここに「テ」に當る字なし。加之ここに「テ」を加へてよむ時は次の句と對するものとならずして下の句に引きつけらるる勢となるによりて六音のまゝ「テ」を加へぬをよしとす。「羽」は助詞の「ハ」をあらはすに止まりて鳥の羽の意にあらず。「タヅ」は卷一七一にいへる如く鶴類一群の總名なりしならむ。考に曰はく「飛事なければ亂と云ならん下にもあり」と。されど鶴の飛事なしとは如何なる事か明かならざるのみならず下にもありといひたれどざる例は集中に見る事なし。かた／＼從ひかねたり。攷證に「朝には雲るに鶴の飛亂といへる也。亂はいくつともなく群飛せるをいへり」と

あり。この説によるべきが「亂」は古は四段活用なれば「ミダリ」といふべきなり。

○夕霧丹 舊訓「ユフキリニ」とよみ童蒙抄に「ユフクレニ」とよみたり。「霧」字類聚古集に「霞」とあれど大多數の本によりて「霧」を正しとすべし。さて「霧」を「クレ」とよむことは道理無ければ童蒙抄の説は從ひがたし。

○河津者驟 舊訓「カハツハサワグ」とあり。拮解に「カハツハトヨム」とよみたれど「驟」は「トヨム」とよむべき文字ならねば從ふべからず。「驟」を「サワグ」とよむことは卷二一九九の「弓波受乃驟」の下にいへる如く卷九一七〇四に「細川瀬波驟」にても知るべし。「河津」は何をさせるか。本集には川にすみて鳴くよしをうたへるもの多し。この卷三五六に「明日香河乃夕不離川津鳴瀬之清有良武」卷六九一三に「三芳野之眞木立山湯見降者川之瀬毎開來者朝霧立夕去者川津鳴奈辨」卷十一八六八に「川津鳴吉野河之」二一六一に「三吉野乃石本不避鳴川津諾文鳴來河乎淨」卷七一〇六に「河豆鳴清川原乎今日見而者」卷六九二〇に「芳野河之河瀬乃淨乎見者上邊者千鳥數鳴下邊者河津都麻喚」卷七一〇三に「佐保河之清河原爾鳴知鳥河津跡二忘金都毛」卷八一四三五に「河津鳴甘南備河爾陰所見而」など少からず。而して卷十を見るにその秋雜歌の「詠蝦」と題する五首共に「川津」二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、河津二一六五の字を用ゐたり。又秋相聞の「寄蝦」と題する一首二二六五には「蝦」の字を用ゐたるを古來「カハツ」とよめり。この蝦は「カヘル」なるが本草和名和名鈔等いづれも「カヘル」の語ありて「カハツ」の語なし。而して本集には又「カハツ」の語のみありて假名に「カヘル」とかけるなし。これによれば「カヘル」「カハツ」同じも

のにて古今によりて稱の異なるが如し。然るに、久老の槻落葉の別記には「河蝦は春秋ともによめりとおもふは集中をふかく考ざるもの也。すべて秋にのみよみて春によめる例なし」といひてその例證をあげ、次に「さて右の歌どもは河にのみよみ合せて古くは田にも沼にも池にも蝦をよめる例なければ、今の田面に鳴蛙にはあらじとおもへるに、云々」といひて、今俗に「カジカ」といふ名にて弄ぶ一種の蝦をさすなりといへり。かくてより後は殆ど、これに確定せる由に見ゆ。今「カジカ」といふはもと「カジカ」といふ川魚の名にしてこの蟲の鳴くをば、その魚の鳴くぞと心得ていひはじめし名なりとおぼえて「カジカ」といふ一種の蝦の名は古には全く見ぬところなり。畔田伴存の古名録に曰はく「河津ハ蝦墓ト錦襖子ヲ通ジテ云者也。錦襖子ハ春夏間ニ鳴テ秋夜ハ不鳴也」といひ、又「河鹿ノ名ハ後世ノ名ニノ物類稱呼ニ載タリ」とあり。されば「カハヅ」即ち「カヘル」にて古へは今の「カヘル」も「カジカ」も同じく「カハヅ」といへるならむ。而してここに聲を稱美する「カハヅ」は今いふ「カジカ」の事を主としていへるならむ。この蟲は沼田などにはすまず、清流にすむものにして、我はかつて山城清瀧川にて初夏にこれをききたるが、仙臺の廣瀬川にては盛夏にこれをきくをうべし。これは秋には鳴かずと古名録にいへれど、秋もたけてこそ鳴きもせざれ、初秋にはなほ鳴きしきるものをや。本集又初秋によめり。これは蛙の類にして體瘦せて色黒く疣あり、趾端に吸盤あり、魚のかじかの棲む如き谷川の清流の岩間にすむなり。飛鳥川の清流に古この蟲の多く棲みしならむ。サワグは新撰字鏡に「蒼に注して衆口也佐和久」とあり、又「聒」に注して「諠語也」「左和久」とあるにても明かなる如く多くの

蝦のなくをいへるなり。

以上一段落にして、その風物のよきをたたへたるなり。

○毎見 「ミルゴトニ」とよむ。この語は見る度毎にの意か、見る物ごとにの意か。全釋には見るものごとへの意とせり。これをよしとすべし。

○哭耳所泣 舊訓「ネノミナカユ」とよみたり。古今六帖には「ナキノミソナク」とよみたるを代匠記は非とせり。考は「ネヲノミシナカユ」とよみ、槻落葉は「ネノミシナカユ」とよめり。「哭」は「ネ」にして(卷二「一五五一」)「所泣」は「ナカユ」とよむべきこと、卷二の「聞者泣耳師所哭」(二三〇)と同じ關係にあり。而して本集の例を見るに「禰能尾志奈可由」(卷五「八九七」「八九八」)「禰能未之奈可由」(卷十五「三六二七」)「禰能未之奈可由」(卷十七「四〇〇八」)「禰能未之奈加由」(卷十五「三七三二」)「卷二十四「四四八〇」「四五一〇」の如く假名書にて「ネノミシナカユ」とのみあり。又上の卷二の「二三〇」又卷四「五〇九」の「哭耳之所哭」と「哭耳之所泣」(卷九「一八一〇」)「卷十三」「三三一」「四」の「哭耳思所泣」(卷十三「三三四」)とかけるも「ネノミシナカユ」とよむべきものなり。かくて「ナカユ」の上に「ネヲノミナカユ」(「ネ」文字なければ、槻落葉の説に従ふべし。

○古思者 舊訓「ムカシオモヘバ」とよみたれど、古は「ムカシ」とよまず、「イニシヘ」とよむべきものなれば、考に従ひて「イニシヘオモヘバ」とよむべし。この句は「毎見」の上にあるべきを反轉してここにおかれたるにて、飛鳥の京の盛なりし古の事を思へばといふなり。

○一首の意 この神岳に登りて見れば、この山に多くの枝のさして盛えてあるつがの樹の名の如く長くつぎ／＼に絶ゆる事なく常に通ひつつ見たしと思ふこの飛鳥の舊都は高き山も見え河も遠く著しく流れ、山水明媚の地にして、春には山のさま見るに足り、秋の夜は河の景色もさやかに見ゆ。朝は雲間に鶴亂れ飛び、夕は霧の中より河鹿の音かまびすしく聞ゆ。(第一段)かくの如き景勝の地にして見る物として舊都の盛んなりし古の形見ならぬはなければ、懐舊の情に堪へずして自然に泣かるることよとなり。

反歌

(三二五)

明日香河、川余藤不去、立霧乃、念應過、孤悲爾不有國。

○明日香河 「アスカガハ」いふまでもなし。既にいへる如く、かくあるによりて神岳が「カミヲカ」なるべきこと疑ふべからず。

○川余藤不去 「カハヨドサラズ」とよむ。「カハヨド」といふ語は、この卷三七五に「吉野爾有夏實之河乃川余杼爾鴨曾鳴成山影爾之氏」卷十一三〇一九に「河余杼能不通牟心思兼都母」とあり。「よど」は水よどみたる所をいひ、川淀は川の淀みをいふ。「サラズ」はその川淀の邊に絶えず霧の立つをいふとするが、普通に行はるる説のやうに見ゆ。然れども、然る時は明日香川の淀みの邊には晝夜たえず霧の立ちこもりてある事と見ざるべからず。然れどもさる事ありうべき事にあらねば、この説は従ひがたし。この「さる」はなほ「去る」の文字の意にて、その川淀の邊に即

して霧の立つといへるのみの事なるべし。卷十四三五一一三に「由布佐禮婆美夜麻乎左良奴爾努具母能」卷十七三九三二に「須麻比等乃海邊都爾佐良受夜久之保能」卷十一一六一に「三吉野乃石本不去鳴川津」これらみなその土地に即していへるなり。ここも川淀は殊に水分に富む故にその邊に霧の立ちやすきによりていふと思はる。

○立霧乃 「タツキリノ」とよむ。「立ツ」は雲霞霧のその邊に生ずるをいふ。霧にいへる例は、この外には卷十一二六八〇に「河千鳥住澤上爾立霧之」卷十二三〇三六に「佐保山爾立雨霧乃應消所念」卷十七四〇〇三に「安佐左良受綺利多知和多利」卷十九四二一四に「立霧之失去如久」卷二十四三一〇に「安吉佐禮婆奇里多知和多流」などあり。これは川淀の邊に立つ霧の如くといひて下の句にかゝれるものなるが、そはこの霧のあるが爲なるべし。なほその意味は下の句に往きていふべし。

○念應過 「オモヒスグベキ」とよむ。ここに、この「オモヒスグ」といふは如何なる意かといふ問題と、上の「立霧の」といへる語が、この句に如何なる關係に立つかといふこととの二の問題を生ず。先づ上の句がここに如何なる關係を有するかと考ふるに、卷十七四〇〇〇の「安佐欲比其等爾多都奇利能於毛比須疑米夜」四〇〇三に「已許呂毛之努爾多都奇理能於毛比須具佐受由久美豆乃於等毛佐夜氣久」とあれば、おもひと「すぐ」との二者に共通してかゝれる如くに見ゆ。然れども、卷十一二四五五に「高山之峯朝霧過兼鴨」を見れば、これは「過ぐ」といふことにつきてのみかゝる語なること著し。かく「すぐ」「すぐす」にかゝるは霧は朝又は夕に立つものなるが、それもいつ

しか消え失するものなるが故と思はる。かくて「おもひすぐ」といふ全體にかゝらぬものといふことを一方に定めおきて、次はこの「おもひすぐ」とは如何といふにこれも今多く行はるる説は思ひをすぐしやる意にいへり。されど、今の例は「思ひすぐす」にあらずして「おもひすぎ」なればそれにては所謂自他の違ひあり。今なほこの語例を按ずるに、上にあげたる卷十七の「四〇〇」又この卷「四二二」に「振乃山有杉村乃思過倍吉君爾有名國卷四六六八」に「白雲之可思過君爾不有國卷十二〇二四」に「萬世携手居而相見軛念可過戀奈良莫國卷十三三二二八」に「三諸之山丹隱藏杉思將過哉蘿生左右等」は「思ひすぐ」といふ一語なるが如くにも思はるべし。然れども、かく見ても「思ひをすぐす」とはいふべからざるのみならず、卷十二〇二四の歌の如きは「思ひをすぐす」といひては全く不可解に陥るべし。ここに於いて、問題は「思ひ」と「すぐ」との関係にうつる。ここに卷九「一七七三」の「神南備之神依板爾爲杉乃念母不過戀之茂爾卷十二二六九」の「今夜乃曉降鳴鶴之念不過戀許會益也」の例を見るに、これらは「おもひがすぐ」の主格たるべき關係に立てるものと考へらる。かくてその傍證として考へらるるは卷二一九九の「嘆毛未過爾憶毛未盡者」なり。これは「嘆」と「憶」とは畢竟同じ意を語をかへていへるまでにて「嘆毛」が「すぐ」の主格たれば、それに準じてここも同じ關係と思ふべし。かくてその主格に立つべき語とその動詞とをつづけて一語の如き形にせるものこの「おもひすぐ」なるべし。而してこれはいづこまでも所謂自動詞なり。若し、これを所謂他動詞とすれば卷十四三五六四の「可奈之氣兒呂乎於毛比須吾左牟」の如く「おもひすぐす」又は卷十七四〇〇三の「おもひすぐす」の形となるものなり。

り。されば、その思が霧のいつしか立消ゆる如き状態にあるを「おもひすぐ」といへるなりとすべし。「すぐ」とはこれが過去になりて現在には存せぬをいふ。

○孤悲爾不有國「コヒニアラナクニ」とよむ。攷證は「コヒナラナクニ」とよめり。「ニアリ」の約せられて「ナリ」となること卷一以來多し。上にひける卷十二二〇二四の「戀奈有莫國」によれば、しかよみても不可なし。されどこの「二六三」によれば、舊訓にてよし。「孤悲」は戀の漢字にあたる。されど、これは男女の間の思をいふにあらずして代匠記にいへる如く、故都を戀る感慨なり。

○一首の意 從來の説明抽象的にして興趣なし。この歌はその川霧を見ての事なり。今日ここに見れば折節明日香川の川淀の附近去らずに霧の立てるを見るが、この霧もやがては消え去るならむ。わが故き都の古を思ふ情はその霧の如く、消え去るべきものにはあらず。それより遙かに深く強くしてこの思慕の情は永遠にして、やがては消え去る如き淺薄なるものにはあらぬものなるをとなり。

門部王在難波見漁父燭光作歌一首

○門部王 この人は上にある「詠東市中樹作歌」三一〇の作者と同じ人なるべし。

○在難波 難波は攝津國難波なることいふまでもなし。但しこの王難波に至りしことの記事他に所見なし。

○漁父燭火 「漁父」は支那にての熟字にして、楚辭、史記(呂尙の事)に見えたり。倭名類聚鈔には「漁

父楚辭云漁父鼓枻而去とあり、注に「漁父一名漁翁無良岐美」とあり。この漁父は所謂老漁の義にして、漁人の長たるものの名なり。その訓の「ムラキミ」は群君の義なるべくしてその語は空穂物語吹上の上の巻、又夫木抄なる顯仲の歌などに見ゆるが、ここはその意にあらずして汎く「漁人」「海人の義として同じく「アマ」とよむべきならむ。「漁人は和名鈔に「日本紀私記云漁人阿萬」とあり。「燭光」は「燭の光の義なるが、燭は説文に「庭燎火燭也」廣韻に「燈燭」と見え、玉篇に「照也」と見え、倭名鈔には「燈燭」と掲げ、注して「和名並度毛師比」とあり。されば「燭光」文字のままによまば、「トモシビノヒカリ」とよむべき筈なれど、槻落葉には「漁父燭光」にて「アマノイサリビ」とよむべしといへり。さることなるべし。

(三二六)

見渡者、明石之浦爾、燒火乃、保爾曾出流、妹爾戀久。

○見渡者 「ミワタセバ」なり。この地より彼方を見渡せばなり。

○明石之浦爾 「アカシノウラニ」なり。明石は上二五四の歌に「明大門の明にして今も名高き播磨の地なり。難波の地より見たせば、明石の海上まで遙かに見ゆるによりていへるなり。

○燒火乃 舊訓「タケルヒノ」とよみたるを管見に「トモシヒノ」とよめり。「燒」は普通「ヤク」「タク」と訓すれど、「燃焼」と熟することあるが、その燃は類聚名義抄に「トモス」の訓あれば「トモス」とよみうべきことを知るべし。而して漁火に對しては本集には卷十七、三八九に「海未通女伊射里多火能於煩保之久」とある如く「タク」といへるもあれど、又卷十五、三六二に「伊射里須流安麻能等

毛之備於伎爾奈都佐布三六四八に「宇奈波良能於伎徹爾等毛之伊射流火波安可之且登母世夜麻登思麻見無」三六七二に「伊刀麻奈久安麻能伊射里波等毛之安徹里見由の如く「トモス」といへるが多し。而して「タケル」といふべきならば「燒」一字ならずして「燒有」など書くべきなれば、こゝは「トモシヒノ」とよむをよしとす。

○保爾曾出流 舊訓「ホニゾイデメル」とよめるを童蒙抄に「ホニゾイデツル」とよみ、槻落葉には「出」の下に「奴」字を脱せりとして「ホニゾイデメル」とよめり。然るに諸本ここに脱字ありといふもの一もなければ、脱字説はうけられず。さて文字のまゝならば「ホニゾイヅル」とよむべきやうなれど、音も足らず、調もとのはず。さらば「メル」か「ツル」かのいづれにかよるべきなるが、こゝは「メル」の方穩なりと思はる。「ホニイヅ」とは内にこもりてありしものが外面にあらはれ出づることをいふにて、稻の穂薄の穂などはもとより舟の帆などもこれに基づける名なり。日本紀神功卷に「幡萩穂出吾也云々」本集にては卷九、一七六八に「石上振乃早田乃穂爾波不出心中爾戀流比日云々」卷十二、二八五に「花野乃爲酢寸穂庭不出吾戀度隱婦波母」卷十四、二五〇六に「波太須酒伎穂爾氏之伎美我云々」卷十九、四二一八に「伊射里火之保爾可將出吾之下念乎」とあり。「ゾ」の係にて下を「ル」とせるなり。

○妹爾戀久 「イモノコフラク」とよめり。「戀」は「コフル」なるが、それに「ク」を添ふる時に音を轉じて「コフラク」となれるなり。「ク」は或る點をさす意あり。これは反轉しておかれたる句にして妹に戀ふことが、穂にぞ出でぬるといへるなり。

○一首の意 難波より播磨の方の海上を見渡せば、明石の浦に、漁父が、漁する爲にともせる火の著しく見ゆる如くに、わが妹に戀ふる下の心が、外にあらはれて人に知らるるやうになりたるよとなり。これは攷證には、故郷の妹を戀る思ひの穂にあらはれぬと也といひたれど、さにはあらずして、何人か、その戀人によみて示されしものならずば意をなさず。略解に、是は相聞の歌なれど、旅に在てよめるゆるここに次でたる也といへる方寧ろまされり。但し、これは相聞の歌にはあらず。されど略解に相聞の歌といへるは戀の歌といふほどの意にていへるならば別にいふべきことなし。

或娘子等贈裏乾鰻戲請通觀僧之咒願時通觀作歌

○或娘子等 「アルヲトメラ」とよむ。その名等は記さざれば知らむによしなし。

○贈 この字神田本に「贈」とかけるが、他の本すべて「賜」なり。意によりて「贈」を正しとすべし。目錄にはこの詞書をば、

或娘子等以裏乾鰻贈通觀僧戲請咒願之時云々

とせり。この方意通れり。槻落葉には、卷八に山口女王賜大伴宿禰家持云々湯原王賜娘子云々と見えたり。卷四に古人乃今ものませるきびの酒やもはゞすべな貫簀賜らむ。卷八に玉に貫不令消賜良牟云々とあるも皆おくるの意と見て聞ゆれば、この賜をもさる意と見て有なんか。猶考べしといひたり。これを見るに山口女王及湯原王のは皇族より臣下に賜はれ

るなれば論なし。今は或娘子より僧に遺すなるが、當時僧の地位は名もなき女子よりは社會的境遇として遙かに上位にあれば、賜の字は當らず。又、賜良牟は今の俗語の「イタダカウ」といふ事なれば、主客の差あり。されば、この説は全く従ふべからず。

○裏乾鰻 「裏」は「裏」の俗字にして「ツ、ム」の義あり。即ちこれは「ツツメルホシアハビ」なり。乾鰻は「アハビ」の肉をとりて乾したるものにして古代に貴重なる食品とせり。この乾鰻の引き延したるが、所謂のしあはびにして、古代には進物にする主たる物とせり。このなごりが、今も進物に「のし」をつくる事として傳はれるなり。鰻は和名鈔に「四聲字宛云鰻、魚名似蛤偏着石、肉乾可食。出青洲海中矣。本草云鮑一名鰻鮑音抱阿波比」とあり。類聚符宣抄卷三に載する鮑瘡の療法を訓示せる天平九年六月廿六日の太政官符に、但乾鰻堅魚等之類煎否皆良とあり。又乾鰻を物につつめる事は延喜式内膳司式太宰府の御贄の條に、御取鰻四百五十九斤五裏、短鰻五百十八斤十二裏、薄鰻八百五十五斤十五裏、陰鰻八十六斤三裏、羽割鰻卅九斤一裏、火燒鰻三百卅五斤四裏已上調物とあり。それらの鰻の製法明かならねど、裏にせること以て見るべし。

○通觀僧 「通觀」はその名なり。「僧」は日本紀によめる如く「ホフシ」とよむべきが、この法師の事物に見えねば明かならず。

○呪願 は代匠記に曰はく、咒願は僧家の祝言なり。十誦律云、佛言應爲施主種種讚歎、咒願若上座不能即次座能者作」と。攷證には「今俗に云まじなひなり」といへれど、これは咒といふ文字にとらはれて佛教の實地を顧みぬ説なり。咒願は念佛誦號し法語を唱へて福利を願求する義

にして十誦律の言のいふ所にて明かなるが、普通には法會の時導師が施主の願に従ひて施主又は先亡者の幸福を祈願することをいふ。さてここは何事の咒願なるかと考ふるに、若し尋常の場合ならば、この物を施物として、自己の希ふ福利を咒願せむことを求むる意なりとすべし。然れども、さるときは「戯に請ふ」とかける意にかなはず。ここに思ふに、乾鯨を贈りて、これを先亡者に擬して、これが爲に、咒願せよと戯れたるものと見ざるべからず。よりにて古來の咒願の例を見るに、東大寺要録に載する貞觀三年東大寺大佛等の咒願文をば、じめ本朝文粹朝野群載等に載するものすべて四言の句を以てせる一種の韻文に一定せり。されば、當時のさまも略想像せらる。而してこれは歌の意に照せば、この乾鯨を亡者と見なして、これが成佛得脱を咒願せむことを戯に請ひしものとみるべきなり。

(三二七)

海若之、奧爾持行而、雖放、宇禮牟曾此之、將死還生。

○海若之「ワタツミ」とよむ。「海若」は元來支那にて海神の事なり。一例をあぐれば文選西京賦に「海若游於玄渚」とある薛綜の注に「海若、海神」とあり。その海神はわが國に「ワタツミ」といふこと日本紀にて明かなるが、それより轉じて海そのものをも「ワタツミ」といふこと卷一「一五」の「渡津海乃豊旗雲云々」に照して知るべし。ここはただ海の事なり。

○奧爾持行而雖放「オキニモチユキテハナツトモ」なり。意明かなり。この乾鯨をば、海の沖にもち行きて放つともなり。

○宇禮牟曾 舊訓「ウレモツ」とよめり。類聚古集には「ウレムツ」とあり。代匠記に曰はく「今按、牟の字常の吳音にてうれむそと讀べきか。第十一、人丸集の歌に平山子松末有廉叙波云々、これをならやまのこまつかうれにあれこそはと點したれど、コとよむべき字なし。今按に彼もこまつかうれのうれんそはとよむべきにやと存す。委は彼處に注すべし。語勢を以て推するに、なんぞ、いかなぞなど云に同じく聞ゆ」といへり。玉の小琴もこれに同意にして、卷十一の歌を引き、此第三の句うれむぞはと訓べし。子松がうれのうれと重たる、歌なり」といへり。「廉は平聲監韻にして、mの韻なれば、レム」とあるが正し。これはこの本居の説の如くなるべきが、この語は他に類例なきものにして確かに如何なる語とも、如何なる意とも斷言しがたし。その「うれむぞ」といふが一語なるか、又「うれむ」にて一語なるにて「ぞ」は助詞なるかも斷言しかねたり。されど、恐らくは「ぞ」は助詞にして「うれむ」がこの語の實體なるべく、意は大體契沖のいへる如くならむ。なほ研究を要するものなり。

○此之 古來「コレガ」とよめり。乾鯨をさせるなり。

○將死還生 舊訓「シニカヘリイカム」とよめり。童蒙抄は「ヨミカヘラシヤ」とよみ考は「ヨミカヘリナム」とよみ、玉の小琴は、或人これをヨミカヘラマシと訓るは宜し、但しよみかへりなむとよむ方まさるべしといへり。按ずるに、舊訓は拙くして歌の詞ともきこえず。これは「死還生」といふ三字にて蘇の義をあらはせることたとへば唐韻に蘇に注して「死而更生」といひ、康熙字典に「蘇」の字の注に「死更生」とあるに似たる用法なり。六朝時代の俗字に「蘇」を「甦」とせるもこの義

なり。かくして「ヨミガヘル」といふ語を示したるならむ。この語は新撰字鏡に「種蘇の別體」に注して「東孤反又作甦更生也與彌加へ利」とあり。元來「ヨミ」は死後に人の往く國と信ぜられたる處なり。一旦「ヨミ」に行きて更にこの國に還りて生くるをいふ。さてこの句を「ヨミカヘラムヤ」とよむべきか、「ヨミカヘリナム」とよむべきか、「ヨミガヘラマシ」とよむべきかといふに「ヤ」とよむべき文字無ければ、童蒙抄の説は隨ひがたし。又「將はム」とも「マシ」ともよまるべけれど、もと「ウレムゾ」といふ語の意十分に明かならねば、必ず「マシ」とよまざるべからずといふべき由なし。將の普通のよみ方に隨ひて「ヨミガヘリナム」とよみおきて反語をなすと見ておくべし。

○一首の意　これは乾し枯れたる鰯なれば、たとひこれを大海の沖に持ち行きて放つとも、何としてこれがよみがへることあらんやとなり。戯に贈れるに對しての答歌としてはたゞ言にすぎずして何の面白みも無き歌なり。これをここにのせたるは恐らくは僧侶の歌の珍しさによりてならむ。その以外にこれととるべき點ありとも見えぬ。

太宰少貳小野老朝臣歌一首

○太宰少貳　太宰府の次官にして大貳の次に位し、從五位下相當の官なり。

○小野老朝臣　小野朝臣の氏は新撰姓氏錄によるに、孝昭天皇の皇子天押帶彥國押人命の後にして近江國滋賀郡小野村に居たるより起れるなり。されどこの人の父祖は詳かならず。この人は續紀を按ずるに養老三年正月に正六位下小野朝臣老に從五位下を授けらるる事見え、

養老四年十月に右少辨に任ぜられ、天平元年三月、從五位上に叙せられ、天平三年正月に正五位下、同五年三月に正五位上、同六年正月に從四位下、同九年六月に太宰大貳、從四位下小野朝臣老卒と見えたり。然れども、太宰少貳たりしことは見えぬ。蓋し、史に佚せるなり。然るに、本集卷五、天平二年正月十三日太宰帥大伴卿宅宴梅花歌三十二首の中に少貳小野大夫とあり。この小野大夫は蓋しこの人にして少貳たりしは天平二年の頃にして、この詠もその頃のものと見るべし。さて令の規定を見るに、三位以上直稱姓、四位先名後姓、五位先姓後名とあり。これによらば、この時この人は從四位下たりし時ならむか。さらば、まさしくその規定にあへりといふべし。

青丹吉、寧樂乃京師者、咲花乃薰如、今盛有。

(三二八)

○青丹吉「アヲニヨシ」卷一より例多し。「ナラ」の枕詞なり。

○寧樂乃京師者「ナラノミヤコハ」なり。この都は元明天皇の和銅三年三月に藤原の京より遷され、七代の間の帝都たりしなるが、小野老の太宰少貳たりし天平二年の頃にはもとより帝都は奈良にありしなり。されば、この歌、その帝都をさしていへること明かなり。

○咲花乃「サクハナノ」とよむに異議なし。「咲」の字、類聚古集に「嘆」とあれど、誤なること著し。「咲」は今専ら「さく」といふ語にあつれども、これは「笑」の俗字にしてそれに「口」扁を加へて「咲」とせるより起れるものなりとす。この字を花の「さく」に用ゐることは本集に頻繁に見ゆる所なるが、

その源が支那にありて「花笑鳥歌」などいふ語より出でしならむが「咲」を専ら「サク」にあつるは本邦の俗なるべし。

○薰如「ニホフガゴトク」とよむ。童蒙抄には「カヲレルゴトク」とよみたり。薰は「ニホフ」カナル二様によみうべきが、ここは色を主とせりと見るべく、「ニホフ」は今専ら香氣にいへど、古は色にもいひしこと、卷五七の「仁保布榛原」の下にいへる如し。「薰を花の」ニホフに用ゐたる例は卷六「九七一」に「丹管士乃將薰時能」あり。而して花に「カナル」といへる例は本集には一もなく、いづれも「ニホヒ」「ニホフ」のみなれば、ここも「ニホフ」とよみて、その色につきていへるものと思はる。

○今盛有「イマサカリナリ」この語の例は卷五八五〇に「有米能波奈伊麻左加利奈利」八二〇に「鳥梅能波奈伊麻佐可利奈理意母布度知加射之爾斯且奈伊麻佐可利奈理」卷五八三四に「鳥梅能波奈伊麻佐加利奈利」又卷二四三六一に「櫻花伊麻佐可里奈里」卷八一四四九に「都保須美禮今盛有」卷十一九〇三に「奥山之馬醉花之今盛有」二一〇六に「沙額田乃野邊乃秋芽子時有者今盛有」などあるが、いづれも花に就いていへるを見れば、ここも花の盛なるが如くなりといへること著し。

○一首の意 明かなり。考に曰はく「よく譬なしたり。この都の盛を今も見る如し」といへり。これは遷都後約二十年の頃の詠と見ゆれば、その帝都のまさに盛んなりし頃なるを察すべし。契沖曰はく「此は朝集使などに差されて都に上りてよまれたるか」と。さることにもあるべし。

防人司佑大伴四綱歌二首

○防人司佑 防人司は太宰府下の一官廳にして防人の名帳、戎具、教閱及び食料の田の事を掌る所なり。令の制すべて司と名づくる官廳の長官は正、次官なく判官は佑、主典を令史とする規定なり。されはここに流布本「祐」とかけるは當らざるなり。「祐」は神祇官の判官にのみ用ゐらるる文字なればなり。古寫本を見るに「佐」字をかきたるもの三種あれど、それも誤なり。攷證に佑祐相通として誤にあらずとせれど、令制に嚴然たるものを誤ならずとはいひがたし。西本願寺本、溫故堂本、大矢本に「佑」とあるを正しとす。これは防人司の判官にして「ジョウ」とよむべく相當は正八位上なり。

○大伴四綱 「オホトモノヨツナ」とよむべきか。「綱」の字流布本「繩」字とすれど古寫本すべて「綱」とあり。同じ人の歌卷四に二首、づれも「四綱」とあり。卷八にある一首には流布本「繩」とあれど、古寫本「綱」とせり。この人大伴氏なることのみ知られて父祖詳かならず。

安見知之吾王乃敷座在國中者京師所念

○安見知之 「ヤスミシシ」卷一以來屢見ゆ。「オホキミ」の枕詞なり。

○吾王乃 「ワガオホキミノ」とよむ。ここは天皇をさし奉れるならむ。

○敷座在 「シキマセル」とよむ。「シキマス」は卷一の「三六」の「宮柱太敷座波」の下、又卷二「一六七」の「天

皇之敷座國等の下にいへる如く、しりいます」と同じ意にしてこの天下を知ろしめすをいふ。
「在はそれに」アリを加へたるを示す者なれば、シキマセル」とよむべきこと著し。

○國中者 舊訓クニノナカニハ」とよみたるが、類聚古集には、クニノナカラハ」とよみ、楓落葉には「クニノマホラハ」とよみ、攷證には、クニノウチニハ」とし、古義は、者在の誤として、クニノナカナルとせり。然るに、ここに誤字一もなければ、古義の説は先づ従ひがたし。又、中をマホラ」とよむは無理なれば、これも従ひがたし。されば、中をナカ、ナカラ、ウチ三者のうちにてよむべき事となる。「ナカ」とよむことにつきては攷證に「中」といふは古事記中巻御歌に「美都具理能會能那迦都邇袁云々本集五九」に「三枝之中爾乎禰牟登云々九」に「三粟乃中爾向有云々。また葦原中國などいふ中もみな中央の意にのみいへばここに叶ひがたし」といひたり。これにて明かなる如く、ナカは「ナカバ」と同じ語にして、一延長にしては中間、面にては中央の意と聞ゆ。本集にていへば、ナカと假名書なるは、卷十四三四四五に「美奈刀能也安之我奈可那流多麻古須氣」卷十五三七五五に「山川乎奈可爾敝奈里氏夜須家久毛奈之」三七六四に「山川乎奈可爾敝奈里」等保久登母」卷十八四一二五に「夜洲能河波奈加爾敝太旦」卷二十四三五〇に「爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之」四三七七に「伊多太伎旦美都良乃奈可爾阿敝麻可麻久母」とあり。このうち、卷十四なると卷二十、四三七七なるとはいづれとも分きがたきさまなれど、ナカが中央の意なることは、マ」といふ接頭辭を加へて「マナカ」といふ時に明確になるべし。若し、ここにいふ所、京都が帝都にして國の中央の意なりといふことならば、歌の意をなさねば、ウチ」といひてあ

るべき所なるは明かなり。「ウチ」は外に對する語なり。「者」は「ハ」とも「ニハ」ともよめる例、卷一以來多し。ここは「クニノウチニハ」とよむべきなり。

○京師所念 舊訓ミヤコシソオモフ」とあり。代匠記は「ミヤコオモホユ」とよみ、童蒙抄は「ミヤコシノバル」とし、考には「ミヤコシオモホユ」とよめり。「京師」は卷一「五一」七九にある如く一語にて「ミヤコ」なり。「所念」は「オモホユ」なり。されば代匠記の説をよしとすべく、考の説も悪しとあらねど、強ひて八音によむべき必要ありとは見えず。

○一首の意 意明かなり。わが天皇の知ろしめす國は廣くていづこもとどりにあしといふにはあらねど、その中にも京都こそは最も慕はしく見たく思ふる所なれといふなり。筑紫にありて京にあこがれたる思をうたへるなり。

(三三〇)

藤浪之花者盛爾成來平城京乎御念八君

○藤浪之 「フヂナミノ」なり。この語は本集に例多し。その假名書なるは、卷十七三九九三に「布治奈美波佐岐底知里爾」卷十八四〇四二に「敷治奈美能佐由久見禮婆」四〇四三「安須能比能敷勢能宇良未能布治奈美爾」卷十九四二一〇に「敷治奈美乃志氣里波須疑奴」など多し。さてこれは上例にある如く「サキテチリニキ」シゲリハスギヌ」とあるを見れば、花のみにあらぬを見るべし。この語の意は冠辭考に「藤なみといふ語、藤並藤波など萬葉に書けるは共に借字にて實は藤靡の意なり。しなひ靡くものなればなり」といへる如く、結局藤をさせるに止まるもの

と見ゆ。

○花者盛爾 「ハナハサカリニ」なり。意明かなり。

○成來 「ナリニケリ」なり。「來」を「ケリ」に借れるは卷二「二一六」の「外向來妹木枕」とあるをはじめこの巻以後に例頗る多し。又「ニケリ」に借れるはこの上に「不服而來來」(二六九)をはじめこの巻以下にこれも例多し。

○平城京乎 「ナラノミヤコヲ」とよむ。平城は奈良の都の正しき名と見え續日本紀和銅三年三月の條に「辛酉始遷都于平城」とあり。その以前この宮城を造らしめられし官を造平城宮司と稱せられたり。本集には卷六「九九二」に「青丹吉平城之明日香乎」とあるを見て「平城」を「ナラ」とよみたるを知る。

○御念八君 「オモホスヤキミ」とよむ。「御念」を「オモホス」とよむは卷一「七七」に「物莫御念」ありてここにいへり。「八」は數詞の「ヤ」なるをかりて疑の助詞「ヤ」にあてたるなり。「君」は呼掛の格にして、君は如何に念はるるぞと問ひかけたるなり。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段落は折節の景色を見て藤の花は今や盛になりにつけても奈良の京の春のさまを想ひやらるるが、君は奈良の都を思ひ給ふか如何となり。代匠記に曰はく「君」と指せるは大伴卿なり。次の歌これに和する心と見えたり。第十二「春日野の藤は散行て」とよめり。若は大伴卿の奈良の宅に藤の有けるを筑紫にて藤さく比かくよめるか。第六に少貳石川足人が佐保

の山をば思ふやも君とよみて大伴卿に贈れる今の歌に似たり」といへり。

帥大伴卿歌五首

○帥 帥は太宰府の長官なり。職員令に「太宰府：帥一人」とありて曰はく「掌祠社、戸口、簿帳、字養、百姓、勸課、農桑、糾察、所部、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私、馬牛、關遺、雜物、及寺、僧尼、名籍、蕃客、歸化、饗饗、事」とあり。官位令によれば從三位の官にして、大納言の下、皇太子傳、中務卿の上に位す。

○大伴卿 「オホトモノオホマヘツキミ」とよむ。名をさゝずして卿とのみかけるは、高官に上れる人を敬ひたるにて、その事は上「二八七」の「石上卿」の下にいへり。さて、大伴氏にして太宰帥に任ぜられし人は前に大伴安磨あり、次に大伴旅人あり、旅人の太宰帥に任ぜられたる事續紀に洩れたれど、本集には著しきことなり。この巻に「神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌三首」(四三八、四三九、四四〇)あり。卷十七卷首に「天平二年庚午冬十一月被任大納言兼帥如舊上京之時」とあれば、神龜の頃より天平二年十一月まで任にありしなり。公卿補任には太宰帥の任を記さねど、天平二年十月に大納言に任ぜられしことを載す。その父安磨は和銅七年に薨じてあれば、この神龜以後の太宰帥は旅人なること著し。ことに卷五に「大伴淡等謹狀」として、天平元年十月に中衛大將藤原房前に呈したる書狀は旅人が太宰帥たりしことを明示するものなり。而してこの歌、上の小野老朝臣よりの引きつづきと見るときは旅人の詠とすべきに

似たり。

(三三一)

吾盛復將變八方殆寧樂京師乎不見歟將成

○吾盛「ワガサカリ」なり。盛りは身の壯なる程をいふ。卷五八四七に「和我佐可理伊多久久多知奴」とあり。

○復將變八方 舊訓「マタカヘレハモ」とよめるが、古寫本には「カヘレヤモ」「カヘムヤハ」「カヘジハモ」とよめるあり。代匠記は「マタカヘラメヤモ」とよみ、玉の小琴「マタチメヤモ」とよみ、槻落葉は「變」の下に「者」の字脱せりとして、玉の小琴の訓により、攷證は文字をそのままにて玉の小琴の訓によるべしとせり。今これらを按ずるに玉の小琴以前の訓は多くは語をなさずして從ひがたし。而も、ここに誤字ある本もなければ、攷證の如く、このまゝにて玉の小琴の訓によるべし。本居の説は玉の小琴にはその説明を缺けれど、玉勝間卷八に見ゆ。曰はく「萬葉集五の卷にわがさかりいたくくだちぬ雲にとぶ薬はむともまた遠知めやも雲にとぶくすりはむよは京見ばいやしき我身また越知ぬべし。(八四七、八四八)此二つの遠知といふ言落にしては假字もたがひ歌の意も聞えず、昔より解えたる人なきをおのれ考へ得たり。まづ此二うたは久しく筑紫に在て京を戀しく思ひてよめるにて、はじめの歌の意はわがよはひさかり過ていたくおとろへたり。今はかのもろこしに有し、淮南王の仙薬を服とも又わかき昔にかへることはえあらじと也。次なるは淮南王の薬をはまんよりは我は京を見たらば、又昔にかへりてわかくな

るべしと也。遠知は何事にて、又もとへかへる意にて此歌どもなるは身の又わかかりしむかしにかへるをいへる也云々」と。槻落葉はこれにつきて曰はく「この説をあひあまなひて、猶熟考るに、卷十三長歌に「月夜見乃持有越水伊取來而公奉而越得之卒物」(今本を別に誤れり、且天なるや月日の如くわがもへる公が日にけに、老らく惜もとあり。この長歌の二つの越の字も遠知とよみて若に變らしめんと願へる也。さる意は反歌にて明らか也。又卷廿にわがやどに咲るなでしこ幣はせんゆゑ花ちるないや乎知に左家とあるも盛にかへるをいひて、乎知は同言也。是等みな變若をいふ言明らかなれば、集中變若と書るは必遠知とよむべき也。云々」といへり。かくて攷證に曰はく「さて久老は變の字の下、必ず若の字あるべしとて加へつれど、文字を略きもし、添もして書る集中の常なるをや。さればもとのままにてありなん」といへり。さて「變は變若の意にて、チチとよみ、將はムの複語尾をあらはすが、ヤモは已然形をうくる助詞なれば、チチメヤモといふなり。意は反語をなし、をちむ(即ち若きにかへる)ことあらじとなり。

○殆「ホトホトニ」とよむ。この語は今いふ「ホトンド」といふ語の本の形なり。假名書の例は卷十一九七九に「保等穂跡妹爾不相來爾家利」といふあり。「ホトホトニ」とよむべき假名書の例は見えず。されど、シクシク(三九七四)、シクシクニ(三九八九)、サラサラ(一九二七)、サラサラニ(三三七三)などの如く副詞に「ニ」を加へて用ゐること、古今に少からねば、こも加へてよむべきか。「殆は韻會に「殆危也、一曰近也、又將也」とあり。その事に將に達せんばかり近き意にていふ副詞

にして下の「見ズカナリナム」にかゝる。

○寧樂京師乎 「ナラノミヤコヲ」とよむ。意明かなり。

○不見歟將成 「ミズカナリナム」とよむ。見ずなりなむかといふなり。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段は吾は今老いはてて、若き盛の又かへり來べき事あらむや。第二段は恐らくは殆ど今後寧樂の京師を再び見ずこの筑紫にて朽ちはつること二年なる由にして養老二年にはじめて中納言たりし時假に四十歳とせば、薨ずる時六十二歳なり。さてはこの歌をよみし時はその大納言に任せらるる少しく前として六十歳に垂んとせし時と思はる。この歌契沖の説の如くば、上の四綱の歌に答へたるものともいふべし。

吾命毛常有奴可昔見之象小河乎行見爲

(三三二)

○吾命毛 「ワガイノチモ」とよむ。意明かなり。

○常有奴可 「ツネニアラヌカ」とよむ。これに似たる詞遣の例卷四、五二〇に「久堅乃雨毛落糠」五二五に「黒馬之來夜者年爾母有糠」卷七、一三七四に「吾待月毛早毛照奴賀」卷八、一五九一に「遊今夜者不開毛有奴香」卷十、一八八二に「念共來之今日者不晚毛荒糠」などありていづれも攷證にひけり。その意は契沖が「つねにあらぬかは願ふ詞にて、落著は常にあれかしなり」といへるにて一わたり知らるべし。然るにこれが語格の説明に至りては甚しき僻説行はる。古義に曰はく

「上略きて有奴可は有かしの意なるに准へて意得るときは其餘も皆おほくたがふふしはなれば、總て世の學者等おほかたの心は思ひ誤つことはなけれども其詞の本意をわきまへ知る人今までなし」といひて、契沖、久老、宣長の説を批難し、さて曰はく「抑この奴は名告佐禰などいふ禰の言を轉じ云るにて希望辭なり。かゝれば奴といふも禰といふも意は全同。されば有奴可は有禰とねがふ言なるを下の可に連く故に第四位の言を第三位の言に轉じいへるものぞ(可)は哉にて歎辭なり(猶その例をいはゞ有許勢奴可毛、繼許勢奴可聞などあるも有許勢禰、繼許勢禰とねがふ意なるを可毛へ連く故禰を奴に轉じいへるを併せ考へて知べし」といへり。されど、この説にいへる「ネ」は活用なき助詞なり。助詞の音を變へて活用することは國語としてはあるべき事にあらず。「コセネ」と「コセヌカモ」との関係また同じ。鹿持の説はかへりて全く語格を無視したるものなり。先づ「こせね」の場合をいはむ。「ね」は未然形所屬の終助詞にして詠の意をあらはすもの。「ぬ」は未然形所屬の複語尾にして打消の「ず」の連體形たるものにしてそれより助詞「カモ」につづくもの。「カモ」は連體形所屬にして疑問の助詞なり。かくして「こせね」にては希望をあらはし「こせぬかも」は「こせ」の打消をば「かも」にて受けて反語をなし、かへりて希望の意となるにて、決して「ヌ」ネと言の變化せるにあらず。ここもそれと同じく「ヌ」は打消の「ズ」の連體形にて疑問の助詞「カ」につけるなり。かくて反語をなして「アラヌカ」如何に「アリテホシキモノナリ」といふ意を生ずるなり。かかることは今日の俗語に「ドウダ君、サウシナイカ」といふは反語の格にて、結局は「君サウシタマヘ」といふ意に治定するにあらずや。

かかる見易き事を古來多くの碩學の惑へるは甚だ不審のことといふべし。ことに古義に「ネ」と同じといひたれど、古來「有りに」を「ネ」を加へて「アラネ」といひたる例は見ざるなり。ここもその意にて「かはらず有らぬものか如何に。何卒常にかはらず有りてほしきものなり」となり。

○昔見之「ムカシミシ」なり。この語につきて思ひ出づるはこの卷の上にある「暮春之月幸芳野離宮中納言大伴卿奉勅作歌一首并短歌」なり。而もその反歌(三一六)には「昔見之象乃小河乎今見者彌清成爾來鴨」とよめるが、今この歌にもかくよめるを見れば、かの吉野行幸の事をここに回想してそれと同じ語をここにくりかへしいへること著しとす。その意は「三一六」の下にいへる如く、大伴旅人が以前に見しことありしによりていへることなるが、かの歌をよめるは恐らくは神龜元年三月の事なりしならむに、その時に既に「昔見之」ともいへるなれば、こは、その神龜元年以前に見しことと、神龜元年の事をひきくるめていひしならむ。

○象小河乎「キサノヲガハチ」なり。この川も上述の反歌に見えたり。即ち卷一七〇の「象の中山より流れ出づる小川にしてそのあたりの景色よきをいへるなり」。

○行見爲「ユキテミムタメ」とよむ。「タメ」をかくの如く用ゐたる例は卷六九七六に「在家妹之待將問多米卷十八四一〇四に「和伎母故我許已呂奈具左爾夜良無多米於伎都之麻奈流之良多麻母我毛卷二十四三〇六に「等香武等曾比毛波牟須妣之伊母爾安波牟多米四四六九に「伎欲吉會能美知末多母安波無多米卷五八〇六に「奈良乃美夜古爾由吉帝已無丹米」など例多し。以上三句は上二句の方便を示せるものにして、上にあるべきを反轉法によりて下におけるなり。

○一首の意 昔行幸の折供奉して見たりし吉野離宮のほとりの象の小川の景色のおもしろしかりしそれを又も行って見たしと思ふが、それが爲には吾が命も何卒無事にありてほしきことよとなり。

淺茅原、曲曲二物、念者、故郷之所念可聞。

○淺茅原「アサヂハラ」とよむ。枕詞なり。冠辭者に曰はく「萬葉卷三に「柳の大伴淺茅原曲々二物念者故郷之所念可聞、卷五にまた淺茅原曲曲とよめり。こは卷八に「ツバナ花拔淺茅之原」とよみて淺茅が穂花をばつばなといひ、又つまびらかてふ語を略きてつばらともいへば、淺茅原つばらつばら、とはいひひかけたり。云々」とあり。ここにいへる如く「ツバナ」といへば「チハラ」「ツハラ」同意なれば「ツバラ」にいひひかけて枕詞にせるなり。攷證に「ツバナ」にかけたるといへるは不可なり。「淺茅原」とは茅といふ草はさまで丈高くならぬによりて淺茅生、淺茅原などいふなり。草生に淺といふは深草といふに對したる語なり。卷一四の「其草深野の條を見るべし」。

○曲曲二 舊訓「トサマカクサマニ」とよめり。されどかくよむべき理由なし。代匠記に曰はく「第二の句は今按つはら／＼にと讀べし。舒明紀云、乃曲「山背大兄語」これによるにつまびらかに同じ。此集第十八に「梶の音のつばら／＼」に第十九に「やつをの椿つばらかに、是皆同意なり。淺茅原とおけるは知と豆と五音通ずる故に茅針をもつはなともいへば、チハラをたたむで云意に、さてかくつづくるなり」といへり。この語は「ツバラ」といふが本にてそれ一個の時

は「ツバラニ」とも「ツバラカニ」ともいひ重ねては「ツバラノ」ニといふものならむ。「ツバラノ」と假名書にせるは契沖のひける卷十八四〇六五の「安佐妣良伎伊里江許具奈流可治能於登乃都波良都婆良爾吾家之於母保由あり。意は委曲の文字にあたる。委曲を「ツバラニ」とよむべきことは卷一、一七にいへり。

○物念者 舊訓「モノオモヘバ」とし、考に「モノモヘバ」とせり。いづれにてもあるべし。意明かにして「物」といふ語に深き意なく、いろ／＼と思ひめぐらせばといふ程のことなり。

○故郷之 舊訓「フリニシサトノ」とよみたるを古義に「フリニシサトシ」とよめり。「故郷」は今普通に考ふる故郷の意ならば「フリニシサト」とよむは當らざるが如き心地す。然るに次の歌には「故去之里」とありて、それは「フリニシサト」とよむべくして奈良京をさしたるにあらで、飛鳥の故京をさせり。按ずるに、こもその飛鳥の故京をさせるにて「フリニシサト」とよむもその意を知るべし。己が故郷なればとて、當時の人情として今盛なる平城京をば「フリニシサト」といふべくもあらねばなり。即ち飛鳥の故き京のあたりに大伴氏の古來の住居の在りしにて、その名残をいへるならむ。卷六に「大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌二首ありてその一首に「神名火乃淵者云々九六九」とあるを見ても知らるべし。「之はシ」とも「ノ」ともよまべく、こもいづれにても意とほるべく思はるゝが、これを「シ」とよむにつけて、古義に曰はく「之は助辭にて、その一すぢをおもくおもはするがためなり」といへり。今、この事を決せむが、上に「シ」とありて、下を「オモホユルカモ」にて結べる例を本集中に求むるに、卷十六三八四四に「巨勢乃小黑之所念可聞」四

四八三に「牟可之能比等之於毛保由流加母」これはこことおなじく「之」をかきたり。卷八一五七七三に「吾妹之屋戸志所念香聞」卷六一〇二九に「妹之手本師所念鴨」卷十一八五三に「吾屋前之柳乃眉師所念可聞」あり。上に「ノ」とありて下を「オモホユルカモ」と受けたる例を求むるに本集には一も之を證すべきを見ねば古義の説をよしとすべし。

○所念可聞 「オモホユルカモ」とよむ。この語の用例は上に出せり。意は後世の「オモハルルカナ」におなじく、自然に思ひ出さるることを嘆息していへるなり。

○一首の意 さても仔細に思ひめぐらせば、かの飛鳥の故き京にある故郷の事が戀しく思はることかなとなり。

萱草、吾紐、一付、香具山乃、故去之里乎、不忘之爲

○萱草 「ワスレグサ」とよむ。「萱草」は本草にある熟字にして、和名鈔にこれを標出して、曰はく「兼名苑云萱草一名忘憂萱音喧漢語抄云和須體とあり。これは詩經よりはじめ、諸書に見え、ことに、稽康の養生論に「合歡蠲忿、萱草忘憂、愚智所共知也」とありて、支那にては、人をして憂を忘れしむるものといへるより譯して名としたるものと見ゆ。この草は今専ら「クワンサウ」といひて、山野に自生する百合科の植物にして、黄赤色の花を開くなり。

○吾紐二付 「ワガヒモニツク」とよむ。「紐」は「紐」の異體なること上、二五一に見ゆ。萱草を紐につけたる由は、この歌の外に、卷四七二七に「萱草吾下紐爾著有跡」卷十二三〇六〇に「萱草吾紐爾著

時常無念度者生跡文奈思トキトナクオモヒワタレ、イクトモナシあり。これは下紐ともあれば、下の禪に萱草をつくれば、思を忘るといふ俗信のありしなるべし。然れども、卷十二、三〇、六一に萱草垣毛ワスレクサキモ繁森シロモ雖殖有鬼之志ニウキノシ許草コクサ猶戀爾家利コヒニケリとあれば、これを植えて忘るる爲とせしもありしなり。支那人にては専らこれを植うる由にいへれど、紐に付くとか身に佩ぶとかいへるものは見ず。されば紐につくといふ事は蘭を帯ぶなどいふ支那の風に倣ひて本邦にて行ひそめし事ならむか。

○香具山乃「カグヤマノ」とよむ。これは大伴氏の故居が古の飛鳥の都の附近天香具山近くにありし由にいへるならむ。上にいへる卷六に神名火の淵云々といへる即ち、飛鳥川の神名備岳附近になれる淵をさせりと思はるればなり。

○故去之里乎「フリニシサトヲ」とよむ。その意は上にいへる如し。

○不忘之爲「ワスレヌガタメ」とよむ。考は「不」は將の誤なりとして「ワスレムガタメ」とよめり。されど、さる本一も無し。さればよみ方に異議生ずべくもあらず。されど、この語を今の俗にいふ意にとる時は萱草の憂を忘るといふことと矛盾すべし。これ考の説ある所以なり。されど、玉の小琴に曰はく、此結句は忘れぬやうにと云が如く聞ゆる故にさる意もて解る説あれど、僻事也。忘れぬ故にと云むが如し。然は忘れぬ故に、いかにもして忘れむとて萱草を紐に付る也といへり。この説をよしとす。これは容易に故郷を忘れかぬると一旦いひて、それが爲にこれを忘れむとして萱草を身につくことなりといふなり。これは上の「三三二」の「行きて見む爲」と語似て趣異なるが、古今の人の考へ方の相違なりといふに止まらず、これは「忘れぬに

て一旦準體言となり、さてその準體言が「が」によりて體言と同じ取扱をうけて、連體格にたてるもの、かれは「見む」が連體格として直ちに「爲」に接せるものにして語の資格も異なるなり。

○一首の意 この故郷思暮の情の忘れむとしても忘れられぬが爲に、われは萱草をばわが衣の下紐につくるなり。然せば、或はこの故郷を思ひ慕ふ情を少しは忘るることもあらむかとなり。かくて、歸する所は香具山の故郷を忘るる能はざるなりといふにあり。

吾行者久者不有夢乃和太滯者不成而淵有毛

(三三五)

○吾行者 舊訓「ワカユキハ」とあり。童蒙抄に「ワカタビハ」とよめり。されど「行」を「タビ」とよむは穩かならず、「ユキ」とよみて可なり。「ユキ」の例は卷二の初の歌の「君之行の條にいへる如く、集中少からず存す。卷二十四、四二一に「和我由伎乃」などもあるもその一なり。常住む所を去りて他に行くことを體言としていへるにて結局は旅行といふにおなじ。

○久者不有 舊訓「ヒサニハアラジ」とよみたるを攷證に「アラズ」と改めたり。この太宰帥の任は地方官の一なれば、任期限りあることをいへるなれば「アラズ」と斷言すること差支なかるべきが、將來の事かねていへるなれば「ジ」といひても不可なるにあらず。今姑く舊に従ふ。この語の例は卷二、二三二に「久爾有勿國」といふあり。「久」は長き時間をいふ。

○夢乃和太 舊訓「コ、ノワタ」とよめるが「夢」を如何なる理由にて「ココ」とよめるか明かならねど、従ふべきものにあらず。管見には「ユメノワタ」とよみ、槻落葉に「イメノワタ」とよめり。然るに

「夢は古イメ」といひしなれば、楓落葉の説をよしとす。卷七一三二に「夢乃和太事西在來寤毛見而來物乎念四念者」とあるも同じ地と見ゆ。これは芳野作と題せるうちなれば、その地は芳野のうちなること著し。玉の小琴に曰はく「夢の和太は七卷廿の歌にてしるく、又懷風藻に吉田連宜從駕吉野宮の詩にも夢淵と作れり」といへり。この地につきては大和志吉野郡山川の條に「夢回淵」とありて、注して「在御料庄新住村俗呼梅回淵中奇石多有古歌」といへり。されど、こは下市の下流の地にして吉野離宮よりは甚しくへだたりてあれば、懷風藻にいへるに一致せず。鴻巢盛廣氏は「今も宮瀧の下流象の小川の注ぐあたりを所の人が夢淵といつてゐるから恐らくはそこであらう」といへるが、この説よからむ。「夢はその地の名にして、ワタは水の淀める淵をいふなり。

○湍者不成而 舊訓「セトハナラズテ」とあり。童蒙抄には「セニハナラズテ」とあり。「者」を「ニハ」にあてたる例は前々よりありたれど、「トハ」とよめる例は見ねば童蒙抄の訓をよしとす。「湍は瀨」と通用する文字にして和名鈔に「和名勢」とあり。湍になるとはその水の淺くなることをいふなり。卷六なる「大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌」に「神名火乃淵者淺而瀨二香成良武九六九」とあるを参考とすべし。

○淵有毛 舊訓「フチトアリトモ」と訓ぜり。代匠記には「落句今の點意得ず。有の下に也八等の字脱たるか。ふちにあれやもなるべし」といへり。童蒙抄は「此句文字はすくなき故、よみ様幾筋もあるべし。然れども歌の意に叶ふべからんは淵にてあるもと詠める義安かるべからん

か」といひ、考は童蒙抄のよみ方によれど、別に「有毛の毛はかもの略にていまだにもと見しごとく淵にてあるにかもとうたがへるなり」とあり。楓落葉は「フチニテアルモ」とよみて曰はく「契沖が有の下に八の字を脱せるにやといへるは、この結句のいかによみても文字のたらはぬに似たればなり。されど、ただ下の毛はそへ言として淵にてあれとよみて聞ゆめり」と。略解は「フチニアルカモ」とよみて曰はく「毛は蠶の誤也と翁はいはれき。宜長は有の下也の字を脱せるか、ふちにあれやもにて淵にてあれといふ意也といへり」とあり。古義は「毛は乞字の誤なるべし」と大神、景井云り。是然るべし。フチニアリコソと訓べし」といへり。かくよみ方まちまちなるは、この句の文字の少きによることなるべきが、諸本を見るに、類聚古集に「毛を如とせる外には異なることなし。かくて類聚古集は「フチニアルゴト」とよみたれど、それにては意通ぜず。結局ここには誤脱ありと主張すべき事由なしとす。この故に誤脱説は従はぬこととしてここを讀まざるべからず。然る時は舊訓か童蒙抄の「フチニテアルモ」「フチニテアルモ」の三様あり。先づ舊訓は「毛をトモ」とよめるなればこれも無理なり。然れども「アレ」の下に「モ」を加へてよむが如きは「この説に賛成する人なきにあらねど、古今になき語法なれば斷じて従ひがたし。然らば童蒙抄の如く「フチニテアルモ」とよむべきかといふに、これまた落ちつかず。かくて考ふるに、ここに誤脱なしとして、よみ方を考ふるに殆ど、その手がかりなきに惑ふべし。ここに攷證は考の説によりて曰はく「今予は考の説にしたがはんとす。いかにとなれば、本集四十四七十六七十五などにも蠶をかもと訓て五經文字に蠶千奴反相承作鹿及蟲字作虫之類

云々とある如く、漢土にて蠶を鹿、蟲を虫とせる省字なれば、毛も中國製造の蠶の省字なるべくおもはるれば也といへり。若しこの説の如くば、毛をカモとよみて落着すべし。かくて支那にて毛を蠶の意に用ゐたる例ありやと見るに、未だこれを見ず。然るに、本集卷十一「二五五九」に「昨日見而今日社間吾妹兒之幾許繼手見卷欲毛」とある、毛を古來カモとよみたるが、近世は代匠記に「ミマクホシキモ」とよみ、考は「卷」の下に「之脱せり」として「ミマクシホシモ」とよみたれど、又新考など「蠶」の誤として「カモ」とよめり。されど、これは一も異字なければ、もとより「毛」なり。若しそこを「カモ」とよむべくば、「ここに毛をカモ」にあてたるもの二例あることとなりて攷證の説有力とならむ。されど、今日の程度にてはこれを確定せりとは認めがたし。今姑く攷證の説によりて、後の考をまつ。かくて「カモ」は疑ふ意とすべし。

○一首の意 われは今任に地方にありて故郷を離れてあるが、これも久しからずして、いづれば故郷にかへりうる事ならむ。わが故郷に歸らむ時まで、かの吉野川の夢の淵は瀬にならずして昔のまゝにてあるならむか、如何にとなり。

沙彌滿誓詠蘇歌一首

○沙彌 沙彌とは梵語 Sāmanera の音譯にして、玄應音義卷二十三に曰はく「梵言室末拏伊洛迦此云勞之小者也。亦言息慈、謂息惡行慈。義譯也。舊言沙彌者訛略也」と。これは男子の出家して十戒を受けたるものの通稱にして、未だ修行熟せず、比丘の策勵を受くる者をいふ。わが國

にては剃髮して妻子を有する修行者をさす稱とせるが、この頃は如何にありしか明かならず。○滿誓 この人は在俗の時は笠朝臣麻呂といひし人なるが、その父祖詳ならず。慶雲元年正月に從五位下に敘せられ、美濃守兼尾張守等に歴任して、養老四年十月に右大辨に任ぜられしなり。續日本紀によるに、養老五年五月の條、戊午右大辨從四位笠朝臣請奉爲太上天皇出家入道、勅許之とあり。即ち、この時元明天皇の御病重かりし爲に、淨行の男女一百人を簡みとりて入道せしめられしことありしに因みてこの人も高位の人ながら聖旨に奉對せむとて出家せしなり。さて續紀養老七年の條に「二月丁酉勅僧滿誓俗名從四位上笠朝臣麻呂於筑紫令造觀世音寺」と見ゆるによりてこの人たること明かなり。觀世音寺は天智天皇の御發願によりて起れる寺なるが、和銅の頃にも未だ完成せざりし由に見ゆ。この時滿誓は造營の監督を命ぜられて筑紫に行きてありしならむ。かくてこの歌は、養老七年以後の詠たることを見るべし。

○詠蘇歌 「蘇」は「綿」の正字にして説文には糸部にあり。「説文に聯微也」と注し、玉篇には「新絮也」とせり。この「蘇」及び「絮」の意は如何といふに、急就篇注に曰はく「漬繭擘之精者曰蘇粗者曰絮、今則謂新者爲蘇故者曰絮」とあり。この注は唐の顏師古の注なり。これによれば、支那の蘇は唐の時まで、今の所謂眞綿なりしことは明かなり。然るに、近來の學者往々これを今の「木綿」ワタとせるは如何。本邦に於いて木綿の傳來せしは日本後紀卷八に見ゆる如く、延暦十八年秋七月に崑崙人(天竺人)が參河國に漂着せし時にその舟にありし綿の種といふものをば、各地に植ゑしめられしをはじめとす。しかも、それも中絶せしことは、新撰六帖に衣笠内大臣家良の「綿」と

いふ題にてよめる歌「しきしまのやまとにはあらぬから人のうゑてし綿の種は絶えにき」とあれば、鎌倉時代には既に昔話となりしを見るべし。然らばその以前に綿といひしは何かといふに、支那の綿の字の本義の通りに今の「またた」即ち繭よりとりし綿たりしなり。否、近世まで綿といふはすべて今の「またた」なりしなり。なほこの事は歌の説明に入りていふべし。

○一首 流布本「一前」とせるは活字本の誤植に基づける誤なり。

白縫、筑紫乃綿者、身著而、未者伎彌杼暖所見。

(三三六)

○白縫 舊訓「シラヌヒ」とよみたるを考に、「シラヌヒ」と四音によめるをよしとす。卷五、七九四「に斯良農比筑紫國爾卷二十四三三一」之「良奴日筑紫國波」とあり。これが「ツクシノクニ」の枕詞なることは疑ふべからねど、何故にかく枕詞とせるかは明かならず。日本紀景行天皇卷の火國の名の生じたる由の故事といふが普通の説なれど、そこには不知火といふ名目も見えず。この不知火の名目は後世のものにして古きものに見えず、而もこれを冠するならば、火の國に冠すべきに、筑紫に冠するは條理立たず。この外に種々の説あれど、首肯すべきものを見ず。後の研究にまつべきものなり。

○筑紫乃綿者 「ツクシノワタハ」とよむ。筑紫はもと、今の筑前筑後が二國に分たれぬ前の一國の名なりしなり。されど、これがやがて九州島の總名たりしことは古事記上卷に「次生筑紫島此島者身一而有面四面有名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士比泥別

熊曾國謂建日別」とあるにて知られたり。ここはその總名の方なるべし。綿が古代、筑紫の名産なりしことは續日本紀卷二十九神護景雲三年三月の條に「乙未廿四日毎年運太宰府綿廿萬屯以輸京庫」とあるをはじめ、この時の官符類聚三代格に見ゆとし、これより毎年調物として京庫に納めしを見て知るべし。而してこの太宰府貢綿の事は類聚三代格に延暦二年三月廿一日の太政官符にて十萬屯に減ぜられ、弘仁四年四月十七日の太政官符によりて毎年を隔年に改められし事見ゆ。又三代實錄に貞觀十四年十月廿六日の勅、元慶八年五月の太政官の處分等に見え、延喜式主計寮式を見れば、九國の庸に「いづれも綿あり。即ち九州全體が、この綿の産地たりしことを見るべし。而してその綿が、繭よりとりしものなる證は三代實錄元慶八年の條に「五月庚申朔、太宰府年貢綿十萬屯、其内二萬屯以絹相轉進之。彼府申請春夏連雨蠶養不利、作綿是乏、輸貢可闕。望相換進之。太政官處分。依請焉」とあり。これは蠶養の利乏しくして綿をつくること不十分なりといふなれば、繭よりとりし綿なりしこと明かなり。而してここに絹を以てかふるは一見矛盾する如くなれど、これは元來太宰府の庫なるを奉る本旨のものなれば、その府庫にある絹をかはりに奉りしことと考へらる。これによりて繭綿なりしこと明かなるが、なほいはば、大寶令の賦役令に「若桑麻損盡者各免調」の義解の中に「其桑麻所輸純布不同、故稱各也」とあるが、集解の中には「穴云桑麻損盡各免調、謂以純綿布爲調也」とあるは桑と綿との關係をいへるにてこの「穴」といふは如何なる人の説か明かならねど、平安朝初期の學者の説たる事論なし。或は又、この太宰府の綿は舶來品にして、太宰府が支那より輸入したるものなれば、

木綿なりしならむといふ説あり。この綿を太宰府にて貿易せりといふ事は何等根據なき事にして疑ふべく従ひがたき事なり。先づ遣唐使の派遣が大命を奉じて死生を賭して數年を費して往復するに綿のみにても毎年廿萬屯づつを輸入せりとすべきか。屯は唐令云綿六兩爲屯とあり、令制によりて十六兩を一斤とすれば、七萬五千斤なり。かくの如き大量の木綿を支那よりわが國に輸入すとせば支那には盛んにこれを栽培せしものならざるべからず。然るに唐代にて普通に綿といひしは繭綿なりしことは上の顔師古の急就篇の注にて知られたる。加之、木綿は元來印度原産のものにして、支那には宋末より入りし由なれば、この時わが國に木綿入りしものとせば、印度よりの輸入品をわが國に轉送せしものとせざるべからず。然るときに、さる大量の輸入を如何にしてなし得たるか。通鑑に「梁武帝木綿皂帳」とあるはその奢侈を語ると共に木綿が同時に舶來品として貴重品と思はれしことを語るものにして、徳川幕府の中頃まで木綿織を「さらさ」と「さん」とめなどいひて、貴重品とせしに異ならず。今木綿ワタの廉價にして下等品と見らるることを以て古を律すべからず。さてここにかくいへるを見れば、當時より太宰府の府庫に綿の存せしことを見るべし。

○身著而「ミニツケテ」とよむ。意明かなり。

○未者伎禰杼「イマダハキネド」とよむ。意明かなり。

○暖所見「アタタカニミュ」とよむ。古義には本居の説によれりとして「アタタケクミュ」とよめり。本集にはこの語いづれも假名書の例なし。「暖」字は今「アタタカ」とよむが普通なるが類聚

名義抄にはこの字に「アタタカナリ」の訓あり、又別に「アタタカ」と訓せる字多し。一卷本新撰字鏡に「燂」字の注に「阿太々介志」とあり、天治本には「阿太へ志」と見ゆるは訛なるべし。されば、これは古義の説によるべし。

○一首の意 明かなりと思ふに、契沖は「綿を多く積置けるを見て綿の功用をほむるなり」といひ、考はこれを否として「さまでの意はあるべからず。打見たるままに心得べし」といへり。攷證は又「一首の意明らかかなれど、この歌譬喩の歌にて滿誓、女など見られてたはぶれに詠れたるにてかの綿を積かさねなどしたるが暖げに見ゆるを女によそへられたるにもあるべし」といへり。されど、この歌にさる意ありとは見えず。考の説を穩かなりとす。即ち、筑紫の綿は名高きものなるが、それを身につけて未だ著ねども、見たるのみにても、暖かげに見ゆとなり。

山上臣憶良罷宴歌一首

○山上臣憶良 細井本以外の古寫本すべて山上憶良臣とかけり。この人は卷一、六三の歌の作者として既に述べたる人にして、既にいへる如く、和銅六年正月に従五位下に叙せられ、靈龜二年四月には伯耆守に任ぜられ、養老五年には退朝之後、東宮に侍せしめられたり。而して續紀には洩れたれど、筑前守となりて任に在りしこと、卷五の記載によりて知られたり。その任ぜられしは明記せられざれど、天平二年の作歌に「ヒナニ五年スマヒツ」とあれば、神龜五年に任ぜられしなるを見るべし。さて古寫本に山上憶良臣とあるは、姓を名の下にかけるにて、令の

制によれば四位の人たるべき筈なり。この事は上三二八の詞書の小野老朝臣の下にいへるが如し。されど、憶良が四位に敘せられしことを知らず。筑前は上國なればその守も亦從五位下相當の官なり。或は思ふに、若し古寫本正しとせばこの時に俗間には後世の如く、五位にも名を前にし姓を後にすること行はれしにてもあらむか。

○罷宴歌 「罷」は卷二二一八の「罷道」の下にいへる如く「マカル」とよむべく、意は宴を辭してかへることをいふなり。これを「ウタゲヨリマカル」とよむ、これにつきて尾山篤次郎氏が「此歌は憶良が宴席より退出せんとする際、四圍の客を顧みて詠つるなり。此歌の前に太宰少貳小野老朝臣歌一首、防人司佑大伴四繩歌二首、帥大伴卿歌五首あり。またこの歌の後に、太宰帥大伴卿讚酒歌十三首、沙彌滿誓歌一首、滿誓の歌上にあるをば、尾山氏はぬば、偶、脱したるならむあり。即ち前後は太宰府にての歌なり。この歌も太宰府廳の宴席に侍りて詠つるものなること論なし」といへり。まさにこの言の如くなるべし。

(三三七)

憶良等者、今者將罷。子將哭。其彼母毛、吾乎將待曾。

○憶良等者 「オクララハ」とよむ。攷證に曰はく「この時は宴會のをりにて、外に人も多くあるべければ自ら名をさしていへる也。」と。されど、等は「ラ」といふ音をかりたのみにて、多數をいふにあらず、所謂間投詞なり。

○今者將罷 舊訓「イマハマカラム」とよみたるが、類聚古集は「イマハマケナム」とよみ、楓落葉は「イ

ママカラナム」とよめり。これは「今者」を「イマ」とよむこと、三一「今者京引都備仁鷄里」に例あるによりていへるなり。今これを考ふるに「今者」を「イマ」とよむことは根據なき事にあらねど、「將罷」を「マカラナム」とよむは不當なり。何となれば「マカラナム」といふ時の「ナム」は未然形につくものにして、冀望の意をあらはす助詞にして、將の意の複語尾「ナム」にあらず。而してその冀望は専ら他に對しての詛をあらはすものなれば、ここに當らず。複語尾の「ナム」は「ヌ」の未然形に「ム」をつけるものにして、連用形につきて「マカリナム」といふべきものなり。されば上を「イマ」といば「マカリナム」とよむべき筈なるが、然る時「イマハマカラム」と意は大差なくして、「今者」を「イマ」とよむか「イマハ」とよむかにより、よみ方を決すべきこととなる。「今者」を「イマハ」とよめる例は卷一「八卷三」四八三卷四「五四二」六四四「六八四」卷八「一四三三」一四三九卷十「二一八三」卷十一「二八八一」二九〇五「二九四一」二九八四「三〇八三」卷十三「三二六一」卷十三「三三一九」卷十七「三九一五」等あり。更に「何ハ今ハ」とある例を見るに、卷四「六九四」に「戀者今葉不有常吾羽」卷八「一四三九」に「時者今者春爾成跡」卷十「二一八三」に「鴈鳴者今者來鳴沼」卷十二「二九四一」に「念八流跡狀毛我者今者無」などあり。されば、ここを「今」とよみて不可なるにあらねば、舊訓を改むるに及ばざるなり。今は退出せむとなり。以上を一段落とす。

○子將哭 「コナクラム」なり。意明かなり。これ第二段落なり。

○其彼母毛 舊訓「ソノカノハハモ」とよめるを楓落葉に「ソモソノハハモ」とよみたり。その説に曰はく「その子も其母もといふを上の子なくなるとあれば、今は子の言を省けり。今本のよ

みにては其彼の文字いづれひとつ、衍れり。まして彼の字は集中そのとよみてかのとよむ例なし。卷十三に彼乎飼とあるもそを飼とよむべき也。その餘ひとつふたつ、かのとよめる處あるは皆ひがよみなりといふにあり。先づ彼を集中には主としてソノとよむべきはいはれたれど、カノ(卷十四三五六六)カレ(卷十八四〇四五)といふ語の全くなきにあらず。しかも、この頃にはソノとよむべきものなるべし。然るときはソノソノといふ事になりて歌としては調はぬ事となる。この故にソモソノ云々とよめるならむが、ソモといふ語の例は本集に見えず。檜孀手は、彼は、兒の誤として、ソノコノハハモとよめり。この彼の字、類聚古集には、子とせるが、他のすべての本は、彼なり。この類聚古集と檜孀手によらば、ソノコノハハモとよむべきに似たるが、かくては意あらはにすぎたり。されば、今姑く檜落葉のよみ方に従ふべし。

○吾乎將待會 舊訓カレヲマタムゾとよみたるが、檜落葉に、ワレヲマツラムゾとよめり。古寫本中にも類聚古集は、ワレヲマツラムゾとよめり。この文字にてはいづれにても不可といふべからぬが、マツラムといふことは、上のコナクラムに一致するが故にそれをよしとすべし。然る時は、吾は、ワレといふよりも、ワとよむをよしとす。ワヲ云々といへるは集中に例多し。著しき一例は卷十六三八八六の何爲牟爾和乎召良米夜明久吾知事乎歌人跡和乎召良米夜笛吹跡和乎召良米夜琴引跡和乎召良米夜なり。ワヲマツといへる例は卷十七三九七八に吾乎麻都等奈須良牟妹乎安比庭早見牟あり。又、マツラムゾといへる例は卷十八四〇七二に奴波多麻能欲和多流都奇乎伊久欲布等余美都追伊毛波和禮麻都良牟會あり。これらにて、ワヲマ

ツラムゾとよみて不可なきを見るべし。
○一首の意 構造は三段落にして意明かなり。第一段は憶良もはやこの席は罷り退き申さむとなり。第二段は子が、哭きをるならむと、自らの樂みをるうちにも、子の事の忘れられぬをいへるなり。第三段はその子も又その子の母なる者もわれを待ちてをるならむとなり。攷證に曰はく、憶良ことに妻子を愛せられし事は五の卷の歌に多くいでたるなど思ひ合すべし。

太宰帥大伴卿讚酒歌十三首

○太宰帥大伴卿 これは上、三三一乃至三三五の作者と同じく大伴旅人なるべし。
○讚酒歌 酒をほむる歌なり。「讚は釋名に稱人之美曰讚、讚纂也、纂集其美而敘之也」といひ、玉篇に讚、發揚美德也とあり。この酒の功德を讚することは、支那にては古く西晋の張載の鬻酒賦あり、鄒陽の酒賦あり、東晋戴逵の酒讚あり、陶淵明の詩あり、劉伯倫の酒徳頌あり。恐らくはそれらの支那の詩文がこれを誘發する縁となりしならむ。

驗無物乎不念者、一坏乃濁酒乎、可飲有良師。

○驗無 「シルシナキ」とよむ。下の物につづくが爲なり。類聚名義抄に「驗字に「シルシ」の訓あり。「驗」を「シルシ」とよませたる例は卷四四一〇に「橋乎屋前爾殖生、立而居而後雖悔、驗將有八方」六七

三に眞十鏡磨師心乎縦者後爾雖云驗將在八方卷十一二五九九に驗無戀毛爲鹿卷十二二九七五に齋而持杼驗無可聞などあり。又記をシルシとよみたるあり。(卷十三三三一六)印をシルシとよみたるあり。(卷十三三三二四三三四四卷十九四二三〇)效をシルシとよみたるあり。(卷三四八一)又卷四六一九に雖嘆知師乎無三雖念田付乎白土の知師六五九に雖念知僧裳無跡知物乎の知僧もシルシなり。全く假名書にせるは卷十五三六二七に毛且杼毛之留思乎奈美等三七五九に多知可徹里奈氣杼毛安禮波之流思奈美於毛比和夫禮且奴流欲之曾於保伎卷二十四四三八に須疑奈無能知爾之流志安良米夜母とあり。この語はもとしるすといふ動詞より出で、それよりして卷九一八〇九に永代爾標將爲跡とあるが如く、標記せるものをさしたりしが、一轉してある行爲の效驗利益をいふに至りしものたるなり。即ちしるしなきにて無效無益の義たるなり。

○物乎不念者「モノヲオモハズハ」なり。考に「モノモハズハ」とよみたるが、いづれにてもよきなれば、改むるに及ばざるべし。「不念者は卷二八六の戀乍不有者」の下にいへる如く、念はむよりはの意なり。

○一杯乃「ヒトツキノ」とよむ。楓落葉には「延喜式に等呂須伎とあればふるくはすきといひしと見えたり」といひて「ヒトスキ」とよませたり。されど、これは今もいふ「サカヅキ」の「ツキ」にして、本集にては卷五三四〇に「鳥梅能波奈多禮可有可倍志佐加豆岐能倍爾」あり。和名鈔瓦器類に「盃盞に注して佐賀都岐」といひ、新撰字鏡に「觚字、觥字に注して佐可豆支」といひ、類聚名義抄には

杯字盃字に「ツキ」と注せり。元來坏字は玉篇に「曰瓦未燒」とありて、わが國の土器のことをいふ文字なり。古代にツキといひしは一般にその土器のことをいへりしなり。今も、神事などに用ゐる「サカヅキ」は必ず、今のカハラケなることにてその古のさまを思ふべし。

○濁酒乎 古來「ニゴレルサケヲ」とよめり。濁酒の字面は支那に既に用ゐたる(説文に「醴濁酒也」玉篇に「醴酒濁酒」など、又文選などに例多し)を襲用したるものなり。これは古今「ニゴリザケ」といふを普通とす。類聚名義抄に「醴」に「ニゴリザケ」と注し、色葉字類抄にも同じ様に注せり。されば、こゝも「ニゴリザケ」とよむが普通なるべきに「ニゴレルサケ」とよむは如何。「ニゴレルサケ」とよむべきには、在「か有かをその間に入るべきが、この卷の例なり。しかも口調あしきが故、「ニゴレルサケ」とよむより外あるまじ。されば、こゝは特別の例として「有在なくしても、「ニゴレルサケ」とよむべきならむ。

○可飲有良師 舊本「ノムベクアラシ」とよみたるが、童蒙抄は「飲むべくあるらし」と云詞の、くあをつゞめてかといふ也。よりのむべかるらしと讀むといへり。いづれも一往の理由あることとなるが、本集にこの他に「ベカルラシ」とよめる例なし。されど「アルラシ」とよむべくかける例あり。卷十七三九八四に「己能和我佐刀爾伎奈可受安流良之卷二十四四八八に「鷲之奈加牟春敝波安須爾之安流良之」などなり。又「アラシ」といへる例は卷十五三六〇九に「武庫能宇美能爾波餘久安良之三六六七に「和我多妣没比左思久安良之」などあり。こゝに特に「有良師」とかけるは「アルラシ」とよむべきを示せるものと見ゆれば、「ノムベクアラシ」とよみたり。

○一首の意 何の益もなき物思をせむよりは一杯の濁酒にてもものむ方まさりてあるやうに思はるとなり。支那にては易林に曰はく「酒爲歡伯除憂來樂」といへる如く古酒を勸伯といへり。劉伯倫が酒徳頌に曰はく「先生於是方捧盃承槽銜杯漱醪奮髯箕踞枕麴藉糟無思慮其樂陶陶」と。この意を含めりと見ゆ。

(三三九)

酒名乎、聖跡負師、古昔、大聖之言乃宜左。

○酒名乎 「サケノナヲ」とよみて、異説なく、義も亦明かなり。

○聖跡負師 舊訓「ヒジリトオヒシ」とよみたるが「オヒシ」にては意とほらず。類聚古集に「オホセシ」とよみたるが「代匠記」には「オフセシ」とよむべしとし、槻落葉に「オフシシ」とよみ、略解古義に「オホセシ」とよみたり。元來これは名に負はず義なれば「オホス」といふ下二段活用の語なるべき筈のものなり。この故に上の諸説のうち「オホセシ」とあるをよしとす。この語の假名書の例は卷十八「四〇八一」に「可多於毛比遠字萬爾布都麻爾於保世母天故事部爾夜良波比登加多波牟可母」とあり。「酒の名を聖と負ほせし」といふは、酒をば聖と名づけたりといふことなり。これは鄒陽の酒賦に「清者爲酒濁者爲醴清者聖明濁者頑駘」といふこともあれど、三國志魏志の徐邈傳に「魏國初建爲尙書郎時科禁酒。而邈私飲至沈醉。校事趙達問以曹事。邈曰中聖人。達白之太祖。太祖甚怒。渡遼將軍鮮于輔進曰平日醉客謂酒清者爲聖人濁者爲賢人耳。邈性修慎偶醉言耳。竟坐得免刑」とあるが如きことによれるならむ。即ち魏の時酒を禁じたる爲に、

醉客の隱語として、清酒を聖人と呼びしことをさせるなり。

○古昔之 「イニシヘノ」とよむ。異説なし。

○大聖之 「オホキヒジリノ」とよむ。「大」を「オホキ」といふのは「オホキシ」の語幹にて又「オホキニ」などいふ場合に副詞ともなる。それを「ヒジリ」につづけて熟語とせるは大海を「於保吉字美」(卷二十一「四四九一」といふに似たり。さて大聖とは誰なるか。元來これは既にいひし如く醉客の隱語なれば、これを名づけし人は大聖といふべき人ならぬはいふまでもなく、又その名を命ぜし人も傳はらぬなり。然るにここに大聖としもいへるは、酒を聖人と名づけし人なれば、その名をつけし人はそれ以上の大聖といひて可ならむといふ心にて名づけしならむ。然れども、この語はもと上の徐邈の故事により名高くなれる事にて、その後、魏の文帝が徐邈に問うて「頗復中聖人乎」といひしなど、徐邈と離るべからぬ事となれりしものと見ゆ。然らば、ここは或は徐邈をさせるにあらざるか。この人は人物高邁、一世の師表たりし人にて、盧欽がこの人を稱して「聖人以清爲難而徐公之所易也」とあれば、大聖を以て目せられしなりともいふをうべし。

○言之宜左 「コトノヨロシサ」とよむ。「よろし」は適當の意なり。異説なし。その言の宜しきを喚體句としてうたへるなり。かかる語法は卷五「八六三」に「伊毛良遠美良牟比等能母斯佐」(卷十一「一九五二」に「霍公鳥喧奈流聲之音乃遙左」(卷十七「三九二八」に「須流須邊乃奈左」などあり。

○一首の意 酒に聖人といふ名をおほせたりし昔の大聖人のその言はまことによく適切なることよとなり。

(三四〇)

古之七賢人等毛欲爲物者酒西有良師。

○古之「イニシヘノ」なり。異説なし。

○七賢人等毛 舊訓「ナナノカシコキヒト、ラモ」とよみたるが、「人等」を「ヒトトラ」とよむべき理由なし。代匠記に「ヒトトモ」又は「ヒトタチ」とよむべしといへり。ここはその七賢人をやゝたふとむ意あるべければ「タチ」とよむべきなり。「七」は「ナナ」とも「ナナツ」ともよむべきが、「七」を獨立して用ゐるときに「ナナツ」といへど、その他は「ナナ」とのみいへるが古語のさまなれば「ナナノ」にてよからむ。「賢」は日本紀仁徳卷の注に「賢遺此云左何之能苜里」とあるごとく「サカシ」とよむべし。「カシコシ」は古語は「畏」恐などの意にして「賢」の意には用ゐざりしなり。されば古義に「サカシキヒト」とよめるをよしとす。古の七賢人とは支那の晋の七賢人即ち竹林の七賢をさせり。これは晋書の阮咸傳、嵇康傳等に見ゆるが、世説の任誕篇に「陳留、阮籍、譙國、嵇康、河内、山濤三人年皆相比、康年少之。亞之預此契者沛國、劉伶、陳留、阮咸、河内、向秀、琅邪、王戎。七人集于竹林之下、肆意酣暢。故世謂竹林七賢」とあり、その注に「晋陽秋曰、于時、風譽扇于海内。至于今、詠之」とあり。酣暢は晋書阮修傳に「至酒店便獨酣暢」とある如く、酒を飲みて樂むことなり。

○欲爲物者 古來「ホリスルモノハ」とよめるを「楓落葉に、ホリセシモノハ」とよめり。これは、過去の事なれば、過去の語法を用ゐるといふ理窟より出でしならむが、然るときは下も「酒」にありけらしといふべき理窟なり。されど元來この語法は自己の過去の經驗を回想することをあらはすが本意たるものなれば、ここはかへりて古の訓をよしとす。この語の假名書の例は卷十四「三三八三」に「可久太爾毛久爾乃登保可婆奈我目保里勢牟」あり。又卷十二「二八六三」に「戀作毛後將相跡思許増已命乎長欲爲禮」などあり。この語、後に「ホツス」といふ一語をなすに至るなり。

○酒西有良師 舊訓「サケニシアルラシ」とよめるが、楓落葉に「サケニシアラシ」とよめり。これは「三三八」にいへる理由によりて舊訓を改むるに及ばざるなり。「西」は「ニ」と「シ」との助詞をあらはすに借りたるなり。

(三四一)

賢跡物言從者酒飲而醉哭爲師益有良之。

○賢跡 舊訓「カシコシト」とよみたるが、童蒙抄は「さかしら」とよみ、古義は「サカシミト」とよめり。「カシコシ」といふ語はこの頃は畏恐の意のみなれば、賢をよむはあたらぬこと、及び賢は「サカシ」とよむべきこと既にいへり。さては「サカシラ」とよむべきかといふに、童蒙抄は「酒の歌なれば、さかしら」とよむ方よからんかといふ意見なり。されどこれはその物いふことを傍觀してさかしらなりといふ意にあらずして、その物いふ本人が自ら賢なりと思ふ意にあるべきなれば、「さかしら」といふは當らず。「サカシミト」といふを當れりとす。「サカシミ」とは自ら賢しと思ふことといふ語なり。卷十五「三六七三」に「可氣婆於吉都思良奈美可之故美等能許能等麻里爾」といふ語なり。

安麻多欲曾奴流「三七三〇」に「加思故美等能良受安里思乎」この卷四一四に「菅根乎引者難三等標耳曾結鳥」などこれと同じ詞遣なり。ここの「とは」と思ふ意の標目を示したるなり。

○物言従者 舊訓「モノイフヨリハ」とよみたるが、槻落葉は「モノイハムヨハ」とよめり。その理由とする所は「卷五に雲に飛くすりはむ用者」とあれば、ここにも「いはむよは」とよみつといふにあり。然るに「はむよは」は麻行四段活用の連體形より「よりにつづけるもの」は「むは波行四段活用の未然形に複語尾む」のつけるその連體形より「よりにつづけるもの」にして全く別のものなれば、槻落葉の失考なること著し。されば、ここはもとより「イフ」といふ四段活用の連體形より「ヨリにつづくもの」とするを穩かなりとす。

○酒飲而 「サケノミテ」なり。異説なし。

○醉哭爲師 「エヒナキスルシ」とよむ。「エヒナキ」とは俗にいふ泣上戸の事なり。本集には、この讚酒歌になほ二ヶ所この語あり。續日本後紀「仁明天皇の承和十年三月辛卯出雲權守正四位下文室朝臣秋津卒……論武藝足稱驍將但在飲酒席似非丈夫每至酒三四杯必有醉泣之癖故也」と見ゆ。この一句は次に對しての主格たり。「し」は間投助詞として意を強むる用をなす。

○益有良之 舊訓「マサリテアルラシ」とよみたるが、槻落葉は「マサリタルラシ」とよみたり。これは既にいへる如くいづれにてもよかるべきによりて舊訓を改むるに及ばざるべし。

○一首の意 賢人ぶりてわれかしこにものをいはむよりは酒を飲みて醉泣する方がかへりてまさりてあるべしとなり。醉泣することは通常醜きことにせられてあれど、それよりも賢ぶ

りたるかたが一層醜しと世を罵れるなり。

將言爲便、將爲便、不知極、貴物者、酒西有良之。

○將言爲便 「イハムスベ」なり。この語は卷二二〇七に同じ文字を用ゐてあり。意は明かなり。

○將爲便不知 舊訓「セムスヘシラズ」とよみたるが、槻落葉は「爲」を一字補ひて「セムスベシラニ」とよませたり。然れども、卷二二一三に「爲便不知」を「セムスベシラニ」とよみたる如く、爲便二字のみにて「セムスベ」とよむべきなれば、將爲便三字にて「セムスベ」とよむこともとより不可ならず。なほこれは卷二二〇七に「將言爲便、世武爲便不知爾」に準へて「セムスベシラニ」とよむべきなり。「ニ」は打消の意にして連用形なれば、かく語を重ねるに惡からず。

○極 舊訓「キハマリテ」とよみたり。考は「キハミタル」とよみ、槻落葉は「キハマタル」とよみたるが、これは集中ここのみにて他に例を見ざるものなり。按ずるにこれは後世「キハマテ」といふと同じ用ゐるさまのものなるが、「キハマテ」といふ時は自らすることにて意穩かならず、その意にては「キハマリテ」とよむを穩かなりとするが、これは恐らくは漢語の程度を示す副詞の「極」を訓讀せしものならむ。宣命に同じ様の「至」を「イタリテ」とよめること、第廿八詔に「此禪師乃行乎見爾至。天淨久佛乃御法乎繼隆武止念行末之云々」と同じ様なる用法ならむ。さらば舊のまゝにてよからむ。

○貴物者 舊訓「カシコキノハ」とよめり。代匠記に「タフトモノハ」とせり。「貴」を「カシコシ」と

よむは無理なれば、代匠記の説をよしとす。

○酒西有良之 舊訓「サケニシアラシ」とよみたるを槻落葉に「サケニシアラシ」とよめり。されど、先々の例によりて舊訓を改むるに及ばず。

○一首の意 明かなり。言語に絶して、たまらぬ程極めて結構なるものは酒なるべしといふ意。これは漢書食貨志に「酒、天美祿、頤養天下」とか「酒、百藥之長、嘉會之好」とかいへることを思ひていへるならむ。

(三四三)

中々二人跡不有者酒壺一成而師鴨酒二染嘗

○中々ニ「ナカナカニ」とよむ。この語の例は、卷四「六八一」に「中々爾絶年云者」又「七五〇」に「念絶和備西物尾中々爾奈何辛苦相見始兼」卷九「一七九二」に「白玉之人乃其名矣中々二辭緒下延不遇日之數多過者」卷十一「二七四三」に「中々二君二不戀者枚浦乃白水郎有申尾」卷十二「三〇八六」に「中々二人跡不在者桑子爾毛成益物乎」卷十七「三九三四」に「奈加奈可爾之奈婆夜須家卒」などあり。語の意は槻落葉に「半々にて事の行とゞかぬをいふ言也」といへるが、今の俗言になまなかといふに似たり。

○人跡不有者 「ヒトトアラズハ」とよむ。「ヒトトアリ」とは人たりといふ事なり。卷五「八九二」に「和久良婆爾比等等波安流乎」又卷十二「三〇八六」に「中々二人跡不在者」とあるは同じ語にして人にてあらんよりはの意なり。

○酒壺ニ「壺」の字諸本に「壺」に作るは誤れること著し。「壺」は音コンにして宮中道の義なり。「ツボ」は壺にして音「コ」なり。されば改めたり。「サカツボニ」とよむ。意明かなり。

○成而師鴨 舊訓「ナリニテシカモ」とよみたり。代匠記は「ナリニテシガモ」とよみ、考は「鴨」は「鬼」の誤にして「ナリニテシモノ」とよみ、槻落葉は「ナリテシカモ」とよみ、古義はこれによりて「カ」を清音によむべしとせり。按ずるに、ここに誤字ある本一もなければ考の説はうけられず。「鴨」を「カモ」とよむ説は古義を代表とすべきが、それは希望の助詞は「モ」の下にある時にかぎりて「ガ」と濁るにてその他は濁音にせずといふことなり。然るに「モガモガモ」といふ場合にも、「母加」(卷二「十四三二七」)「毛鴨」(卷十二「二一六五」)「卷十三「三二九九」)「母鴨」(卷十一「二一六四五」)又「天橋文長雲鴨高山文高雲鴨」(卷十三「三二四五」)など、清音なる字を「ガ」「ガモ」に用ゐたるものなれば、ここも「ガモ」とよみてもとより不可なき筈なり。ことに「カ」「カモ」とのみいひては感動と希望との區別立たず。古來より希望を「ガ」「ガモ」とよみ來れるを根據なくして破るは不條理なり。次に「ナリテシガモ」か「ナリニテシガモ」かといふに意に於いては大差なきものにして、これを必ず六音にせざるべからざる理由なければ、古來のよみ方によりてそれを「ガモ」と改むべきものなり。ここに一段落にして、酒壺になりてしまひたしとの意なり。

○酒二染嘗 古來「サケニシミナム」とよめり。考は「サケニシミナメ」とよみ、槻落葉は「サケニソミナム」とよめり。考の説は如何なる理由によるか道理なしと見ゆるによりて従ふべからず。「染」は普通「ソム」とよむことなれど、古くは「シム」とよみたるのみならず、「しむ」といふ語の方意適切

なり。卷二一九六の「益目頰染」卷四六四一の「和備染責跡」は「シミ」のかなに「染」をかり、この卷上三〇〇に「妹乎目不離相見染跡衣」とある「染」は「令」の意の「シメ」にかりたるものにして當時これを「シム」とよみたる證なり。而してここは色の染まるにあらずして酒につかりなむといふなれば「シミナム」の方よしとす。「嘗」は「ナム」といふ語をかりたるなり。

○この歌は支那三國時代の吳の鄭泉の事蹟によりてよめるものなり。これにつきて、仙覺はその抄に

人にあらずは酒の壺にならばやと云ことは本文にいはいくむかし酒をこのむものありけり、これがわれしなんには酒の壺にならずは、人の酒のまむにうけしたみてん所の土とならんとねがひて死にける也。その心をよめる歌也。

といへるが、その本文とは何なるを説かず。略解は

吳志に鄭泉臨卒時語同輩曰必葬我陶家之側化而爲土幸見取爲酒壺實獲我心矣。

とあり。なほ又この一條の語は世説新語補に出でたるを以て、萬葉集はこの世説新語補よりとりたるなりといふ説あれど、これはその原書たる世説に載せぬ所にして明代に増補せし部分にある語なれば、この説はとるべきにあらず。然らばこの語は吳志より出でたりとすべきか。吳志には鄭泉傳といふもの無くただその建武元年十二月の條に鄭泉の名見えたる下に「吳書曰云々」として引ける文あるを見るのみ。これを略解の引けるものと比較するに、文章はこれとは異にして、實は世説新語補の文を略解は孫引して「吳志」といへるなり。さらば今の

これの出典は吳志の注なるかといふに、余は然らずして、瑠玉集に出でたりと思ふ。この書は支那に佚したるものなれど、原十五卷ありしものが今は卷十二、卷十四の二卷のみ存して眞福寺に傳へて國寶たり。その卷十四の嗜酒篇にこの鄭泉の話をのす。曰はく

鄭泉字文淵陳郡人也。孫權時爲太中大夫爲性好酒。乃嘆曰願得三百舩船酒滿其中以四時甘飴置於兩頭安升升在傍隨滅隨益方可足一生耳。臨死之日勅其子曰我死可埋於窯之側數百年之後化而成土、覬取爲酒瓶獲心願矣出吳書

とあるなり。これによれば、この話はその源吳書にあること明かなるが、その外には吳志と瑠玉集との二書なり。旅人はこの三書のうちよりこの話を得しならむ。吳書は支那にもはやく佚し、我國に傳はれりといふ證なし。吳志即ち三國志は旅人より三四十年の後神護景雲三年にはじめて太宰府に下されたるものにして正史として極めて少かりしならむ。瑠玉集は天平十九年の書寫のもの眞福寺にあり。加之、これは所謂小説にして世人に愛翫熟讀せられしものなるべければ、恐らくはこの瑠玉集がその出典たりしものならむか。

○一首の意 前の鄭泉の話を中心してはじめて明かなりとす。この歌二段落にして、第一段は鄭泉の話の如くなまなかに人間として生れてあらんよりは一層のこと酒壺になりてしまはまむとなり。第二段はかくしては絶えず酒に漬りしみてあらむとなり。これ即ち酒を愛するの極なる癡情を述べたるなり。

(三四四)

痛醜賢良乎爲跡酒不飲人乎焚見者猿一鴨似

○痛醜 古來「アナミニク」とよめり。攷證に曰はく痛をあなと訓るは義訓にて痛はいたしともよみて甚しき意なればあなとは訓る也。本集四八二に痛多豆多頭思五七五七五に痛足河云云一〇八七などもありてあなてふ語は歎息の詞にて古語拾遺に事之甚切皆稱阿那云々と見えかのあなにやしえとのたまひしあなもこれ也。書紀神武紀訓注に大醜此云軼奈彌邇句と見えたり。玉篇に醜貌惡也とありて、今見にくしとも見ざるしともいふと同じといへり。これにて殆どいふべきこと盡きたるが、なほ卷十二三一二六に纏向之痛足乃山爾雲居乍など痛を「アナ」の假名に用ゐたる例あり。

○賢良乎爲跡 古來「サカシラヲスト」とよめり。「賢」を「サカシ」とよむべきこと既にいへる如くなればこのよみ方には古來異論なし。「サカシラ」といふ假名書の例は本集になけれど、卷十六三八六〇の「情進爾行之荒雄良」の「情進」を古來「サカシラ」とよみ、又卷十六三八六四の「情出爾行之荒雄良」とある「情出」をも「サカシラ」とよめるがいづれも義訓なり。この語は平安朝の歌文に頻繁に見ゆる所なるが、類聚名義抄には「儂」といふ字と「勦説」といふ字に「サカシラ」の訓あり。「儂」字には種々の義あるが、禮記の表記に「君子不以一日使其躬儂焉如不終日」とある注に「苟且可輕之兒」とあるにあたるものにして、又禮記の曲禮に「長者未及毋儂言」とある、これは「雜言也」と注せるが、他人の言事の未だ畢らざるに乃ち他事を擧げ言ひてその説を錯亂することをいふ。又廣雅

の釋詁には「疾也」ともあり。「勦説」は禮記曲禮に「毋勦説毋雷同」とあるが、これは他人の言説を襲ひ取りて己が有とすることをいふ。後漢書第六十九の孔僖傳に「僖曰書傳若此多矣。隣房生梁郁儂和之曰如此武帝亦是狗邪」とあるに注して曰はく「儂謂不與之言而傍對也。禮記曰毋儂言」とあり。儂言はさし出で口をするをもいふ。「サカシラ」は「サカシ」といふ形容詞の語幹に接尾辭「ラ」を加へて副詞としたるものにて賢しき状態にするをいふが、ここは我ひとり賢だてをすることをいふならむ。「爲跡」は俗語「する」とての意なり。

○酒不飲 舊訓「サケノマデ」とよみたるが、この頃「デ」といふ打消のいひ方ありしか否か、疑しきのみならず、かくては下につづかぬなり。代匠記に「サケノマヌ」とよみて「ヒト」につづくるをよしとす。意明かなり。我ひとり賢人ぶりて酒を飲まぬ人をさすなり。

○人乎焚見者 舊訓「ヒトヲニクムハ」とよめり。「焚」の字は卷一八の「焚田津」の條に既に見ゆるが、これは「熟」の俗體なり。さて「焚見」をここに「ニクム」とよめるは如何。「熟」は「ニル」とはよむべけれど、この二字にて如何にしても「ニクム」とよむべき道理を生ぜず。かかれればこのよみ方は従ふべきものにあらざるなり。代匠記には「ヒトヲヨクミバ」とし、童蒙抄は「ヒトヲナカムハ」とよみ、略解は「ヒトヲヨクミレバ」とよめり。童蒙抄の説は「熟見」の二字を以て「ナガム」の語をあらはしたりと見たるものなれば、不條理にはあらず。されど、しかする時は「ナガムルハ」とよまざるべからず。しかも萬葉集には「ナガム」といふ語を用ゐたる實例を見ざれば、この語を必ず用ゐるべしといふことは主張するを得ざるなり。さては「熟」を「ヨク」とよみたる説に従ふべきが、「熟」

を「ヨシ」とよめる例は集中他に例を見ねど、熟見は「ツラ／＼見ル」ことにして「ヨク見ル」といふ意にあたれば、恐らくは義訓なるべし。戰國策に「明日徐公來熟視之自以爲不知」とある、熟は精詳にする義なれば、國語にて「よく見る」にあたる。類聚名義抄には「貼」肝に「ヨクミル」の訓あり。「ヨクミル」の語例は卷一「二七」に既にあり。さて「熟見」を「ヨクミル」の語にあたるものとして「ヨクミル」といふ語例は「ヨクミレバ」とよむべきかといふに、「ミバ」とよむ時は、假設條件となりて歌の意成立せず。ここは必ず「ヨクミレバ」とよむべきこといふまでもあらざるべし。意は明かなり。

○猿二鴨似 舊訓「サルニカモニル」とよみたるを代匠記に「サルニカモニン」とよめり。その理由とする所は「さかしらすとて酒をも飲ぬ人をつら／＼能見は猿の人に似て人にあらぬか、さすかにこさかしきに似むとなり」といふにあり。さて後童蒙抄、略解檜孀手、全釋等は「ニル」とよむ方により、槻落葉、古義、註疏、新講、新考等は「ニム」とよむ方によれり。攷證は二者を併存せり。さてここは如何によむべきかといふに、上を「ヨクミレバ」とよめる以上、ここは「ニル」にてよき筈なり。ここを必ず「ニム」とよまむとならば上を「ヨクミバ」とよまざるべからず。然れどもかくする時は既にいへる如くに、意不十分になりて不可なり。されば「ニル」とよむ方に従ふべきなり。而して「かも」は疑の助詞にしてそれに對して上を「ニル」と連體形にて結べり。ここに酒飲まぬ人を猿に似るかといへるは、如何なる故かと考ふるに、蓋し猿のこさかしきが如きなりと屬りたるものならむ。

○一首の意 この歌童蒙抄に「此歌は下戸を譏り、下戸を猿にたとへて酒を賞美したる也」といへることは諸家一致して認むる所なり。されど、その上の二句の解に至つては諸家必ずしも一致せず。先づ「痛醜」といへるは何を醜しといへるかといふに、これを明かにせる書少し。代匠記には「賢人だてをするとてのまゝほしき酒をも飲ずしてのむ人を惡み嫌ふ、其人は譬は猿の人に似て人にも非ずこさかしきが如し」と云ふ意かといひたるが、なほ曰はく「されども猿にかも似ると云てにをは落著せず。亦是ゑへる人を惡むは顔の赤きが猿に似たる嫌歟とも意得つべけれども、飲ずしてさかしらする者をあなみにくと謗る歌なれば、それも叶はず。今按、酒のまぬ人をよく見は猿にかも似んと和すべし。さかしらすとて酒をも飲ぬ人をつら／＼能見ば、猿の人に似て人にあらぬがさすがにこさかしきに似むとなり」といへり。かくて誰か誰をさして「あなみにく」といへるものとすべきかは明かならず。槻落葉は「酒のむものはいとみにくき事ありなどいひてさかしだして不飲あるなり」といへれば、これは飲まぬ人より飲む人をあなみにくといふとする説なり。されど、かく解する時は酒のむ人を以て賢しらすといふこととせざるべからざる事となる。檜孀手には「酒を飲めば、貌赤くなりて猿に似たれど、又賢こだてすとて酒をものみず、何事にても皇國ぶりを嫌ふ人をよく／＼見れば、却て猿が人まねするやうにてあな醜しと也」といへり。この説うがち過ぎたる嫌あれど、その賢らをする人をみにくにしといへるものなるが、攷證、古義等大體この説なり。これは次の句とのつづきを考へ、又一首の意を總合して推すに、あなみにくには上の「さかしら」をすと、酒のまぬ人をよくみ

れば猿にかもにる」といふことを前提的にいへるなること著し。次に「賢しらすとは如何といふに、攷證には酒のめば、さかしらする物ぞとて酒をのまざる人をよくみなば云々」といへるが、かく見る時はこの歌は興味素然として殆ど歌としての意をなさざることとなる。これは檜孺手にいへる程のもつてまはりたる意はあらざるべしといへども、大體はその意なること明かなるをや。さればこれは、即ちのみたく思ふ酒をも飲まずして、賢人たてをする人をば一寸見には如何にも尤もらしく思るるが、よくく見れば、其人は譬へばそのこざかしきこと、恰も猿に似たらんか。さてもみにくきことよとなり。

(三四五)

價無寶跡言十方一坏乃濁酒爾豈益目八

○價無寶跡言十方「アタヒナキタカラトイフトモ」とよむ。「十方はトオモを約めてトモ」といへるをかりて助詞の「トモ」をあらはしたるなり。「價はアタへ」とよむ説(攷證等)と「アタヒ(代匠記等)とよむ説とあり。この語の假名書の例は紀記萬葉集には一も見えねど、平安朝の文獻ことに、類聚名義抄等にはいづれも「アタヒ」とあるもののみにして「アタへ」とあるもの一も存せず。されば「アタヒ」を正しとすべし。「價なき寶とは有限の價を以てそれを評價すべきことを得ざる意にして無比の貴重なる寶の義なり。この語は續博物志に「魏田父耕於野而得玉弗識也。隣人陰欲得之。給曰此怪石也。田父置玉於室。其光燭夜果以爲怪棄之於野。人從而盜之、以獻魏王。玉工望而拜曰。此無價之寶」と。これは尹文子に出でたるをとりたるなるが、尹文子に

は玉工曰此無價以當之云々とある、これにてその意を知るべし。而して佛經にてはその無上の法をたとふるに無價寶珠といふ語を以てせり。たとへば、法華經受記品に「以無價寶珠繫其衣裏」といひ、大般若經第四百二十九に「譬如無價寶珠具無量種勝妙威徳」といへるが如し。

○一坏乃濁酒爾 よみ方も意味も上にいへるにおなじ。

○豈益目八 「アニマサラメヤ」とよむべし。然るに類聚古集、古葉略類聚抄、神田本には「八」の下に「方」の字ありて「アニシカメヤハ」とよめり。されど「ヤハ」といふ語はこの頃に存せし證を見ず。この故に古義はこの「方」の存すべきを主張し、なほ略類聚抄に益を「忝」に作れるは、若の誤なりとして「アニシカメヤモ」と訓せり。されど、その略類聚抄の古鈔本なるはなほ「益」の草體の訛なること著しきものをや。さて「益」字とする時にこれを「シカメヤ」とよむべき理由なし。かくて、その形にて「方」字ありとせば「アニマサメヤモ」とよむべきに似たり。然れども、かくよみてはその増すべき量をいふべき語なければ、この意にあはず。されば、多數の本の「方」字なき方によりよみ方も舊訓をよしとす。「豈」は今もいふ語にして「ナニ」と殆ど同じく疑問の意を以て反語を導く爲の副詞なり。下の「や」は「豈」に應ずる助詞として已然形をうくるなり。

○一首の意 明かなり。支那の古書、又佛經などに無價の寶といふことをいふが、さやうなる無上の寶といふとも、一坏の濁酒に豈に益らんやとなり。即ち酒こそ無上の寶なれといふなるが、この歌一首としては理窟をいへるに似て興味少きものなりとす。

(三四六)

夜光玉跡言十方酒飲而情乎遣爾豈若目八目一方

○夜光玉言十方「ヨルヒカルタマトイフトモ」とよむ。夜光る玉とは所謂夜光の玉なり。述異記に「南海有珠即鯨目夜可以鑿謂之夜光」とあり。又戰國策に「張儀爲秦破從連橫說楚王。楚王遣使百乘獻駭雞之犀夜光之璧于秦王」とあり。その他文選などに屢見ゆるものなるが古支那にて天下の至寶とせるものなり。

○酒飲而「サケノミテ」なり。意明かなり。

○情乎遣爾「ココロヲヤルニ」とよむ。意明かなり。心中に鬱する思ひをはるけ遣るをいふ。

代匠記に曰はく「文選魏武帝短歌行云「慨當以慷憂思難忘何以解憂惟有杜康」注謂杜康古之造酒者」とあり。まさにこの言の如くなるべし。

○豈若目八目「アニシカメヤモ」なり。楓落葉には「若は益の誤として「アニマサメヤモ」とよみたり。これは神田本にも「益」とあれば参考すべき説といふべし。されど「マサメ」は「マス」といふ増加の意となり「マサル」といへば勝劣の意となるなれば「益」字をよしとせば「マサラメヤモ」とよむべきものとす。而して上の歌と意略似なれば語をかへたる方穩かなり。されば舊のままにて訓もそれをよしとす。意明かなり。

○一云八方 これは一本の傳に「八目」とあるを「八方」とかけりとなり。書き方の異なるのみにてよみ方も意も異ならず。

○一首の意 明かなり。夜光の玉といふとも何にせむか。さやうのものよりも酒を飲みて思をやり陶々乎として天外に魂を遊ばしむるに豈若かんや。決して若くものにあらずとなり。前の一首と意略同じきが前のは酒を主としてほめこの一首は酒を飲む樂を主としていへるにて二首相合して酒をほめ樂む意を完くせしめたりと見るべし。

(三四七)

世間之遊道爾冷者醉哭爲爾可有良師

○世間之「ヨノナカノ」とよむ。この語の假名書の例は卷五に五あり卷十五卷十七に各二宛あり。意明かなり。

○遊道爾 古來「アソビノミチニ」とよめ來り異論なし。この意について略解は「遊の道は萬にわたりていふ」といへるが攷證には委しく説く所あり。曰はく「すべて遊といふは歌舞管絃はさら也。漁獵また酒宴などすべてあそびとはいへる事古事記上卷に何由以天宇受女者爲樂亦八百萬神諸咲云々又云日八日夜八夜以遊也云々。又云爲鳥遊取魚而往御大之前云々。又下卷御歌云夜須美斯志和賀意富岐美能阿蘇婆志斯志能夜美斯志能云々。續日本紀天平十五年五月詔云今日行賜布態乎見行直遊止乃味爾波不在之氏云々。本集五上に阿迦胡麻爾志都久良宇知意伎波比能利提阿蘇比阿留伎斯余乃奈迦野云々(八〇四)また下七に家布能阿素毘爾云々(八三五)などありて集中いと多し。道は術といはんが如し。久老云道といふ事から國にはこちたくいへれど吾御國には何のみちくれの道などいひてただそのすぢをいふ言也」

とあり。古義には「遊興の條々」といふ意なりといへり。これらの意にて明かなるが如く、遊興のしかたは種々あるが、その中にての意なるべし。

○冷者 舊訓「マシラハ」とよめり。代匠記は「オカシキハ」と和すべきかといひ、重蒙抄は「スサメルハ」とよみ、考は「サブシクハ」とよみ、玉の小琴には「冷は「怜」の誤として「タヌシキハ」とよむべしとし、古義は「冷」の誤として「アマチキハ」とよめり。槻落葉は玉の小琴に従ひ、略解は考に従ひその後の諸家の説も區々なれど、大略上の範圍を出でず。ただ、近頃生田耕一氏は藝文(昭和五年五月號)にこれにつきての考説を發表して「スズシキハ」とよむべしといへり。(この説後に萬葉難語難訓攷に收む)ここに以上の諸説を見る前に、先づこの文字に異同なきかを見るに、校本萬葉集にはこの文字に異字を用ゐたる本あることをいはざれば、諸本一致して「冷」とせりと信ぜらる。然るに拾穂抄には「冷」といふ文字にせり。これ古義の據る所なり。又校異には頭注に異と題して「冷作冷」とあり。この異本は何をさすか、今これを知らず。ここに考ふるに、かの拾穂抄には據る所を知らず、或は寫手又は刻手の誤ならむも知られず、校異も亦その據確かならねば、遽かにこれに據るべからず、況んや現存の古本すべて「冷」なれば、これを棄てて彼につくことは動かすべからざる理由あるにあらずば、不可なりとす。ここに先づ假りに「冷」として考ふるに、古義は「阿麻禰久」は遺る事なきことをいふ古言なり。この「冷」は「た」とへば、から籍書大禹謨に「好生之德洽于民、心正義に洽、謂沾漬優渥、洽于民心、言潤澤多也」とある。冷の意に遺るくまなく心だらひなるをいふなり。そは世間に種々遊のすぢは多かる中にも冷く心だらひな

るはといふ意なりといひて、一往は道理ある如く見ゆれど、熟考するに、遊の道に冷しといふ語ならば、果して古義の如く説きうべきか、これ蓋し牽強の説なるべし。次に「怜」とする玉の小琴の説如何といふに「冷は「怜」の誤にてたぬしき」と訓べし。さぶしを不怜とも不樂とも通はし書ればたぬしきにも「怜」の字をも書へぎ也。世の中の遊びの道の中に第一の樂きこととは「云意也」とあり。この説明にてこの歌の意明かになれるが如くなれど、その基とする「怜」字は果して「タヌシ」とよみうべきか。攷證はこれを敷衍せるものなるが、そのうちに「集韻に「怜、靈年切音連與憐同とあればたぬし」とよまん義もこもれり」といへり。怜は憐と同字なるは勿論にしてこれには「アハレム」「カナシム」「ウレフ」「ヤスンスル」「ナヅル」の訓あれど、古來「タノシ」と用ゐたる例なく、かへりてその反對たる「カナシフ」「ウレフ」の訓あるなり。これを樂と同義に用ゐることには字義を無視せるものなり。「不怜」「不樂」を共に「サブシ」とよむは二字成立の上にての共通にして「怜」「樂」各一字の上の共通にあらざるなり。「不何」は蓋し「可怜」を「ウマシ」「オモシロシ」などいふ、その反對に用ゐたるものならむ。されば、本居説は有力なるが如くなれど、必ずしも然らず。ここに於いて、吾人は「冷」の字のままとして考ふべきなり。かくて「冷」字として見れば、舊訓の「マシラハ」とよめることは少も理由なきことなれば、先づ従ふべからず。次に代匠記の「オカシキ」とよめるは如何といふに、それは「冷笑」の意にとりてかくいへるなるが、「冷」一字にて「冷笑」の意とするは無理なるのみならず、それにてはこの歌の意通らねば従ひがたし。次に重蒙抄に「スサメルハ」とよめるは如何といふに、「スサム」といふ語の例は本集にその用例を見ざるのみならず、

これもかくよみてはこの歌の意通らぬこととなれば従ひがたし。考の「サアシク」とよむは如何といふに、これは文字の訓としては無理なりといふべからず。然れども既に玉の小琴に「師は冷をさぶしくはと訓れしかど、さては道爾と云爾と爲爾と云爾とに叶はず、能味ふべし」といへる如く、歌の意通らずなるべきなれば従ひがたし。かく論じ來る時は從來の訓すべてとるべからぬ事となる。かくて生田耕一氏の「スズシキハ」とよむ説のみ残る。先づ「冷」を「スズシ」とよむことは今、何人も用ゐるところなるが、古は如何。卷十一〇三に「秋風冷成奴」とある。「冷」は「スズシク」と古來よみ來れるが、卷二十四三〇六には「波都秋風須受之伎由布弊」とあれば、當時「スズシ」といふ語あり、又「冷」を「スズシ」とよみて不可なきこと明かなり。生田氏はこの語の例として平安朝以後の歌文を多く引かれたるが、その意は余は寧ろ漢語の「冷」の字義によるものと思ふ。そは「冷々」「冷然」又「冷風」「清冷」などの熟字にあらはれたり。「冷々」といふ疊字は種々の意あり。一には音韻の清きをいひ、二には水の聲の清きをいひ、三には清涼なる形容にいふ。東方朔の七諫に曰はく「便娟之脩竹兮、寄生乎江潭、上葳蕤而防露兮、下冷冷而來風」とあり。王逸が注に「冷、清涼貌」とあり。「冷然」といふ熟字は、輕妙の貌とも清和の貌ともいへり。莊子逍遙遊に「列子御風而冷然善也」又晋書裴綽傳に「善言玄理、音詞清暢、冷然若琴瑟」といひ、又呂氏春秋、辨士篇に「師爲冷風」に注して「冷風和風所以成穀也」とあり。「清冷」といふ熟字は張衡の西京賦に「耕父揚光於清冷之淵、張協の七命に「天清冷而無霞」などありて清らかなるをいふ。これらの「冷」字の意義によれば、心情の清々しく和なるさまをいふに用ゐたりと考へらる。古弘仁の御宇に創めら

れし後院を冷然院と名づけられしも、この冷字の義によられたるなり。(後に冷泉院に改めらる)かくて平安朝の歌文の例を見るに、極樂淨土を「すゞしき道」といへるあり。源氏物語、権本に「世にこころとゞめ給はねば、出立いそぎをのみおぼせばすゞしき道にもむき給ひぬべきを」狭衣物語卷四に「此ひと巻ばかりはすゞしき道のしるべにもなし侍らん」とある、その例なり。心情の上にいへるは源氏物語、橋姫に「御心の内は何ごとすゞしくおしはかられ侍れば云々」とあり。徒然草に許由が事を叙して「さていかばかりこころのうちすゞしかりけん」といへるもこの心なり。これらの意義を以て考ふれば、生田氏の考の如く「スズシキハ」とよむを以て當れりとすべし。而してその意は既に述べたるところなり。

○醉哭爲爾 「エヒナキスルニ」とよむ。上の「三四一」にいへるに略同じ。

○可有良師 舊訓「アリヌベカラシ」とよみたるが、董蒙抄は「アルベカラシ」とよみたり。然るに「ベカラシ」といふ形は「三三八」の下にいへる如くこの集に用例を見ざれば従ひがたし。然らば、舊訓よきかといふに、「ベクアリ」が「ベカリ」となるべき道理は否定しえねども、この集には「ベカラシ」と假名書にせるものもとよりなく、なほ又「ベカリ」と約めたることの行はれし明かなる證をも見ず。而して他の一方に於いて、卷十五三七二九に「伊毛乎婆美受曾安流倍久安里家留」といふ例あれば、こころも「ベク」と「アリ」とをもとの形のまゝによむべく、隨ひてこの二句は「アルベクアルラシ」若くは「アルベクアラシ」とよむべきならんが、余は上「三三八」の例によりて「アルベクアルラシ」とよみておくべし。意は明かなり。

○一首の意 この世俗の間には遊興の方法多くある中にて第一に心の愉快にすがくしくし
かも一點の邪氣のなきものは酒飲みて醉泣することにあるべく思はるるよとなり。

(三四八)

今代爾之樂有者來生者蟲爾鳥爾毛吾羽成奈武。

○今代爾之 舊訓「コノヨニシ」とよむ。拾穂抄には「イマノヨニシ」とよみ、楓落葉これに従へり。
「今代」は「イマノヨ」とよみて不都合なりといふこともなからむが「コノヨ」とよみても差支なきな
り。而して本集中には二者共に假名書の例を見ず。佛足石歌には「己乃與波乎閑牟」とあり。
されば「コノヨ」とよむ方證あり。而して音調の上よりも「コノヨニシ」とよむをよしとす。「シ」は
強意の助詞なり。

○樂有者 舊訓「タノシクアラバ」とよめるを考に「タヌシクアラバ」とせり。「タノシ」と云ふ語は古
語拾遺に「阿那多能志」と出で、これに注して「言伸手而舞、今指樂事、謂之多能志、此意也」とあり。さ
れど、本集なる假名書なるには「タノシ」とあるものもなく、いづれも「タヌシ」なり。卷五、八一五
に「多努之岐乎倍米、八三二に「家布能阿比太波多努斯久阿流倍斯、八三三に「可久斯己曾鳥梅乎加
射之且多努志久能麻米、卷十七、三九〇五に「遊内乃多努之吉庭爾、卷十八、四〇四七に「介敷乃日婆
多奴之久安曾徹、四九七一に「可久之許曾楊奈疑可豆良積多努之久安蘇波米、卷二十、四三〇〇に
「多努之等曾毛布」とあるが如きこれなり。これは古語拾遺の説の當否は姑く措き、本集にては
「タヌシ」といふ語を用ゐるを當れりとすべし。

○來生者 舊來「コムヨニハ」とよみて異説なし。「來生」といふ熟字は佛經に出でたるものにて未
來の生報をいふ。「眞宗法要典據八、一五」生報とは此生に善惡の業を作して來生の苦樂の果報
を受くるをいふ。卷四、五四一にも「來生爾毛將相吾背子」とあり。「者」を「ニハ」とよむことは卷一
以來例多し。

○蟲爾鳥爾毛 「ムシニトリニモ」とよむ。「ムシニモトリニモ」の意なるを語を急迫にしていへる
なり。かかるるとき、上にあるべきある助詞を書きていはずる例は卷六、一〇四三に「門爾屋戶爾
毛珠敷益乎」あり。又卷五、八二二に「阿乎夜奈義鳥梅等能波奈乎遠理可射之」とあるは「アチヤナ
ギトウメト」ノハナなるべきを上なる「ト」をいはずるなり。かゝることはこの頃の一の語遣と
見えたり。さてこの意は各が下の句につづきて蟲にもなりなむ、鳥にも成りなむといふなり。
○吾羽成奈武 「ワレハナリナム」とよみて異説なし。意も明かなるが、來生にはといへるにより
て下を「なりなむ」といへり。この「なむ」は「ヌ」の未然形「ナ」に「ム」のつけるものにして將來のことを
豫想して「ナツテシマハウ」といふが如き意を以ていへるなり。

○一首の意 文字のままにて明かなりといふべきに似たり。ここに來生に蟲にも鳥にも成り
なむといへるは如何なる精神なるか。契沖はその代匠記には莊子應帝王篇の「泰氏其臥徐徐、
其覺于々、一以己爲馬、一以己爲牛、又賈誼の鵬鳥賦の「忽爲人兮、何足抗擗、化爲異物、又何足患、
小智自私兮、賤彼貴我、達人觀兮、物無不可」とあるを引いて、この老莊思想に出でたりとせり。
これは一往道理の如くなれど、果して然らば、今代に樂しくあらばと來生には蟲にも鳥にも成

りなむと相對していふべき必要なき筈なり。而して又そのみの思想ならば、酒を讚する所の趣旨一もあらはれずといふべし。攷證はこの一首を解して現世のほどに酒のみて樂しく世をすぐさば、たとへ來世は蟲鳥などに、うまるとも悔あらじといふにて、酒の事はいはざれど、樂有者といふに酒の事こもれり。この歌佛説によりてよまれたりとおぼし。そは薩遮尼乾子經偈云、飲酒多放逸、現世常愚癡、忘失一切事、常被智者呵、來世常闇鈍、多失諸功德云々などある意にてもあるべし。と。大體はこの如きことなるべし。されど、上に引ける偈は飲酒の過失をいへるに止まれば、その説は未しきものといふべし。按ずるにこれはかの五戒十戒の一なる飲酒戒に基づいて説けるものにして、その戒を破るものは未來の世に於いて苦を受けむといふことに對していへるものなることは疑ふべからず。菩薩戒經に曰はく、若佛子故飲酒。而酒過失無量。若自身手過酒器與人飲酒者、五百世無手。何況自飲。亦不得教一切人飲及一切衆生飲酒。況自飲酒、一切酒不得飲。若故自飲教人飲者、犯輕垢罪。とあるが、善惡因果經には、今身飲酒醉亂者、死墮飲銅地獄中とあり。即ち飲酒をするは所謂破戒の徒なるが、破戒の徒は死墮惡趣と四分律に説けり。惡趣は普通に地獄、餓鬼、畜生の三道をいふ。この歌に來生の蟲にも鳥にも成りなむといふは、この飲酒を破れば、死後惡趣に趣くと佛教には説けり。よし、われはその死後の惡趣に趣いて、或は蟲になり或は鳥にならむとも、この世にて樂しくあらば、それにて足れば、來生の畜生道にうまれむことは何とも思はずとなり。佛教者より見れば、度し難き外道ならむか、酒に惑溺せるものの癡情を歌へるものとして、は徹底したる痛快味ありといふべし。契沖がこれを説かざりしは恐らくは佛教者としてこの破戒の言を是非しがたかりしが爲にこれをいふを憚りしものにして、この破戒の言を知らざりしにはあらざるべし。

生者、遂毛死、物爾有者、今生在間者、樂乎有者。

(三四九)

○生者 舊訓「イケルヒト」とよみたるが、童蒙抄は「イケルモノ」とよみ、略解は「ウマルレバ」とよみたり。按ずるに史記孟嘗君傳に「生者必有死、物之必至也」ともありてこの思想は佛教に限るといふべきにあらねど、これはなほ佛教にいふ所の生者必滅(大涅槃經中の有名なる句)の意によりて歌へるものと思はるるが、その生者といふ熟字をここに通用したりと思はる。かくて、これは生といふ始あるものは死といふ終をとるといふ義なれば、生は生キテアル意にあらずして「ウマル」の意にとるべきこと明かなり。されば「ウマルレバ」とよむべきこと疑なし。その他のよみ方は生者必滅の意に合せず、従ふべからず。

○遂毛死物爾有者 「ツヒニモシナルモノニアレバ」とよむ。童蒙抄には「モノナレバ」とよめり。いづれにても不可なり、といふにあらねば、強ひて改むるを要せず。「遂毛」を「ツヒニモ」とよむは「遂」を「ツヒニ」とよみ、それに「モ」といふ助詞を添へて下の陳述を有力ならしむるものなり。「ツヒニ」の假名書の例は卷二十四五〇八に「多可麻刀能努徹波布久受乃須惠都比爾知與爾和須禮牟和我於保伎美加母」あり。以上三句にて佛者の生者必滅といふ常套語をとり來りて語をなし

たるなり。

○今生在間者 舊訓「コノヨナルマハ」とよめるを槻落葉に「イマイケルマハ」又は「イマイケルトハ」とよめり。されど「イマイケルマ」「イマイケルト」といふ語は言葉落ちつかず。この「今生」は上の「來生」と同じく佛經に屢用るる熟字なるを通用したるなれば、「コノヨ」とよむべきものならむ。「在」を「ナル」とよめる例は卷一「六」に「家在妹」をはじめとして集中に多し。而して「ナル」は存在の意にて家に在る間の義なり。

○樂乎有名 舊訓「タノシクヲアレナ」とよみたるが、童蒙抄は「タノシキヲアラメ」とよみ、玉の小琴は有名を「アラナ」とし、槻落葉は「タヌシクアラナ」とせり。按ずるに「樂」は「タヌシク」とよむべきこと前にいへる通なり。「有名」を「アレナ」とよむ時は「アレ」にて命令形にて終止し、その下に「な」といふ感動の意ある終助詞のつきたるものとなり、「アラナ」といふ時は、その「ナ」は未然形に「つきて」希望をあらはす終助詞にして、これには卷一の「キカナ」の下にいへる如く、卷五「八九九」に「出波之利伊奈奈等思騰」とあるが、自らの希望をあらはす意のものと、卷十七「三九三〇」の「米具美多麻波奈」佛足石歌の「和多志多麻波奈、須久比多麻波奈」の如く他に詠ふる意のものとなり。さてここを命令形とせば、主として他に詠ふることとなりて、歌の意不徹底なり。ここは己れの志をいへる歌なれば、自らの希望をいへるものとして「アラナ」とあるべきものとす。さてその「タヌシク」の下の「ナ」はこれはこの頃に用ゐられし間投助詞にして、格助詞に「と」の下、形容詞の連用形の下、複語尾の連體形の下、命令形の下などにつきて、それらの意を重くする力を寓するものなり。

ここは「タヌシク」といふ形容詞の連用形につづきて力を寓したるものなり。それらの例は卷二十四「四三八」に「保等登藝須許許爾知可久乎伎奈伎豆余」あり。

○一首の意 明かなり。この世に生れたる者は遂に死ぬといふことは定まりたることなれば、死にて後には樂しまむよしもなければ、この世に在る間は樂しくしてあらむことこそそのぞましけれ。それにつけては上述の如く酒をのむにこしたることあらじとなり。

默然居而賢良爲者飲酒而醉泣爲爾尙不如來

(三五〇)

○默然居而 舊訓「タタニヤテ」と訓せるを童蒙抄は「モタシヤテ」とよみ、槻落葉は「モダナリテ」とよみたり。意はいづれも大差なかるべけれど、默然を「タダニ」とよむは當時の語なりや否や證なし。萬葉に「タダニ」といへるは多くはその「直接」に「又」すぐにといふ意なるものなり。この故にこれは可能性に乏し。次に「默」字は「モダス」といふ用言にあたることは疑ひなし。されど、類聚名義抄を見れば「モタス」は「嘿、喑、陰」の訓にありて「モタ」は「嘿、默、黠」とあるが、默の訛ならむとあれば動詞としては「モダス」副詞としては「モダ」といふ語の古行はれたりしこと知られたり。而して「默然」はいふまでもなく漢語としては形容辭なれば、わが副詞にあたるものなれば「モダ」とよむべきなり。さてこの「モダ」につきて古事記傳卷三十に説あり。曰はく「默坐は母陀伊麻志奴と訓べし。萬葉三三十一に默然居而、四三十一に默然得不在者、又三十一に默毛有益呼(十二、十三)にも如此あり(七、四十一)に默然不有跡十二、二十一に默毛將有十七、三十一に母太毛安良牟(三九、七六)などあ

り。(此言常には母陀須と云へば、此も母陀志麻志奴とも訓べけれど、古言に母陀須母陀志など云る例を未だ見ざれば、萬葉の云さまに依て訓つ。伊麻志奴は萬葉歌の居有にあたり。母陀は牟陀と通ひて徒然なる意なり。(徒の意又空の意を俗言に牟陀と云り)とあり。これにて意略明かなり。さればこどもモダナリテとよむべきならむ。意は漢語の默然間居に近かるべし。

○賢良爲者「サカシラスルハ」とよむこと及びその意は上三四四と大差なし。これは大學に所謂小人間居爲不善といへる如きことにして間居してよからぬことをするはといふなり。

○飲酒而醉哭爲爾「サケノミテエヒナキスルニ」なり。意は明かなり。

○尙不如來「ナホシカズケリ」とよみて異説なし。「來」を「ケリ」に用ゐたるは卷二二一六の「外向來妹木枕」卷三四三九に「應還時者成來」卷四五七三に「痛戀庭相時有來」卷四七五三に「雖念彌戀益來」七六九に「直猶山邊彌居者鬱有來」等例多く一々あぐべからず。而して卷六九一二には「瀧乃水沫開來受屋」卷七二二六一に「山道曾茂成來忘來下」一〇九八に「二上山母妹許曾有來」の如く「ケリ」「ケル」「ケレ」とも用ゐたるなり。さて又打消の「ズ」より「ケリ」とうくる例は本集の語法の特徴にしてその假名書のものには卷十八四〇四九に「安利蘇野米具利見禮村安可須介利」卷十七三九八〇に「多太爾安良禰婆孤悲夜麻受家里」あり。今の語になほせば「如かざりけり」ともいふべきか。意は明かなるべし。

○一首の意 明かなり。酒飲みて醉哭することは醜しと思ふ人もあらんか。されど徒然に居りてよからぬさかしら事をすることは、酒を飲みて醉泣するにやはり如かざるものなりけりとなり。

○以上十三首一體となりて讚酒の意を完成するものなるべし。若し然らずして一首毎に讚酒の意を明かにあらはせるものと見むとせば、三四八三四九の如きは單なる現世享樂主義をうたへるものとなりて、讚酒に限るべき歌といふべからず。ここに於いてこの十三首又一連續をなして一の意を完うするものといふべきなり。かくてその十三首のうつり方を考ふるに先づ、

第一(三三八)は冒頭として徒らに物を念はむよりは一杯の濁酒を飲むべしといひて、酒を提げ示せるなり。

第二(三三九)は酒の名を古人が聖人と名づけたることを讚し、

第三(三四〇)は古の七賢も酒を愛せしことを讚す。以上二首は古事を示して、古より酒を讚

美せしことを明かにせり。

第四(三四一)は酒を飲むことを讚美し、

第五(三四二)は酒そのものを讚美し、

第六(三四三)に至りて酒そのものに没頭せる極端を示しここに一度讚酒の頂に達し、

第七(三四四)は一轉して酒飲まぬ賢しら人を罵倒す。かくて

第八(三四五)は再び酒そのものを讚美し、

第九(三四六)は再び酒を飲むことを讚美し、第七にいへる酒飲まぬ賢し人はこの無價の寶を知らずと罵り、

第十(三四七)は世間遊興のうちに最も無邪氣なるものは飲を解するにありとして遙に「三四一」に應じ、更に

第十一(三四八)に於いて酒をいはずして酒に溺るゝものの情の極端を示して遙かに第六(三四三)に應じて賛酒の絶頂に達す。かくて

第十二(三四九)はそれをうけて、その意を敷衍せるものなるがこれもまた酒をいはずして讚酒の意をあらはせるは、二首相應せる趣あり。而して

第十三(三五〇)に於いて、全體の意を結集して局を結ぶものなり。

沙彌滿誓歌一首

○沙彌滿誓 これは上、三三六の詠縣歌の作者におなじ。

○一首 流布本「首を前とせり。これは慶長の活字本の誤植に基づくものにして、その他の古寫本にすべて「首とせるを正しとす。

(三五二)

世間乎何物爾將譬且開撈去師船之跡無如

○世間乎「ヨノナカヲ」とよみて異論なく、意も明かなり。

○何物爾將譬 古來「ナニニタトヘム」とよみて異論なし。「何物をナニ」といふは元來國語にて「ナニ」といふは副詞にして、それが轉じて體言たる代名詞となれるものなるが、それが體言としての「ナニ」なる時は「何物」といふ漢字をあつるを適當とするが爲なるべし。攷證に「な」といふに何物と書る物の字は例の添たる也」といひたれど、決して無意義に添へたるものにあらず。さてその「何物をナニ」とよめる例は卷八「一四二〇」に「流倍散波何物之花其毛」「二五八〇」に「黃葉乎落卷惜見手折來而今夜挿頭津何物可將念」卷十一「一九七四」に「何物鴨御狩人之折而將挿頭」卷十二「二五七三」に「何物乎鴨不云言此跡吾將竊食」卷十二「三〇〇五」に「高高爾君乎座而何物乎加將念」とあるが、いづれも體言としての「ナニ」にして副詞としての「ナニ」にはあらぬを見るべし。「將譬は「タトヘム」とよむに異議なし。以上一段落とす。

○且開 「且」字流布本「且」字とせるは誤にして、多くの古寫本に「且」とあるを正しとす。よみ方はもと「アサボラケ」ともよみたりしを仙覺が「アサビラキ」とよみたるより後異論なき所なり。この語は卷九「一六七〇」に「朝開榜出而我者湯羅前云々」とあり、卷十五「三五九五」に「安佐妣良伎許藝且天久禮婆」卷十七「四〇二九」に「珠洲能宇美爾安佐比良伎之底許藝久禮婆」卷十八「四〇六四」に「安佐比良伎伊里江許具奈流可治能於登乃」などあり。これらいづれも下に舟をこぐ由にいへるを見るべし。意義は冠辭考にいへる如く、朝に舟出するをいへるなり。

○撈去師船之 舊訓「コギイニシフネノ」とよみたるを童蒙抄は「コギユキシ」とよみ、考は「コギニシ」とよめり。「去」は用言としての「イヌ」にもあつべく、又複語尾の「ヌ」にもあつべし。而して用言と

しての「イヌ」にあてて「コギニシ」といふを約して「コギニシ」とよまれざるにはあらねど、しかよむときは複語尾の「ヌ」を用ゐて「コギニシ」といへるものとの差別辨へがたくなるべし。かくてここはただ「擲ぎにし」といふ意か「擲ぎて去にし」といふ意かと考ふるに、擲ぐといふ意ももとよりあれど、去にしといふ意に力點をおきてあるべきこと著しければ「コギニシ」といふ紛らはしきよみ方をとるは宜しからざるべし。然らば舊訓か童蒙抄の訓かをよしとすべきが「去」は「ユク」とよむことは上に屢例ありしものなるが「イヌ」とよむも不可ならねば、舊訓を改むるに及ばざるべし。

○船之跡無如 舊訓「フネノアトナキガゴト」とよみたるが、槻落葉には「アトナキゴトシ」と改めたり。その説明は「こも跡なきがごと」とよむべけれど、卷二に天見如久とある例によりて今もあとなき如しとはよみつとあり。されど、卷二のは(一六八)「如久」と明かに語尾の「久」文字を書き記したるものなるに、ここは「如」一字なれば、必ず「ゴトシ」とよむべしとはいふべからず。本卷三〇九も「相見如之」とあれば勿論なり。而して本集に「如」一字にてあらはせるものは古來多く、「ゴト」とよみ來れるものなれば強ひて改むる必要を認めず。されば、舊訓によるべし。

○一首の意 世間は無常にしてはかなきものなるが、これを何物にたとへむか。それは唯昨日まで湊に泊りし船が朝に船出して漕行きしその跡のいつしか消えさりて何物もなかりしまにてあるが如きかとなり。この歌は滿誓沙彌が筑紫の海邊にて舟によせて無常のこころをよまれし也と攷證にいへるはさる事なり。この歌をば古今六帖及び拾遺集哀傷部にのせて「世の中を何にたとへむ朝ぼらけ、こぎ行くふねの跡のしら波とせり。これは歌の意を明かにし歌の體を當世風にせむが爲のこととおぼし。

若湯座王歌一首

○若湯座王 代匠記に「座は坐に作るべきか」といひなほ「神代紀下云、亦云彦火火出見尊取婦人爲乳母及飯嚼湯坐（疑疏曰湯坐訓洗浴兒者）古事記中垂仁天皇段にも定大湯坐若湯坐（宜日足奉）とあり。兒に産湯あぶするに身のいたく柔なるを能すゑてあふすればゆすゑると云べきをすゑを上略してゆゑと云か。むねとあふするを大湯坐と云ひ、大湯坐をたすくるを若湯坐と云なるべし。若湯坐は氏にも見えたり。雄略紀云、湯人廬城部連武彦（湯人廬此）此湯人は地の名なりといへり。而してなほ代匠記の初稿には「わかゆゑは所の名にや」とあり。攷證に曰はく「湯座は（中略）兒に湯を浴する女の事なるを後に氏ともなれる事、書紀天武十三年紀に若湯人連賜姓曰宿禰云々（續日本紀、養老三年五月紀に若湯坐連家主云々。神龜五年五月紀に若湯坐宿禰小月云々。氏の人の外紀中にいと多し）新撰姓氏錄卷十一に若湯坐宿禰、石上同祖云々。また卷十九に若湯坐連、膽杵磯丹穗命之後也云々などあるにしてしるべし」といへり。さてこの王の事は他に傳ふる所なくして考ふべき術なし。この若湯坐はこの王の名なるが、恐らくは若湯坐の氏の人、その乳人なりしが爲に名を得られしならむ。なほこの王の歌は集中にこの一首のみなり。

葦邊波、鶴之哭鳴而、湖風寒吹良武、津乎能崎羽毛。

○葦邊波 これは仙覺以前の古點には「アシヘナミ」とよみたるを仙覺が「アシヘニハ」とよめるなり。「アシヘ」といふ文字と「ハ」といふ文字とありて、「ニ」にあたる文字見えねど、前後のつづきにて加へてよむべき場合集中に例少からず。卷一にては「暮相而」(六〇)「東野炎」(立四九)「山際」(七)「夷者雖有」(二九)などあり。さればこのよみ方によるべし。「アシベ」の語の例は卷一「六四」の「蘆邊行鴨之羽我比爾」以下本集に少からず。

○鶴之哭鳴而 仙覺が「タヅガネナキテ」とよみてより皆これに従へり。鶴は「ツル」とも「タヅ」ともよむべきが「タヅ」とよむことは卷一「七一」に「多津鳴倍思哉」とある下にもいへるが「タヅ」は「ツル」の一名にして古、鶴類の一群をはひろく「ツル」とも「タヅ」ともいひしならむ。「哭」は哭く聲をさすがこれを「ネ」とよむことは卷二「一三五」の「卷三〇」「三二四」等例少からず。而して本集には「ツルガネ」「ツルノネ」などいへる例は一もなく、卷十五「三五九五」に「牟故能字良能之保非能可多爾多豆我許惠須毛」などの例あれば、カリガネに準じて「タヅガネ」とよむをよしとすべし。

○湖風 舊訓「ミナトカゼ」とよめり。これも仙覺が訓ぜしものなり。この「湖」字は神田本、細井本等には「潮」の字にせり。この「湖」にても「潮」にても、普通の訓としては「ミナト」の訓あるべき文字にあらねど、本卷「二七四」の「枚乃湖」の條に既にいへる如く、わが國の古には「湖」を「潮」と通用する文字と思ひしことあり、又「湖」を「ミナト」と訓ずる例となれりしものなれば、ここもそこに準じて「湖」を本體として「ミナト」と訓ずべきものならむ。「ミナトカゼ」の例は卷十七「四〇一八」に「美奈刀可世佐牟久布久良之」とあり。

○寒吹良武 「サムクフクラム」とよむに異説なし。湊風の寒く吹くといふことは上の卷十七「四〇一八」の歌に例あり。風の寒く吹くとはその風の寒きとその風の吹くとをば同時にいふ語法なり。この「らむ」は推量をあらはすものにして、下の「津乎の崎」につづく連體格なり。

○津乎能崎羽毛 「ツヲノサキハモ」とよむ。この「津乎の崎」とは何處なるか。仙覺抄には「都尾崎伊豫國野間郡にありとみえたり」といへるが、代匠記初稿には「和名集をみるに、近江國淺井郡都宇郷あり。潮風をみたと風とよめるはこの所にや」といへり。然れども、これらの「津字」といふは元來「ツ」といふ地名なりしを二字にせむ爲に「ツ」の韻の「ウ」を加へたるものにして「ツ」を加へたる名の「ツヲ」といふ所と同じなりといふべき根據なし。されば、今日に於いては所在未詳として後の攻究をまつべきものなり。下の「ハモ」は本卷「二八四」の「相之兒等羽裳卷二」「一七一」の「島宮婆母」の下にいへる如く、何々は「にて」下の陳述を中止し、もを終止として感情を寓したるものなり。

○一首の意 これは津乎の崎に在りてよめるにあらずして、他方より津乎の崎をながめその地を推量してよめるならむ。津乎の崎の葦邊と思はるる邊に鶴の哭き聲聞ゆるが、そこにはみなと風が寒くして吹くならむかとなり。

釋通觀歌一首

○釋通觀 この人は上の「三二七」の歌の作者の通觀と同じ人ならむ。その人の事は既にいへり。

ここに釋とあるは佛者の氏の如くに用ゐたるにて、今も往々この事あり。正字通に「釋又姓悉達太子成道姓釋。今佛家皆稱釋氏云々」と見ゆ。名は音にて「ツクワン」とよむ。

(三五三)

見吉野之、高城乃山爾、白雲者、行憚而、棚引所見。

○見吉野之 舊訓「ミヨシノノ」とよみたるが、上來いへる所によりて「ミヨシヌノ」とよむべし。「見は」といふ音をあらはすに借りたるのみ。意は明かなり。

○高城乃山爾 「タカキノヤマニ」とよむ。この山は古典には他に所見なき山なれど、吉野郡なる

ことは著し。大和志には「高城山在吉野山東中有壘址有古歌」と見え、大和志料には「高城山 吉

野山ノ東ニアリ山中ハ大塔宮ノ壘址アリ。因テ城山ト字ス」とあり。

○白雲者 「シラクモハ」とよむ。意明かなり。

○行憚而 「ユキハバカリテ」とよむ。これは上の山部宿禰赤人望不盡山歌(三一七)に「白雲母伊去波伐加利」とあるに意異ならず。

○棚引所見 舊訓「タナビキテミユ」とよみたるを、童蒙抄に「タナビキミユル」とよみ、考は「タナビケルミユ」とよみ、古義は「タナビケリミユ」とよみたり。按ずるに「所見」は「ミユ」とよむべきこと論なく、隨ひて舊訓決してあしきにあらず、又動詞をあらはせる漢字に「テ」を加へずとも「テ」を読み添ふる例本集になきにあらねば、この訓條理なしとすべからず。されど、上に「ユキハバカリテ」とありて、又「タナビキテミユ」とよむは稍語路悪しき感あり。次に「タナビケルミユ」「タナビケリミ

ユ」ともに萬葉集としてはありうべからざる語法にはあらず。かく終止形に「見ゆ」のつける似たる語遣の例は卷六、一〇〇三に「恐海爾船出爲利所見」(古事記下卷顯宗天皇の御製に「志毘賀波多傳爾都麻多豆理美由」といふあり。されどこの卷の例にては「タナビケル」「タナビケリ」ならば普通「有」在などの文字を加ふべきものにして、ここに「有」在の字なきはこの卷としては違例なり。又それに「テ」を加へて「タナビキテ」といふは音調面白からざるが故に、童蒙抄の「タナビキミユル」とよめるに従ふべきが如くに見ゆ。「タナビキミユル」といふ場合は語のつゞきには不合理も不快もなく見ゆれどこの頃「ミユル」と連體形にして終止とせることは異例に屬す。連體形にて上に「ゾ」「ナモ」などの係助詞なくとも終止することは平安朝以後には盛んに行はれたるが、この頃は如何といふに、卷十一、一九九四に「夏草乃露別衣不着爾我衣手乃干時毛名寸」(卷十九、四二七三)に「天地與相左可延牟等大宮乎都可倍麻都禮婆貴久宇禮之伎」などの例あれど、これらはすべて形容詞にして動詞にあらねば、一概に論ずべからず。かくの如く論じ來れば、いづれもいづれも十分に成立しうべき點少し。しかもなほ考ふるに「タナビキミユル」とよむ方穩かなるべく思はるゝによりて姑くこれに従ふ。「たなびくは上にいへり。

○一首の意 明かなり。白雲は吉野の高城の山にさへられ行き過ぎかねてたなびきて見ゆることよとなり。

日置少老歌一首

○日置少老 これをば拾穂抄は「ヒヲキノスクナヲヒ」とよみ、童蒙抄は「ヘキノスクナオユ」とよみ、略解は「ヒオキノスクナオユ」とよみ、攷證は「ヒキノスクナオユ」とよみ、古義は「ヘキノヲオユ」とよめり。日置は氏なるが、新撰姓氏錄によれば、皇別の日置朝臣あり、蕃別の日置造あり、こゝは姓を記さねば、いづれの氏なるか知り難し。日置といふ地名、國々に多くしてそのよみ方も、伊勢國一志郡日置^比於^比能登國珠洲郡日置^比と和名鈔にある如く區々たり。而して古事記中卷に「是大山守命者土形君幣岐君榛原君之祖」とあり、姓氏錄の日置朝臣も亦日置朝臣應神天皇皇子大山守王之後也」とあれば、日置を「ヘキ」ともよみたりしこと知られたり。次に「少老」はその人の名なるが、これを如何によむべきか。これは「老」といふ人名に對して「少老」といへるものならむが、その「少」は日本紀卷二十八に同じ人を佐味君宿那麻呂とも佐味君少麻呂ともかけるにてよみ方明かなり。されば、これは「ヘキノスクナオユ」とよむべきならむ。さてこの人、父祖明かなり、他に見なく、よめる歌もこの一首を傳ふるのみ。

○繩乃浦爾鹽燒火氣夕去者行過不得而山爾棚引

○繩乃浦爾 「ナハノウラニ」とよむ。童蒙抄はその地名知られずといふを理由として「つなにてあらんや」あみの浦にてあらんや」といひて證明の後考をまつとせり。楓落葉は「綱」の誤として「ツヌノウラニ」としたり。然れども、この處に誤字ある本一も無ければ、文字のまゝ「ナハノウラ」とよむをよしとす。その地は今のいづこなるか、古義は土佐國安藝郡奈半の地を擬すれど、土

佐にてよめりとすべき證なし。檜燻手は此は播磨國飾磨郡にて入江のある地、此入江の中は五六石積みの船迄は泊る湊也。奈波のつづら江とよめるも此地なるべしといへり。これは飾磨郡にあらずして赤穂郡にある那波村をさせるものなるべし。この地は古の山陽道の要路赤穂街道の分岐點にあたり、山陽本線の那波驛のある地にして、如何にも海と山との相迫れる地にして、この歌にいへるに通へれば、或はこの地ならんか。この地方製鹽に名高き地なれば由ありと思はる。但し、もとより確證あるにあらず。

○鹽燒火氣 舊訓「シホヤクケブリ」とよみたるを略解に「ケムリ」とせり。火氣を「ケブリ」又は「ケムリ」とよむことは差支なき事なるが、本集に假名書の例なけれど、倭名抄に「煙」に注して「介不利」とあるによりてよむべし。火氣を「ケブリ」にあつる事は本集に頗る多きが何故にこの二字を「ケブリ」と訓するかといふ事は從來攷證に「火氣をけぶり」と訓るは義訓也といへる程度にして、楓落葉などにも種々の説あれど要するに臆測の範圍を出でざりしが、東北大學卒業生中村たま子は説文に「煙火氣也」とある注に基づきて火氣を煙の義に用ゐたるならむといへり。この説まさしく當れりとす。鹽を製すとてたく火のけぶりなり。

○夕去者 「ユフサレバ」とよむ。この語は卷一「四五」の「夕去來者」の下にいへり。○行過不得而 「ユキスギカネテ」とよむ。「不得」を「カヌ」とよめるはこの卷「二六八」に「吾背子我古家乃里之明日香庭乳鳥鳴成島待不得而」とある外いと多し。意は明かなり。

○山爾棚引 「ヤマニタナビク」とよむ。意は明かなり。

○一首の意 明かなり。繩の浦にて鹽を焼く藻鹽のけぶりは時も夕ぐれになりたれば、その邊に徃徊して去ることを得ず、繩の地の附近にたなびくよとなり。平穩なる夕暮には煙の棚引くものなるが、その實景をよくあらはせるものにして、意淺きに似たれど、叙景の歌としては上乘といふべし。

生石村主真人歌一首

○生石村主真人 生石といふ氏は新撰姓氏録に見えず。續日本紀には天平勝寶二年正月乙巳に授正六位上大石村主真人外從五位下とあり。攷證にはこれを引きて、この氏は大石にておほしと訓しを音便におふしといひしより文字に生石とも書る也といへり。生石の生は、オホスにて生一字にても、オホシとよむべきに石をシの音の假名としてその音を示す爲に加へたるならむ。されば、この音便説はうけられねど、歸する所はその説の如くにてあらむ。オホシノスクリマヒトとよむべし。村主は姓にして、真人は名なり。大石村主は坂上氏系圖に見えて坂上の同族たり。この人の歌他に所見なし。

大汝小彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

(三五五)

○大汝 オホナムヂとよむ。大はオホ、汝はナムヂなり。これはいふまでもなく、素戔鳴尊の孫たる大國主神の稱ある神の御名なり。古事記上卷に「大穴牟遲神」とかき日本紀には「大己貴神」

とかき、注して「大己貴此云於褒姍娜武智」とかけり。これによりて俗に「オホナムヂ」とよむものもあれど、古事記傳にこれを非とせり。今この大汝の文字によれば「オホナムヂ」とよむべきこと知らるるが、卷六「九六三」に「大汝小彦名能神社者云々」とあり、卷十八「四一〇六」に「於保奈牟知須久奈比古奈野神代欲里云々」とかけり。又古語拾遺には「大己貴神」と記してそれに注して「古語於保那武智神」といへり。これより後、新撰姓氏録には「大奈牟智神」文德實錄八齊衡三年十二月常陸國大洗磯前神の出現の記事に「我是大奈母知少比古奈命也云々」とあり。これらによりて「オホナムヂ」といふことを知るべし。

○小彦名乃 スクナヒコナノとよむ。小字神田本、少字にかき、槻落葉また、少と改めたり。されど、本集卷六(上掲)にも「小彦名」とかけり。加之本集に「小」を「スクナシ」に用ゐたる例卷十一「二五二」に「小文心中吾念名君」二五八一に「小九毛心中二我念羽奈九」二卷十二「二九一一」に「小毛心中爾吾念莫國」などあり。而して類聚名義抄には「小」にも「少」にも「スクナシ」の訓あり。さればこのまにても不可なきなり。この神の名は上の大汝の下にも既に見えたる所にして、よみ方は古事記によりて「スクナヒコナノ」とよむべし。この神は日本紀によれば高皇產靈神の子といひ、古事記によれば、神皇產靈神の子と傳へたり。而してこの神は日本紀に「夫大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下。復爲顯見蒼生及畜產則定其療病之方。又爲攘鳥獸昆蟲之災異則定其禁厭之法。是以百姓至今咸蒙恩賴」とあり。古事記にはこの神の出現を叙したる條に「神產巢日神の語をあげて「故與汝葦原色許男命(大己貴命のこと)爲兄弟而作堅其國」と勅せられきとい

ひ更に叙して「故自爾大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作堅此國」とあり。即ちこの二神は神代に於いてわが國土の經營に大功ありし神にして、相並びて功をなしたまひしかば後世に到りても二神を並べてその神功をたたふる例となれるなり。

○將座 舊訓「イマシケム」とよみ、異説なし。「將」を「ケム」とよむこと、卷二「一四三」「一四六」本卷「三二三」「四〇二」「四二三」以下の卷にも例多し。

○志都乃石室者 「シヅノイハヤハ」とよむ。「シヅノイハヤ」といふ所は何處なるか。本集にはここに一所見ゆるのみなり。童蒙抄には「播州に今も石の寶殿とて不測の石殿ある由世に名高きこえたる處也。決して此石室殿の義なるべし。その處をしづといへる歟未考。大己貴少彥名神社播磨の式内には不現。延喜式卷第十、神名帳播磨宍粟郡内伊和坐大名持御魂神社名神大とあり。此社の舊都をしづのいはやといへる歟といへり。考には、此石室は出雲にやあらんと思へど、風土記にしづのいはやてふは見えず。景行天皇御幸ありし時、周防國の神夏磯姫磯津山の賢木に劍鏡をつけて参りし事、紀に在り。且御國に梟帥どもの石窟の多かりし事も同紀に見ゆれば、磯津山に此二神のませし石室もあるをよめるにや」といへるが、その頭注に「靜窟石見國邑知郡に在り。祭神大汝命少彥名命也。窟は口も廣奥へ至て深と眞風云り」とあり。これは澤眞風の説ならむ。本居宣長は古事記傳卷十二にはこの歌と上の博通法師のよめる紀伊國三穗石室歌(三〇七)と錯亂せりとして、此二柱神の座しは三穗石室にて紀伊國なり」といへり。然るに同人の玉勝間卷九には「石見國邑知郡岩屋村といふにいと大きな岩屋

あり。里人しづ岩屋といふ。出雲備後のさかひに近きところにて、濱田より廿里あまり東の方いと山深き所にて濱田の主の領す地なり。此岩屋、高さ卅五六間もある大岩屋なり。又その近きほとりにも大きなちひさき岩屋あまた有。いにしへ大穴牟遲少彥名二神のかくれ給ひし岩屋也とむかしより里人語りつたへたり。さていにしへはやがて此岩屋を祭りしに中ごろよりその外に別に社をたて、祭る。志津權現と申すとぞ。此事かの國の小篠の御野かもとより、ただにかの里人に逢てくはしくとひきつる也とて、いひおこせたるなり。萬葉集三の卷なる歌の志都の石室はこれならむかとも思へども、なほ思ふに、萬葉なるはいかゞあらむ。かの歌のよみぬし生石、村主眞人といふ人、もし石見國の官人などにてかの國に在てゆきてよめらむはしらず。さもあらざらむにはかの國は他國人のゆくことまれなるに、殊にさばかり山ふかきおくどころならむにはよの人のしりてよむべきものともおぼえず。されど後の世の人のつくりていふべきところともおぼえねば、かならずふるきよしありてただならぬところとはきこえたり」といへり。楓落葉にはこれにつきて縷々の説をなせるが、かの童蒙抄の説に對しては、また志都の石室を播磨の國の石の寶殿也といふも心得られず、此ものよく知たる人のいふを聞にさらに石室といふべきものにあらず。その形、寶殿の仰向たる如く、石を方に研たる也といへり。おもふに、このものはいにしへの天皇の御陵墓の石槨などにせんとして研かけたる石の残れるを好事のものこの集の歌によりて志都の石室也といひ、生石村主眞人作歌とあるによつて生石子の名はおふしけんといひ、さて「此志都の石室は大汝少彥名

の神の大座しといふ傳のあれば、決て出雲國敷紀伊國にあるべき也。出雲風土記に、飢郡に志都徑あり、和名抄石見國安濃郡郷名に、靜間あり。延喜式神名帳、紀伊國名艸郡、靜火神社あり。かく志都といふ地名の出雲にも、紀伊にもあれば、いづれ其所に石室ありて、大汝少彦名の神の大座しといふ傳の有けるなるべきといへり。さてその播磨の石寶殿を、靜窟といひ、その神社を生石子大明神といふ由、和漢三才圖會に載せ、又石見なるは伴蒿蹊が、閑田耕筆にも見ゆ。曰はく、近年小條道沖といふ人、石見國濱田侯の臣にて、京師逗留の日、話せられし趣を傳き、其國邑知郡に、靜窟といふもの有、ゆゑに其郷を岩屋村と號す。鏡岩といふもの下に、小社ありて、靜權現と稱す。と見ゆ。然るに近頃は、又石見國邇摩郡、靜間村の海岸にある岩窟なりといふ説生ぜり。この靜間村なるは、濱田侯の領地なれば、古くよりこの説あらば、小篠敏がこれを説かざる筈はなきものなり。而してかの石寶殿は、播磨風土記にては、物部守屋の作りしといへり。而して紀伊國には、シヅノイハヤといふ傳説あることなし。然れば、傳説としての可能性あるは、ただ石見國邑知郡石屋村の山中なるもの一のみ残るなり。果してこの處の石窟をよめるか否かは、斷言すべからねど、この外の地は一層信ずべからずといふべし。玉勝間の生石村主眞人が、石見に至りし證なしといふ如きは、有力なる反駁理由にあらず。

○幾代將經 舊來「イクヨヘヌラム」とよみ來れるを、檜婦手に「イクヨヘニケム」とよめり。これはその石窟を今見てよめるものなるべければ、「ヌラム」の方適切なりとす。

○一首の意 明かなり。神代にこの國を造り賜ひし大己貴神少彦名神の座ししと傳ふるこの

志都の石室は幾らの年を経しことならむかとなり。

上古麻呂歌一首

○上古麻呂 「カミノコマロ」とよむべきなり。「上は氏にして、古麻呂は名なり。「上氏は新撰姓氏錄によれば、村主姓なるもの四氏、勝姓なるもの一氏、曰佐姓なるもの一氏あるが、いづれも蕃別なり。上村主は魏の武帝の男陳思王曹植七歩の才人の後にして、上勝は百濟國人多利須須の後といひ、上曰佐は百濟國人久爾能古使主の後といふ。今この古麻呂は姓を記さねば、系統知られず。なほこの人の事他に所見なし。

今日可聞、明日香河乃夕不離、川津鳴瀨之、清有良武。或本歌發句云、明日香川今毛可毛等奈。

○今日可聞 舊訓「ケフモカモ」とよめり。楓落葉は「日」を「目」の誤なりとして、「イマモカモ」とよめり。されど、さる誤字ある本一も存ぜねば、誤字説は從ひがたし。今日の下に「モ」にあたる字なければ、ど加へてよむべし。卷十「二二〇六」に「眞十鏡見名淵山者今日鴨白露置而黃葉將散」とあり。これは「今日」といひて、下に「明日香」といへるに對へたること著し。卷十六の「三八八六」に「今日今日跡飛鳥爾到」とあるに照せば、こも「今日もかも」「明日香」とかけたるものなることを思ふべし。ケフモカモと云へる例は、卷二「一五九」に「今日毛鴨問給麻思」卷六「一〇二六」に「百磯城乃大宮人者」

今日毛鴨暇無跡里爾不去將有卷七一六一三に今日毛可母奧津玉藻者白浪之八重折之於丹亂而將有卷十一八六七に阿保山之佐宿木花者今日毛鴨散亂等あり。この「カモ」は疑の意にて下に係るなり。

○明日香河乃「アスカノカハ」によむ。明日香河は、上來屢見ゆる大和の飛鳥川なることいふまでもなし。「河乃」のは連體格にしてこれより下の「瀬」につづく格なり。

○夕不離「ユフサラズ」とよむ。童蒙抄に「ユフカレズ」とよみたり。「離」は「サル」とも「カル」ともよむべきが「夕カル」といふ事例なきことなれば従ふべからず。「夕サラズ」といへる例は卷七一三七「二」に「三空往月讀壯士夕不去目庭雖見因縁毛無卷十二二二」に「暮不去河蝦鳴成三和河之清瀬音乎聞師吉毛あり。この「夕サル」といふ語は、卷一の「春去者」(二六)「夕去來者」(四五)等の「夕」なることをいふ。即ち夕方になるをまたずに「カハ」の鳴くをいへるならむ。

○川津鳴瀬之「カハヅナクセノ」とよむ。「カハヅ」は上の「登神岳山部宿禰赤人歌」(三二四)に「明日香川をよめるうちにも夕霧丹河津者驟」とある條にいへる如く、今いふ「カジカ」の事なり。

○清有良武 舊訓「キヨクアルム」とよめるを童蒙抄に「サヤケカルム」とよめり。これは「カハ」の聲にいへるなれば「サヤケカルム」とよむをよしとす。

○或本歌云々 これは或本の歌にはじめの二句をば「明日香川今もかもとな」とありとなり。「も」となとは理由なくといふ如き意なり。この本の歌の意は「明日香川に今も猶昔の如く夕になるを待たずしてカハ」の鳴く瀬の清けくあるらむか覺束なしとなり。

○一首の意 夕方になるを待たずに川津の鳴くなるかの明日香川の瀬は今もなほありし昔の如くさやくあるらむかとなり。

山部宿禰赤人歌六首

○山部宿禰赤人 この人の事上、富士山を詠ずる歌の下にいへり。

○歌六首 この歌六首いづれも羈旅の作なりと見ゆ。

(三五七)

繩浦從、背向爾所見、奧島、榜回舟者、釣爲良下。

○繩浦從 舊訓「ナハノウラヲ」とよみ、拾穂抄に「ナハノウラニ」とよみたるが「從」は「ヲ」とよむも「ニ」とよむも誤なれば、代匠記の如く「ナハノウラユ」とよむをよしとす。考には「繩」は「綱」の誤としたれど、諸本いづれも誤字なければ従ひがたし。さて「ナハノウラ」とは何處なるか明かならず。上の日置少老の歌に見えたと同じ地か。然らばこれも播磨の那波の浦とせむか。或は當れるならむ。

○背向爾所見 「ソガヒニミユル」とよめり。この語の假名書の例は卷十四「三三九」に「筑波禰爾曾我比爾美由流安之保夜麻」(三五七七)に「可奈思伊毛乎伊都知由可米等夜麻須氣乃曾我比爾宿思久伊麻之久夜思母」(卷十七「四〇〇七」)に「阿佐比左之曾我比爾見由流」(四〇一一)「三島野乎曾我比爾見都追」(卷十九「四二〇七」)に「此間爾之氏曾我比爾所見和我勢故我垣都能谿爾」(卷二十四「四七二」)

に於保乃宇良乎曾我比爾美都々美也古徹能保流とあり。ソガヒに見ゆとは後方に在ることをいへるにして、必ずしも實地に見るといふ意にあらず。繩浦の背面の方に在る所の奥島といふなり。即ちこれはそれを見る人が海上に在らずして海邊より見たるにても不可なきなり。

○奥島「オキツシマ」とよむ。地名と考ふる説あれど、その所在を明示すること能はず。又ただ沖なる島と見る説あり。これの假名書の例は卷十八、四一〇三に於伎都之麻伊由伎和多里旦四一〇四に於伎都之麻奈流之良多麻母我毛とあり。卷六、神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊國時山部宿禰赤人作歌九一七には左日鹿野由背七爾所見奥島：：神代從然曾尊吉玉津島夜麻とあるを見れば、玉津島をば、雜賀野の背向に見ゆる奥島といへり。これは同じ人の同じ語遣なれば、奥島とは固有の地名にあらずして陸地より見る海中の島といふ程の事と解すべし。然らばこの歌の那波の浦より見ゆる海中の島といふ程の事と解するを當れりとす。

○撈回舟者 舊訓「コギタムフネハ」とよめり。この語の例は卷一、五八に何所爾可船泊爲良武安禮乃崎撈多味行之棚無小舟の下に出したるが、なほ卷六、九四二に許伎多武流浦乃盡などあり。「回字をタム」とよむことは類聚名義抄に迂廻をタミサカレル「タミメクレル」と訓じ、迂をタミタリと訓じたるにてもその意を見るべし。

○釣爲良下 舊訓「ツリチラスラシモ」とよみたるを玉の小琴は「つりをすらしも」と訓てはを文字抽しといふ理由により「ツリチラスラシモ」とよみたるなるが、古義は釣爲をツリチラスと訓ときは釣爲給ふといふ意になること上にたび／＼云たる如し。此は釣し給ふと尊みいふべき所ならねば「ツリチラス」と訓はわろしといひて否定し、「ツリチラスラシモ」と訓むべしといひ、之の助詞を訓付ること例多しといへり。この本居説を否定せるは賛成すべきなれど、「ツリチラスラシモ」とよむことは必ずしも賛成すべからず。「ツリ」と「ス」との間の關係は「ヲ」助詞を容るゝが、最も順當なるものにて上の歌「三四四」に賢良乎爲跡「卷十二、三一」に爲便毛無片戀乎爲登ともあり。從來の諸家に種々の説あるは、云々をすといふが俗語に似たりとての事ならむが、かかる語法は古今一貫せるものなれば決して俗と目すべきものにあらず。されば舊訓のままにてよしとす。「良下」は「ラシモ」の語に借りたるものにしてそれは「ラシ」に「モ」の添へるものなり。

○一首の意 繩の浦に立ちて顧みれば海上に見る沖の島の邊に撈ぎめぐりてある舟は釣をする舟にてもあるらしきよとなり。

武庫浦乎撈轉小舟粟島矣背爾見乍乏小舟

○武庫浦乎「ムコノウラチ」とよむ。攝津國武庫郡の邊の海邊をいふ。古の武庫郡は河邊郡の西、菟原郡の東にありて、武庫川の流るる地域を主とすること既にいへるが如し。今の武庫郡は古の武庫郡と、その以西の地とを併せたるなれば、これを以て古を推すべきにあらず。乎はその海上をの意なり。

○撈轉小舟「コギタムチブネ」とよむ。「轉」を「タム」とよむは「回」を「タム」とよむに同じ意なり。

○粟島矣「アハシマヲ」とよむ。粟島は地名なること著し。その地は何所なるか。卷四に「丹比真人笠麻呂下筑紫國時作歌(五〇九)には「青旗乃葛木山爾多奈引流白雲隱天佐我留夷乃國邊爾直向淡路乎過粟島乎背爾見管」…稻日都麻浦箕乎過而」…家乃島云々」とあり。これによれば難波の三津濱より西をさして船出して淡路を過ぎ、粟島を背に見、播磨の稻日妻島の浦を過ぎ、さて家の島に至る順序なり。その家島は播磨灘の中、赤穂町と飾磨町の略中央にあたる室津村の南方海中(七海里)に見ゆる比較的の大なる名高き島なり。古は揖保郡なりしが、今飾磨郡に屬す。稻日都麻は播磨風土記にある島にして、加古川の河口にありしが、今高砂といふ陸地になれり。さてこの粟島なるが、これをば、仙覺抄に「讃岐國屋島北去百歩許有島名曰阿波島」とあれど、その名の島の今存せぬは別として、それにては地理にあはず。これはそれと別なること著し。大日本地名辭書には淡路の北端岩屋岬の一部かといひたれど、證もなきことなり。按ずるに古事記上卷に「次生淡島是亦不入子之例」とありて「淡島といふが有り。且下卷に仁徳天皇が淡路島に坐して遙かに望みたまひてよまれし歌に「阿波志摩淤能基呂志摩阿遲摩佐能志麻母美由」とあり。又本集卷四なるは上にひけり。卷七、一、二〇七には「粟島爾許枳將渡等思軻赤石門浪未佐和來」とあり。又卷十五にも粟島あれど、これは周防の邊なれば別なるべし。かくてこれは淡路島の附近の地なることは疑ふべきことにはあらねど、今その名ある小島を見ず。古今にその名のかはれるが爲か。後賢の研究を待つ。

○背爾見乍「ソガヒニミツ」とよむ。楓落葉に「向」の字脱すとすれど、背一字を「ソガヒ」とよめる

は上にいへる卷四、五〇九の歌にもあり。

○乏小舟「トモシキヲブネ」とよむ。「トモシ」といふ語の例は卷一「五五」にいへるが、ここも羨しき意なり。

○一首の意 武庫の浦の海上を撈きめぐれる小舟は粟島を背にしつつ大和の方に行く舟なるがあらうらやましき舟なるよとなり。これは己が旅は次第に大和を遠ざかるに、その小舟が、自分と反對に粟島の方よりして東をさしてはや武庫の海上をこぎ行くよといへるなり。等しく小舟といふ體言を骨子とする句二を重ねたるものにして、歌調ひきしまりて如何にも羨しさにたへぬ情あらはれたり。

(三五九)

阿倍乃島宇乃住石爾依浪間無比來日本師所念

○阿倍乃島「アベノシマ」とよむ。古義は「倍」を「波」の誤かとして「アハノシマ」とよむ。されど、いづれの本もかくあれば、誤りとはいひがたし。この島につきては諸家多くは攝津とすれど、その地を明かに示さず。攝津とするは前後の歌より推せるなるべけれど、確證あるにあらず。攷證には別に「書紀仲哀八年紀に阿閉島とあるは通證にも筑前糟屋郡と注して「ここと別也」といへり。今所在を詳にせず。

○宇乃住石爾「舊訓「ウノスムイシニ」とよみたるを考に「ウノスムイソニ」と改めたり。「宇」は鵜といふ鳥の名をあらはせり。「宇」といふ鳥の名は神代の神名にあらはれ、又神武天皇の御製にも

あらはれたるが、和名鈔鳥名に「俗云宇」と注せり。「石はイシ」とも、イソともよむべきが、こは海中の磯なれば「イソ」とよむをよしとすべし。「石をイソ」とよむは古く「石上神宮」「石上氏」の名にもあらはれ本集にも「神前荒石毛不所見」卷七「二二六」などあり。よりてこれをよしとす。鶉は海中の人氣稀なる磯にすむものなること古今かはらず。

○依浪「ヨルナミノ」とよめるを考に「ヨスルナミ」とよみたり。されど「依はヨル」とよむべき字にして「ヨスル」とよむは常規にあらず。卷七「一一七」に「島廻爲等磯爾見之花風吹而波者雖縁不取不止」といふあり。

○間無「マナク」とよむ。これは海中の磯に浪の絶間無くよる如くといひて、この間無くにて上の所念を修飾せるなり。卷十五「三六六〇」に「麻奈久也伊毛爾故非和多里奈牟」卷十七「三九七三」に「可保等利能麻奈久之婆奈久春野爾」などその例なり。

○比來「コノゴロ」とよむことこれは元來支那の熟字なること等卷二「一二三」にいへり。

○日本師所念「ヤマトシオモホユ」とよむ。「日本をヤマト」とよむことは卷一「四四」「五一」「六三」以下多く「所念をオモホユ」とよむことは卷一「七」「六四」以下に多し。

○一首の意 今ここに阿部の島の邊をすぎて、その邊の磯に鶉のすむを見る。この鶉の住む磯による浪の間無きが如く、われはこの日來絶えず、故郷の大和のみ戀しく思はるるよとなり。

鹽干去者、玉藻苜藏家妹之、濱裏乞者何矣示

○鹽干去者 舊訓「シホヒナバ」とよみて異説なし。「去はこの集にては複語尾の「メ」の各變化に用ゐる例なれば、こはその未然形にあてたるなり。

○玉藻苜藏 舊訓「タマモカリツメ」とよみたるを童蒙抄には「カリテン」とよみ、考は「カラサメ」とよみ、楓落葉は「カラサム」とよみ、古義は「カリコメ」とよみ近頃の全釋は「カリチサメ」とよめり。かく種々の説の生じたるは「藏をツム」とよむことの不可なりといふにあるならむが、藏を「テム」にあつるは何等の根據なく、又「藏をチサメ」とよむべしとしても、刈藏「二字を「カラサメ」とよむことは道理なし。されば問題とすべきは「ツメか「コメか「チサメか」にして、そのうちのいづれをとるべきかといふに、この三訓いづれも「藏」の字義に觸れたる點あり。しかも類聚名義抄を見るに「藏」字の動詞としての訓に「カクス」「チサム」「ツム」「トラフ」の訓を載せ、色葉字類抄には「オサム」の訓あり。されど「コム」といふ訓を見ず。この故に古義の訓は従ひがたし。次に又「ツム」の訓も又見ざれば、舊訓従ひがたきに似たり。然るに略解に曰はく「宣長云、卷十六荒き田のし、田の稻を倉爾舉藏而と書り。藏をつむと訓は倉に物をつみおく意也といへり」とあり。これによれば「ツメ」とよむも道理あるが如し。藏の字は説文に「匿也」と見えたれど、易の繫辭には「君子藏氣于身、待時而動」といふ場合の藏は「蓄」の義なり。而して藏字の訓には、色葉字類抄類聚名義抄共に「ツム」とあり。されば「ツム」とよむに差支なきに似たり。されど「藏をまさしく「ツム」と訓せる例なければ、卷十六の「舉藏」のみを傍證として「ツメ」とよまむことは理由薄弱なりと評すべし。この故に「チサメ」とよむ説をよしとすべし。これは古來の訓の存するのみならず、本集にでも、

卷九一七一〇に「吾妹兒之赤裳泥塗而殖之田乎將藏倉無之濱」卷十六三八一六に「家爾有之櫃爾鏢刺藏師而云々」ともあればなり。「テサメ」は「テサメヨ」といふにおなじ。古は下二段活用にても「ヨ」を加へずして命令形の用を完くせしなり。その例卷十八四〇九六に「大伴能登保追可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底比等能之流倍久」卷十九四一九一に「鵜河立取左牟安由能之我波多波吾等爾可伎無氣念之念婆又佛足石歌に都止米毛呂毛呂」とあり。「玉藻」の「玉」は例の美稱なり。

○家妹之 舊訓「イヘノイモガ」とよみたるを古義は卷二十四三八八の「以弊乃母加枳世之己呂母爾」とあるを證として「イヘノモガ」とよめり。然るに、又一方には「イヘノイモ」とよむべき證あり。卷十四三四八一に「安利伎奴乃佐惠佐惠之豆美伊敏能伊母爾毛乃伊波受伎爾旦」卷二十四三六四に「伊敏乃伊毛何奈流敏伎己等乎伊波須伎奴可母」とあるなどこれなり。而して「イヘノモ」とかけるはただ一例に止まれば古來の説をよしとすべし。

○濱裏乞者 「ハマツトコハバ」とよむ。「ハマツト」といふ語は他に例なし。されど「イヘツト」「ヤマツト」「ミチユキツト」などの例によりてこの語を釋すべし。この卷三〇六に「妹之家裏爲」の下にいへり。「山ツト」の例は卷二十卷頭四二九三に「山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀曾許禮」「ミチユキツト」の例は卷八一五三四に「玉梓乃道去裏跡爲乞兒」あり。濱より家にもたらず土産物の意なり。

○何矣示 舊訓「ナニヲシメサム」とよめるを童蒙抄に「ナニヲカミセン」又は「何ヲセナン」とよむ

べしとせり。これは「シメス」といふ語を避けむとせしものならむが「示」は古來「シメス」と訓ぜる文字にして、これを「ミス」とよむはかへりて如何なり。而して「シメス」といふ語は上の卷二七九に「名次山角松原何時可將示」の下にいへる如くにして、その意は攷證にいへる如く「人に物をゆびさしてこれぞそれなるとをしへさすとす意なり」といふべし。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段はこの濱に於いて潮干なば、この藻をかりて藏めよ。故郷の家なる妻がこの濱からの土産物をと請はば、何物を示すべきか。この濱にあるこの藻をば家裏にせむといふ意なり。

秋風乃寒朝開乎佐農能崗將超公爾衣借益矣。

○秋風乃 「アキカゼノ」とよみ、意も明かなり。

○寒朝開乎 「サムキアサケヲ」とよむべし。類聚古集、古葉略類聚鈔、神田本に「アサケニ」とあれど、「乎」を「ニ」とよむべき理由なければ従ふべからず。「朝開」は「アサケ」即ち「朝の夜あけ」の義にして「あした」の義なり。それを約して「アサケ」とよむことは卷十四三五六九に「佐伎母理爾多知之安佐氣乃可奈刀低爾」卷十七三九四七に「氣佐乃安佐氣秋風左牟之」卷二十四四六三に「保等登藝須麻豆奈久安佐氣」などの假名書の例にて著し。又「朝開」とかけるは卷七一五七卷十一二四九「二六五四」等あり。「且開」とかけるは卷八一五三「二五四〇」卷十一九六〇「卷十二三〇九四」等あり。「朝開乎」の「乎」

は攷證に「古事記下卷御歌に淤富佐迦迦阿布夜袁登賣美知斗閉婆云々書紀仁德紀歌に和例鳥斗波輸儼云々本集十五丁^四に伊豆良等和禮乎等婆波伊可爾伊婆牟云々などある乎もじ同じくこの意也」といへり。この説一往いはれたるやうなれど、必しも當らず。先づこの「乎」は物を處置する意にあらねば、常の「を」にあらざるは論なし。されど、「ニ」の意なりといふは如何若ににてすむものならば始より「ニ」といひたる方意明かに示さるべきものならむ。加之「ヲ」と「ニ」を同一なりとすることは古今に通じて認め難き説なり。次に攷證にあげたる三の「ヲ」の例はいづれも常の「を」と異なるものなり。しかも、それらはなほ「を」の本質を離れたるものにあらず。されど、今これを論ずる進を有せざれば、姑く措く。この「ヲ」は上の三の例の場合とも又異なるものなり。この「ヲ」を時間を示す語につけるものなるを見よ。かかる例はこの卷「四六二」に「如何獨長夜乎將宿」^{四六三}に「長夜乎獨哉將宿跡君之云者」^{四八四}に「長氣乎如此耳待者」^{四八五}に「阿可思通良久茂長此夜乎」^{四九三}に「置而行者妹將戀可聞敷細」^{黒髮布而長此夜乎}「五八八」に「待乍曾吾戀度此月比乎」^{卷五八四六}に「可須美多都那我岐波流卑乎可謝勢例杼」^{卷十一九二}に「首根乃長春日乎孤悲渡鴨」^{二六四}に「蟋蟀之待歡」^{秋夜乎寢驗無枕與我者}「二二八二」に「長夜乎於君戀乍不生者」^{卷十一二八〇}に「念友念毛金津足檜之山鳥尾之永此夜乎」^{卷十三三二五八}に「霞立長春日乎天地丹思足椅」^{三二八二}に「衣袖丹山下吹而寒夜乎君不來者獨鴨寢」^{卷十五三六〇}に「宇多我多毛比左之伎時乎須疑爾家流香母」^{卷十六三八六五}に「年之八歲乎待騰來不座」^{卷二十四三三一}に「奈我伎氣遠麻知可母戀牟」などあり。かくの如く、長時繼續せる事項

を以て説明せむとするとき、その時間の繼續せることを示す爲に用ゐる「を」たることは明かなり。而してこれ普通の「ヲ」とは異なる點あれど、その事項が時間的繼續を要するものなる點に於いて、なほ一種の動的目標にして、今も、日をくらす「夜をあかす」「夜を通す」「年をすごす」などいふもの亦この用法の例に屬す。

○佐農能崗 舊訓「サノノチカ」とよみたるが、童蒙抄に「サヌノチカ」とよめり。「農」は古「ヌ」の假名に用ゐしこと、卷五八九六に「難波津爾美船泊農等吉許延許婆」^{八九七}に「見乍阿禮婆心波母延農」などにて見るべし。されば「サヌノチカ」をよしとす。この「サヌノチカ」とは何處なるか。諸家いづれも紀伊國牟婁郡にして、上にある「神之崎、狹野、乃渡」とあると同じ地ならむとせり。今そのこと明かに斷言すべき材料を知らねど、又否定すべき由もなければ、姑くこれに従ふ。

○將超公爾 舊訓「コユラムキミニ」とよみたるを略解に「コエナムキミニ」とよめり。「將」は「ラム」とも「ナム」ともよみて差支なかるべきが「コエナム」といへば未だその地に到らざる前によめるものとなり、「コユラム」といへば、現にその地を超えつつあることを推量することとなる。ここは「ラム」とよむをよしとすべし。

○衣借益矣 舊訓「キヌカサマシヲ」とよみて異説なし。「借」は元來「カル」を本義とする文字なるに「カス」とせるは正しき用法にあらず。されど「カス」に用ゐたる事、卷一七五に「衣應借妹毛有勿久爾」とある下にいへる如くなり。ここはその意義より推して舊訓をよしとす。

○一首の意 今朝は秋風も頗る寒きが、この朝開の寒き時に日をかぞふれば、今日は恰もわが君

は紀伊の佐野の崗を越ゆるならむ。この寒さを凌ぎ給へといひて、その君に衣を貸し奉るべきに道の間遠くてせむ方なしとなり。この歌羈旅にての歌にあらずして羈旅に在る人を思ひやりてうたへる歌なり。これにつきて考にはこれを妻の歌ならんといひ、なほ右にいふ如く、妻の都にゐておもへるなれば、別に端詞のあるべきを落しか、又赤人の歌集に右の歌の末に書添て有しを其まゝここに書載しにてあるべしといへり。されど、ここには、赤人歌六首とあるのみにて、羈旅歌とは記さず。されば前四首が旅にての歌、次二首が旅の歌ならずとも、端書には抵觸せざるものなり。加之これを妻の歌なりといふ事は何等の根據なきことにして、衣をかすといへるが女の語に似たりといふに止まるのみ。然れども、吾妹兒爾衣借香之宜寸河(卷十二、三〇一一)などあれば、男より女にいふにも、差支なきことなり。「衣を借す」といふ以上は必ず女の歌なりとは定め難きことなり。

(三六二)

美沙居石轉爾生名乘藻乃名者告志五余親者知友

○美沙居「ミサゴキル」とよむ。「沙」は「イサゴ」といふ語に當る字なり。和名鈔に「砂」に注して「和名以佐古一云須奈古」とあり。「美沙」をつづくれば、「ミイサゴ」となるを約めて「ミサゴ」にあてたるなり。「イサゴ」の上を略してただ「サゴ」にあるは「石をシ」と「入をリ」とするが如き例なり。「ミサゴ」は鳥の名なり。和名鈔に「爾雅注云鴟鳩上且余切鴟亦作雖和名美佐古鴟屬也好在江邊山中亦食魚者也云々」とあり。これはわが國にては海濱の岩壁などにすみて魚を捕へて食する鳥にし

て鶯の族なり。本集に「みさご」をよめる歌は他にもあり。卷十一「二七三九」に「水沙兒居與龜磯爾縁浪」卷十二「三〇七七」に「三佐吳集荒磯爾生流勿謂藻乃」三二〇三に「三沙吳居渚爾居舟之」などこれなり。

○石轉爾生 舊訓「イソワニオフル」とよみたるが、考は「イソミニオフル」とよみ、攷證は「イソマニオフル」とせり。この轉は回轉と熟する文字なれば、島回、浦回、阿回、隈回などの「回」と同じき意に用ゐたるにて「イソミ」とよむべきなり。「回」を「ミ」とよむべきことは卷一「四二」の「荒島回乎」の下にいへり。「イソミ」といへる語の例は卷七「一二三四」鹽早三磯廻荷者卷十二「三一九九」磯回従水手運往爲月者雖經過などあり。「イソミ」は磯のぐるりなり。

○名乘藻乃「ナノリソノ」とよむ。これは今いふ「ホンダハラ」といふ海藻なり。日本紀、允恭天皇十一年の條に「時人號濱藻謂奈能利會毛也云々」とあり、又和名鈔に「本朝式云莫鳴茶抄云神馬藻今按本文未詳但神」とあり。本集には「名告藻」卷六「九四六」卷七「一三九五」等「勿謂藻」卷十二「三〇七七」[莫告藻]卷七「一一六七」卷十「一九三〇」[名乘會]卷七「一二九〇」などの文字を用ゐたり。このうち「勿謂」[莫告]はそれにて「ナノリ」にあて藻は義によりて添へたる爲なり。これは一面次の句の「名者告志且余」を導く料とせるなり。

○名者告志五餘 舊訓「ナハツケシコヨ」とよめり。されど、その意をなさず。考は「五」は「且」の誤ならんとせるが、然らば「ナハノラシテヨ」とよむべきなり。かくて槻落葉略解以下みなこの訓によれり。然るに、諸の寫本「且」とかけるものを見ず。ただ神田本に「五」を「百」とせるあれど、かく

ては一層不明にならむ。按ずるにこゝは諸本誤字なしといへども、恐らくは「且」の字を誤りて「五」と書き傳へしものならむ。この故に今假りにこれを「且」の誤ならむとして「ナハノラシテヨ」と訓ず。「テ」は「ツ」の命令形にしてそれに助詞「ヨ」を加へて命令の用を完くするなり。似たる例は卷二十四四三八に「保等登藝須許々爾知可久乎伎奈伎且余」卷四六六四に「戀戀而相有時谷愛寸事盡手四長常念者あり」。名ヲバノリ給ヒテヨといふに同じ程の意なり。これは忍びて逢へる女にその名を告げたまへといへるなり。

○親者知友「オヤハシルトモ」とよむ。意明かなるが古はわが國の風俗男女相あふ事ありてはじめは人にも親にも知らせず後に親にも告げしものと見ゆ。中古までもこの風のこりてありしことは歌集物語などを見て知らる。さてその親が知りては事の有様によりて或は許し或は許さずしてこれをさくる事もありしならむ。さるによりて親は知るともといひしなり。即ち親のこれを知りてよしや彼はいはるゝことありともといふなり。この一句反轉法によりて上にあるべきを下にせるなり。

○一首の意 みさごの棲み居る海の磯回に生ふるなのりそのその名稱の如く、君が名をば我に告げたまへたとひ親は知りて彼はいふことあらむともとなり。卷十二寄物陳思歌のうちこの歌に似たる歌三佐吳集荒磯爾生流勿謂藻乃吉名者不告父母者知軛三〇七七ありて第二句第四句かはれるがその第四句の意はここと正反對になれり。

或本歌曰

○これは上の歌をば或る他の本には次の形の歌として載せたりといふなり。

美沙居荒磯爾生名乘藻乃告名者告世父母者知友。

(三六三)

○美沙居 これは上の歌におなじ。

○荒磯爾生 舊訓「アライソニオフル」とよみたるが「アリソニオフル」とよむべきなり。意は明かなり。この句が上の歌と異なるなり。

○名乘藻乃 上におなじ。

○告名者告世 舊訓「ナノリハツケヨ」とよめり。代匠記は「ノルナハノラセ」とよみ、童蒙抄は「ノルナハノレヨ」又は「ノルナハノレ」とし、考は「告名」の「告」は「吾」の訓にして「ワカナハノラセ」とし、楓落葉は「ノリナハノラセ」とし、略解は「告名」の「告」は「吉」の誤として訓「ヨシナハノラセ」とし、攷證は「ノラバノラセ」若くは「ナノリハノラセ」とせり。按ずるに下の「告世」は代匠記及考以下の説の如く「ノラセ」とよむをよしとすべし。上の「告名」は文字のままならば「ノリナ」若くは「ノルナ」とよまるべきさまなれど「ノリナ」「ノルナ」などいへる語の例は未だかつて聞かざるところにして穩當ならず。又「告名者」三字を一にせば「ナノラバ」とよみうべきなり。かくて誤字ありやと見るに諸本に誤字なし。されど上の歌に「五」の例あれば誤字なしともせざるべしと考へて「吾名」の誤と

せむに「ワガナハノラセ」といふことは何の意をなすべきか、吾名をば、吾が告げむといはむには「ノラセ」といふべからず。「ノラセ」を基とせば、汝ガ名ヲノラセとあるべき筈なり。さればこれ亦従ふべからず。次に「吉の誤とせば、ヨシは放任の意なれば、ヨシ名は告らせ」といひて可なる如くに見ゆ。攷證はこれを批難して「よしなはのらせなるべし」といへる事はうらうへの誤り也。ここをよし名はのらせと訓ては上よりのつづきも一首の意も聞えがたしといへり。これはよしなはのらじといふべき語詞なりとするものにして、一往は聞えたるやうなれど、この集中の「よし」といふ副詞の用例を見るに、「よし」に對しては下は戻續の「もの來ること少からねど、又卷十二一〇に「入皆者芽子乎秋云縱吾等者乎花之末乎秋跡者將言三二二九に梅花縱比來者然而毛有金卷十一二六〇三に縱比來者戀乍乎將有二七七八に縱比者如是而將通」などあり。されば、この批難は必ずしも當らずといふべし。されど漫りに誤字説を主張するも如何なれば、文字のまゝ「ナノラバノラセ」とよむ方よからむか。これは假設の語にして意薄弱なるやうなれど、かく未然形を「バ」にてつゞけたる句を下に命令禁止の語にてうけて終止せる例あれば誤にはあらず。例へば卷十五三六八七に「美也故爾由加波伊毛爾安比且許禰三七四五に「和我由惠爾波太奈於毛比曾伊能知多爾敵波」等の如し。

○父母者知友「オヤハシルトモ」とよむ。かき方は異なれど、上の歌のと語は同じ。

○一首の意 みさごのゐる荒磯に生ふる名乘藻の名の如く、父母は知るとも君が名をば、のり給はむとならばのり給へよとなり。

笠朝臣金村鹽津山作歌二一首

○笠朝臣金村 この人の歌集の名は卷二二三二の左注に見えたるなり。この人は本集以外に所傳なし。笠氏は孝靈天皇の皇子稚武彦命の孫鴨別命の後にして笠臣と稱へしが天武天皇の御世に朝臣の姓を賜ひしものにして、日本紀新撰姓氏錄等にてこれを明かにすべし。然れどもこの人の父祖、又傳記全く所傳なければ、知り難し。本集にはこの人の歌を載すること、短歌五首長歌八首反歌一首多くは二首これに伴ふあり。又笠金村歌集に出づとせるもの短歌六首長歌三首反歌これに伴ふあり。今その歌の端書によりて、察するに、その年代は

○靈龜元、秋九月 志貴親王薨時の詠(歌集ニ出ツ)

養老七、夏五月 芳野離宮行幸の時の詠

神龜元、冬十月 紀伊國行幸の時の詠

二、春三月 甕原離宮行幸の時の詠

二、夏五月 芳野離宮行幸の時の詠

二、冬十月 難波離宮行幸の時の詠

三、秋九月 播磨印南野行幸の時の詠

○神龜五、 難波離宮行幸の時の詠

○同 秋八月 詠

○天平元、冬十二月詠

天平五、閏三月、入唐使に贈る

とあり。(その上に○をつけたるは歌集に出づとせるものにて確かにこの人の詠と斷じ難きものなり。これによれば、元正天皇の養老の頃より天平五年までの詠を存するものにして、神龜二年の甕原離宮行幸乃至、同三年秋九月印南野行幸には供奉して詠せりと見ゆ。しかもこの人、五位以上の取扱をうけて見えざれば、六位以下の官にて供奉せしものならむ。さて又その足跡を考ふるに、上の行幸に供奉せる外の詠としてはこゝの

鹽津山

角鹿津にて船に乗る

と卷八に

伊香山にての詠

とあり。これによれば、近江國より越前國敦賀に赴きて船に乗りしことありしなり。以上の外に何等の證を知らず。

○鹽津山作歌

鹽津は和名鈔によるに、近江國淺井郡にある郷名にして、その名を有する津は今もあり。これは琵琶湖の最北端に臨める地にして、今鹽津濱と名づくる村なり。さて鹽津山にてよめりとするこの歌は、そこを通りてよめるなるべし。かくて鹽津山といふ山の名は今傳らず。恐らくは鹽津より北して越前に赴くに越ゆる山をさせるならむ。按ずるに古の北

陸道は専ら湖西によれるものなれど、鹽津にかゝるは古の本街道にあらず。古の北陸道の本路は近江國滋賀郡穴太(天津市の北、二里許)和爾(堅田の北一里高島郡三尾今の白鬚神社の邊)鞆結(今、海津村の北なる浦村に鞆結神社あり)の諸驛を経て、愛發關にかゝりて今の疋田を過ぎて越前國敦賀の西、松原驛に達するものなり。而してその愛發關の址は山中村に存す。その海津よりして山中を越ゆる通路を今、俗に七里半越と稱し、古來有名なる難路とす。然るに延喜式の主税式を見るに、越前以北の國々より京への運搬は敦賀まで海路、敦賀津より陸路、鹽津に運び、鹽津より湖上、大津に運びしなり。これは水路を主としての順路と見えたり。かくて鹽津よりして北する道は鹽津中村、杵掛村を経て、越前國敦賀郡新道野をすぎ、曾々木を経て疋田に達するものにして、これを杵掛越とも、新道野越とも、鹽津越ともいひ、鹽津より敦賀へ五里半なれば、本街道よりも稍近きなり。即ちここは大津よりして水路をとりて鹽津に到り、さてその鹽津越をなししならむ。紫式部もここを越えしならむことはその集に「しほつ山といふみちのいとしげきをしづのをのあやしきさまどもして猶からきみちなりやといふをきゝて」といふ詞書あるが、この峠をわづらひての事と見ゆ。かく考へて、その鹽津山とは何をさすかといふに、要するに、その鹽津越に通る峠をさすものといふべきに似たり。

大夫之弓上振起射都流矢乎後將見人者語繼金

○大丈夫之「マストラヲノ」とよみて異説なし。この文字とその意とは卷一以來屢いへり。

○弓上振起 舊訓「ユスエフリオコシ」とよめり。古寫本中には、類聚古集、古葉略類聚鈔、神田本等に「ユミトリタテ」とし、西本願寺本、細井本、溫故堂本等には「振起」を「フリタテ」とし、六帖にもかくよめり。略解も亦然り。按ずるに卷七一〇七〇の歌にも「大夫之弓上振起借高之野邊副云々」とあり。「ユミトリタテ」とよむ説は「上振起」を「トリタテ」とよむべしとせるならむが、それは無理なれば「弓上」と「振起」との二に分ちて考ふべきなり。「弓上」を「ユズエ」とよむことは如何といふに、この語の假名書の例はなし。されど、弓の上部を「スエ」といふ事は古今に通ぜり。本集にては卷九一七三八に「梓弓末乃珠名者」卷十一二九八五に「梓弓末者師不知」等の例は「梓弓」を末の枕詞にせるものなり。又實際の弓末につきては卷十四三四八七に「安豆左由美須惠爾多麻末吉」卷十九四一六四に「梓弓須惠布理於許之」とあり。されば「ユヅカ」「ユハズ」等の例によりて「ユズエ」とよむこと不可なかるべし。「振起」は「フリタテ」とよまれざるにあらねど、「起」は「オコシ」とよむが通例にして、しかも、上にいへる如く卷十九に「須惠布理於許之」といふ例あれば「フリオコシ」の方によるべし。或は「弓上」にて單に「スエ」とよまむ方正しきにあらずやと思はるれど、未だ旁證を得ざれば舊訓に従ふ。「弓末振起し」とは弓を射るにははじめ末の方を稍前方に傾けて箭をはげ、弦をひくにつれて弓を立つるものなればかくいへるなり。

○射流矢乎 「イツルヤチナリ」。意明かなり。古義はこれを射つる矢なる物をの意なり。此詞の下に意を含め餘したるなりといひてこれにて句を切れり。されど、これは明かにこの「矢」が下の「見む」とつゞくものにしてここに一段落とはすべきものにあらざる。

○後將見人者 「ノチミムヒトハ」とよむ。楓落葉は「後」を「得」として「エテミムヒトハ」とよみ、古本に従へりといへり。今、傳はる本にては神田本に「得」とせるあり。されど、「エテ」とよみたりとても後人が得てといふ意にとらずばあるべからぬ所なれば「後」とある方よきなり。「ノチ、ミル」といへる例は卷二一四六に「後將見跡君之結有磐代乃子松之宇禮乎」卷六九五七に「香椎瀧從明日後爾波見緣母奈思」卷七一三四二に「淺茅原後見多米爾標結申尾」なり。後來、これを見む人がといふなり。

○語繼金 舊訓「カタリツグガネ」とよみたるを童蒙抄には金は「か」ともかねともかなとも讀むべし」といへり。されど、假名にて書ける例を見れば卷五八一三に「余呂豆余爾伊比都具可禰等」卷十二二八七三に「里人毛謂告我禰」卷十七四〇〇〇に「伊末太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我禰」卷十八四一〇二に「白玉乎都々美氏夜良波安夜女具佐波奈多知婆奈爾安倍母奴久我禰」卷十九四一六五に「大夫者名乎之立倍之後代爾聞繼人毛可多里都具我禰」などみな「がね」なり。されば、こゝも「ガネ」と定めてよむべきなり。別に「ガニ」といふありて、意似たるやうなれど、實は意も異なるものなり。この「がね」の源は格助詞の「が」と冀望の終助詞「ね」との合成なりと見ゆれど、後を豫期し冀ふ意をもてる一の體言の如くなれり。さてこの語は、卷十九四一六五の「後代爾聞繼人毛可多里都具我禰」といへるに精神通へりと思ゆ。代匠記初稿には「今のよみやうにては歌の心とゞまる所なし。振起をふりたてよとよみて句絶とすべきにや」といひ、清撰本には「腰の句射つると云て矢をとことわりて此所句絶か。矢を射

つると云べけれども拙なれば、かく云にや。初の云残す義にては射つると云詞少叶ひがたし。後の人能案すべし。といへり。これは「ガネ」にては句の終とならずして下につづくか上に反るかすべきものと思ひたればなり。而して古義の射つる矢を「にて一段落とする説もその源恐らくはここにあるべし。されど、これは「ガネ」と「ガニ」とを混同せるより起れる誤にして「ガニ」は必ず下につづく語法をなし「ガネ」はこれにて終止するものなれば、これを反轉法によれるものとも、中止の語法によれりとも見る必要なし。隨ひて、中間に終止を求むる必要なきなり。

○一首の意　これにつきては先づ、その矢を何の爲に射、又何に對して射たるにかといふことを一往考へざるべからず。代匠記には「此歌如何なる意をよまれたるか知がたし。もし究竟の精兵にて後の世までの形見に彼山の木などに、一矢射立置てゆかんと云ことを云残されたるか」といひ、童蒙抄は「此歌を詠み給ふ金村の意趣は知れ難けれど、歌の意は聞えたる通の歌にて、古代は旅行などする時、山路深林などを通ふにはきはめて魑魅魍魎の氣を退散せんが爲に矢を發し、鳴弦などをせしこと也。此歌もその當然の義を詠まれたる義と見ゆる也。いかさまにも精兵などにてありし故、木などに、矢を射込みて、後の代にも知らしめんと、の意にてもあるべき歟。旅行の山中に入るとき弓を射發つ事は此歌にても古實の義と知らるる也。」といへり。略解は「此人弓力の勝れたりけん、後世にもいひ傳へよと、山中の木岩などに矢を射つけたると見ゆ。」といひ、攷證は「中古よりしをりといふものの如く、此山を過つるしにとて木などに矢を射立おきしなるべし。」といひたり。古義は「古剛力き男は道路の大木などに矢を射入

て、弓勢を末代の者に示しけるなるべし。中昔に崇徳天皇白川殿を落させ賜ふときに、八郎爲朝上矢の箭一筋をとりて末代の者に弓勢のほどを示さむとて、寶莊嚴院の門の柱に射留置し事あり。此類なり。又建久四年、曾我兄弟親の敵を討む爲に富士の狩倉へ行とて箱根路の湯本の矢立の杉に矢を射立置し事もあり。近く寶曆九年の比日向國の杣にて伐出せる杉の大木を船につみ運びて備前國岡山府にて船材に割けるに、鏃三枚木中より出けりと備前國人士肥經平春湊浪語に記せり。是も昔健士の射入たるなるべし。といへり。箱根路の矢立の杉は曾我物語に曰はく、「此杉と申すは元は湯本の杉といひけるを、一年九州阿蘇の平權守とて虎狼の逆臣あり。九國を討ち從へてちやうずる事四か年なり。(云々)。あまつさへ天下を惱まし奉らんとて國を催す聞え有りければ六孫王の御時其討手の爲に關東の兵を召され上りしに、此杉のもとに下り居て祈りけるは九州に下り權守を討ち從へ、難無く都に歸り上り、名を後代に揚ぐべくは一の矢受け取り給へとておのゝ射けるに、一人も射損ぜず。然て筑紫に下り合戦するに難無く打勝つて歸り上りぬ。其時よりして矢立の杉と申しけり。門出めでたき杉とて上下旅人心あるも無きも此木に上矢を參らせぬは無し。況や我等思ふこと有りて行く者ぞかし。如何でか上矢を參らせざらんとて十郎一の枝に留む。五郎二の枝にぞ射立てける。」とあり。これは宴曲集、海道下に「朽殘るなるしをもいざ、はいて見ん矢立の杉」ともあり。この矢立の杉は箱根に今一つあり、それは三島より上る道にもありしなり。東遊記に「但峠ヨリ西ノ枯木坂ニモ矢立ノ杉ノ古跡アリ」とあるこれなり。なほこれは箱根のみにあら

ずして、但言集覽には「矢立杉 甲州笹子にあり、七抱半」と見ゆ。又羽後と陸奥との街道の境今の碓關驛と陣場驛との中間に矢立峠といふあり。ここにも大なる杉ありて、坂上田村麿が矢を射立てし杉なりといふ。この地はもと矢立杉といひしが、それによりて、後に矢立峠の名を生じたり。これは回國雜記の標注に「神に上矢を奉らんとて射立る事なれば、矢立杉所々にある成べし」といひて曾我物語並に碓氷峠の矢立明神の名を出せる如く精査せば、他の地方にも存すべきを思ふ。而して、これはある特定の由來あるに止まらず、古くは旅行するものが、その旅中の安全を請ひ、又は卜するが爲に、山路などにかゝる際、ある著しき杉などの樹に矢を射立つることのありしならむ。然れば、これは、戯といふべからずして眞面目にこれを射しものならむ。ここも鹽津越のある地點に於いて、著しき杉などに、この矢を射立てしものありしならむか。かくて、又考ふるに、この歌に「大夫」といへるは果して笠金村自身のことをいへるか。從來の諸家、一人もこれに異議なきが如しといへども、この歌の趣にてはかく必ず解釋すべき根據を有せず。自らを以て「大夫」と自稱することもとより無しといふべからねど、普通の場合ならば他の人をもいふに用ゐることは明かなり。この故に、余は歌の趣より推して、笠村が自ら射たる矢を詠じたるものと必するを得ざるものと考ふ。恐らくは、金村が通りたる時に前に通りし何人かの射立てたる箭のあるを見てよめるものならむ。余は上の如き意を以てこの歌を説かむ。今この鹽津山にさしかゝりて見れば、矢立の杉に矢の立ちてあるを見る。惟ふにこの矢は誰とは知らねど、いづれ勇士が弓末を振起して射たるものならむ。さる勇士の射

たる矢をば、今われは見て如何にも感深く思ふが、これより後に見む人はなほ更に語り續ぎ、いひ續ぎて永く後世まで傳へてありたきものよとなり。即ちこれは矢立の杉を見ての詠とする方まされりと思ふ。

鹽津山、打越去者、我乘有馬曾爪突、家戀良霜

- 鹽津山 「鹽」は玉篇に「鹽也」とあり。古寫本に「塩」とあり。「シホツヤマ」は上にいへり。
- 打越去者 「ウチコエケバ」とよむ。異説なく、意義も明かなり。卷九「一七四九」に「立田山乎打越去者」卷十「二二〇一」に「射駒山擊越來者紅葉散筒」などの例あり。
- 我乘有「ワガノレル」なり。意明かなり。
- 馬曾爪突 「ウマゾツマヅク」なり。異説なく、意明かなり。卷四「五四三」に「言將遣爲便乎不知跡立而爪衝」卷十三「二七六」に「馬自物立而爪衝云々」とあり。
- 家戀良霜 「イヘコフラシモ」とよむ。「良霜」は複語尾「ラシ」に助詞「モ」の添へるをあらはせり。コフラシは「コフ」の終止形に「ラシ」のつけるものなり。「ラシ」のつける假名書の例はなげけれど、卷十五「三六五三」に「伊敝妣等能麻知古布良牟爾」三六八八に「伊敝比等波麻知故布良牟爾」三七五〇に「安我其等久伎美爾故布良牟比等波左禰安良自」の如く「ラム」のうけたる例にて類推すべく、又卷七一「一九二」に「信土之山川爾吾馬難家戀良下」卷八「一四六二」に「吾君爾戲奴者戀良思」にて「ラシ」の場合も同じと見るべし。さてこの句の意は、上句をうけて、途中にて馬の爪づくは、家を戀ふる

しるしならむといふなり。これは上にあげたる卷七の「歌に吾が馬なづむ家こふらしも」と略同じ精神ならむか。然れども「なづむ」は内心に行くことを欲せざる由の意ありてわざと見ゆるなれど、これは馬の偶然爪づくを以て家を戀ふるしるしと見たるなれば、この方が傳説的色彩を帯べるものなり。卷七一「一九一」に「川之瀬速見吾馬爪衝家思良下」とあるも同じ意なり。

○一首の意　これは二段落なり。第一段は鹽津山を打越えて行ければ、わが乗れる馬が、つまづくよとなり。これ事實を叙せるなり。第二段は第一段の事實を解釋して大方これは馬さへも家を戀しく思ふによるならむといひて、己が家を戀ふる意を馬に託していへるなり。これをば考にも略解にも家人の戀ふれば、馬の爪づくといふ諺の有りしなるべしといへるが、これは攷證に論ずる如く非なり。家人をばただ家といふことの無理なればなり。ただ、その乗人が家を戀ふれば、馬もそれに感じてつまづくといふ程の考へはありしならむ。それ以上の事はこの歌にていふことかなはず。

角鹿津乘船時笠朝臣金村作調一首并短歌

○角鹿津乘船時　「ツヌカノツニシテフネニノルトキ」とよむべし。角鹿津は今の敦賀港なり。

日本紀垂仁卷に「一書云御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國筭飯浦故號其處曰角鹿也」と見え、古事記中卷仲哀卷に「亦其入鹿魚之鼻血鼻故號其浦謂血浦今謂都賀也」とあり。これを敦

賀とかくも「ツヌカ」にあてしものなれど、それを「ツルガ」といひし事は和名鈔郡名に越前國敦賀郡留我」とあるにても知らる。さてここより舟に乗りしことは明かなるが、金村はこれより何處に赴きしか。自然の順序としてはここより海路をとれば、越前の國府か、加賀能登、越中、越後、佐渡、出羽等に至るべきものなり。延喜式主計式を見るに敦賀を基點とする海路を注せるは、越前國六日、加賀國八日、能登國二十七日、越中國二十七日、越後國卅六日、佐渡國卅九日、出羽國五十二日にして、その他は山陽道、南海道、西海道にも海路を注せれど、ここには關係なし。而して主稅式を見れば、越前國は比樂、湊より敦賀津にわたり、加賀國には注脱す、能登國は加島津より敦賀津に亘り、越中國は亘理、湊より敦賀津に亘る等の事を知る。されば、これは少くも越前の國府の邊に至りしならむ。しかも、歌の詞に於いてもこれを徵すべきものなし。

○作調　「調字溫故堂本、大矢本、京都大學本、歌に作る。調は歌と同字にして、干祿字書に「歌調並正多用上字」とあり。

○短歌　多くの古寫本小字にせり。

(三六六)

越海之角鹿乃濱從大舟爾眞梶貫下、勇魚取海路爾出而阿倍寸管我撈行者、大夫乃手結我浦爾海未通女、鹽燒炎草枕客之有者、獨爲而見知師無美、綿津海乃手二卷四而有珠手次、懸而之奴櫃日本島根乎。

○越海之「コシノウミノ」とよむ。「越」は「コシ」といふ國語にあてたるなり。「コシ」は古事記に「高志」とかけり。これは今の越前より越後にわたりての古名にして、後にこれを越前越中越後と大別し、更に越前をさきて能登加賀等を分ちたるなり。「コシの海」とはこの越國の沿岸の海なり。ここに敦賀をいへれば、まづ敦賀灣をさせるならむ。

○角鹿乃濱從 舊訓「ツノカノハマユ」とよめり。されど、角鹿は既にいへる如く、古名「ツヌカ」なれば、「ツヌカノハマユ」とよむべきこと論なし。今の敦賀の港の地なるべし。「從」は「ユ」とよみて、「ヨリ」の意の古語なること屢いへり。

○大舟爾「オホフネニ」とよむ。意明かなり。從來「大舟」といふ語本集に屢いでたれど、比喻に用ゐたるものにして、實際の舟にいへるはこれをはじめとす。さてここに大舟といへるは如何程の大ききの舟なりしか明かならねど、大和地方さては琵琶湖に浮べし舟に比べては、如何に古代といへども、海を渡る舟なれば大きなものにして、眞に大舟といふ感じの生じたるものなるべし。

○眞梶貫下 舊訓「マガチヌキオロシ」とよみたるを童蒙抄に「マカヂサシオロシ」とよめり。按ずるに「貫」は「ヌク」とよむべき文字にして、「サシ」とよむは穩かならざるのみならず、卷十五「三六三〇」に「眞可治奴伎布禰之由加受波」とあるによりて、「ヌキ」とよむべきを知るべし。「梶」は既にいへる如く、今の所謂舵にあらずして、擡きて舟をやる具にして所謂櫓の如きものことならむ。而して眞梶といへるは、この櫓を左右に貫きおろすによりていへるなり。左右にあるを「マ」とい

ふは眞帆眞袖眞手眞屋など古語に例多し。卷十五「三六二七」に「於保夫禰爾眞可治之自奴伎」三六七九にも同じ。「三六一」に「於保夫禰爾眞可治之自奴伎」卷二十「四三六八」に「久自我波波佐氣久阿利麻旦志富夫禰爾眞可治之自奴伎和波可徹里許牟」この卷「三六八」の「大船二眞梶繁貫」卷七「一三八六」に「眞梶繁貫水手出去之云々」の例によりて見れば、後世八挺櫓などといふ如く大舟には多くの梶を用ゐるしならむ。後世の戦艦には數十挺立てたり。

○勇魚取「イサナトリ」とよむ。「ウミ」の枕詞なること、卷二「一三一」に既にいへり。

○海路爾出而 古來「ウミヂニイデテ」とよめるを考に「ウナヂ」とよめり。この「ウミヂ」といふ語の假名書の例未だ見出でず。或は「ウナヂ」とよむ方よからずやとも考ふれど、これも證なし。されば古よりの訓によるべきならむ。意は明らかなり。

○阿倍寸管「アヘギツツ」なり。古義は「アベキ」と「ベ」を濁音にせれど、今もいふ如く「アヘギ」をよしとす。和名抄病類に「喘息唐韻云歇喘阿倍反亦作口氣引貌也云々」とあり。これは病の名なれど、「アヘグ」を特徴とするによりての名なり。類聚名義抄には「喘息」喘「噓」噓「噓」に「アヘキ」の訓を附け、「噓」噓「噓」に「アヘク」の訓を附けたり。「アヘグ」は息をせはしくつかふことをいふ。これは下の「こぐ」を修飾するものにして力を入れて船をこぐ由をいへるものなり。

○我撈行者「ワガゴギユケバ」なり。意明かなるが、事實は金村が自ら船をこぐにあらずして己が乗る舟を舟人のこぐなるをば歌詞としてかくいへるまでなり。卷二「二二〇」の「中乃水門從船浮而吾撈來者」とあるも同じ趣にして、この卷以下にも同じ趣の語多し。一々あげず。

○大夫乃「マストラヲ」とよむこと論なし。これは「手結我浦」の枕詞とせること著しきが如何にしてその枕詞とせるかにつきては次の句の下に論ずべし。

○手結我浦爾「タユヒガウラニ」とよむ。この地は神名帳に越前國敦賀郡田結神社とあるその神社の存する地なるべし。按ずるに今の敦賀の北、金崎より北して海邊に沿うて五幡に超ゆる中途に田結といふ地あり。この地は敦賀よりは一里に満たぬ地なり。この故に田結が浦といへるは敦賀の津を離れて海上に出づれば、間も無く、東にあたりて見ゆる海邊なり。さてこの「タユヒガ浦」につきて「大夫乃」といへる枕詞を用ゐたるは如何といふに、長流の管見には「手結」とは武士の籠手をいふ也。よつてますらをのとはいひかけたりといへり。契沖はこれを受けて「日本紀にあゆひを脚帶とかきたれば、手帶とかくへきにや」といへり。冠辭考に「こはますらをの手に著る手纏をこの浦の名にいひかけたり。和名抄に射鞆和名多末岐一云小手也といひ、西宮抄裏書に小手と有るなどによるに古への手纏は弓の小手の本なり」といひたり。倭訓栞には「たゆひ 萬葉集に大夫の手結我浦とみゆ。日本紀に見えたる手纏也。西宮抄に手纏足纏と見えて裏書に小手とあり。足纏は足結也といへり」といへり。按ずるに「タヌキ」タマキといふの假名書の例あれど「タユヒ」と假名書にせるもの見えぬ。上にひける西宮抄は西宮記卷十九の五月六日の競馬の條にある文にして、競馬の乗人のいでたちを記せる文なり。曰はく「諸家出馬乗人、鐙、櫛、櫛、櫛、手纏、足纏云々」とあるなるが、その足纏が「アユヒ」とよむべきものならば「手纏」も「タユヒ」とよみて可なることといふべし。然るに「足纏」は「アユヒ」とよまむ外な

く「アマキ」「アヌキ」などの語あるを知らず。然らば「手纏」を「タユヒ」とよむと考へても不都合なるべし。さて西宮記のは競馬人の装束にして射手の装束にあらずして、後世にはこの手纏足纏と目すべき装束は競馬の際に見えねど、古は用ゐるしならむ。かくてこれは大體今の「小手」の如きものにもありしならむか。それをば丈夫の用ゐるといふことよりして「タユヒ」に對しての枕詞とせるものならむか。

○海未通女「アマヲトメ」とよむ。この語は卷一「五」に「海處女」ともかけり。「未通女」は未だ男せぬ女の義にして「をとめ」といふ語にあてたり。この熟字は本邦にてつくれるにあらずして支那傳來のものと思はるれど、未だその出典を知らず。

○鹽燒炎「シホヤクケブリ」とよむ。「炎」を「ケブリ」とよむは、後漢書蔡邕傳の注に「煙炎、煙火之微細者」とあるに基づくものならむ。これによれば、當時この手結の浦に於いて鹽を燒きてありしことと見ゆ。

○草枕「クサマクラ」にして「タビ」の枕詞なること、上に屢例あり。

○客之有者「タビニシアレバ」とよむ。「客」を「タビ」とよむことは卷一「五」にいへるが如し。「シ」は間投助詞にして意を強むるのみ。意明かなり。

○獨爲而「舊訓」ヒトリシテとよめるが、神田本に「ヒトリキテ」とよみ、攷證も亦「ヒトリキテ」とよむべしとせり。「爲」は訓にては「シ」とよむべく、音にては「キ」とよむべく、而して二者共に本集に用例少からぬものなれば、この點よりして可否を論ずべからず。又「ヒトリシテ」といひても「ヒトリ

キテの意に用ゐらるるものなれば、この點よりしても可否を論じがたきのみならず、本集の用例を見るに卷七、一〇七三に「獨居而見驗無暮月夜鴨」とあるによらば、「ヒトリキテ」とよむべきさまなれど、又ここは舟中にての所見なれば、「居ル」といふ不動の性質を有する語にては稍穩かならざる感あり。この故に、「シテ」とよむ方まされり。「ヒトリシテ」といふ語はその用ゐる場合によりて種々の意に釋すべきが、こは今の語にていふ、「一人ニテ」といふ程の意と見るべし。かかる意の「ヒトリシテ」の例は、卷二十四四〇六に「可胡自母乃多太比等里之氏安佐刀壠乃可奈之伎吾子」卷十四三四〇五に「兒良波安波奈毛比等里能未思氏」卷十二二九一九に「二爲而結之紐乎一爲而吾者解不見」などの例あり。こは一人にてあればといふ程の強き意を含めり。

○見知師無美 「ミルシルシナミ」とよむ。この語の例は上に見えたる卷七、七三の歌にあり。又卷十五、三六七七に「秋野乎爾保波須波疑波佐家禮杼母見流之留思奈之多婢爾師安禮婆」とあるも参考とすべし。「シルシナシ」といふことは今いふ「無効なり」といふ語に似たものにして、故郷ならば家人友人などと共に見て樂み慰めあふべきに旅なれば、吾ひとりして見るのみにて見るかひもなしといふなり。「無美」は「無きが故に」といふ程の意を寓せり。

○渡津海乃 「ワタツミノ」とよむ。この語は卷一、一五の歌に「渡津海」とかけると同じ語なるが、それは轉じて海原をさせり。こは原義のままにして海神をさす。かく海神をさせるものは、「海若」とかけるにても著し。(海若は支那にて海神の名とす。本集にては卷三、三二七、三八八卷九、一七四〇、一七八四卷十一、三〇七九、三〇八〇など)にあり。古事記上に「次生海神名大綿津見神」

とも見え、又和名鈔にも「海童即海神也、日本紀私記云和名和多豆美」と見ゆ。

○手二卷四而有 「テニマカシタル」とよむ。「マカシタル」は「マク」を敬語としたる「マカス」の連用形より「タル」にゆけるなり。海神の手に卷き給ひたる珠手次とつづくる料なること著しきが、それは玉のみにかゝれるか、玉手次全體にかゝれるか。今若し「玉手次」全體にかゝれるものとせば、玉手次をまくといふこと古にありきとせざるべからず。然るに、本集の例を見るに、「玉手次」は「ウネビ」「カケ」「カケテ」に對する例のみなるを見る。然らば「玉手次」全體にかゝれるものといふを得じ。次に玉につきて見るに、卷二、一五〇に「放居而吾戀君玉有者手爾卷持而」卷三、四〇九に「奈何其玉之手二卷難寸」卷四、二四に「手二纏在玉者亂而有不言八方」卷四、三六に「人言之繁比日玉有者手爾卷以而不戀有益雄」卷四、七二九に「玉有者手二母將卷乎」卷七、一三二七に「海底與在玉乎手纏左右二卷十七、四〇〇六に「保等登藝須許惠爾安倍奴久多麻爾母我手爾麻吉毛知底」四〇〇七に「和我勢故婆多麻爾母我母奈保等登伎須許惠爾安倍奴伎手爾麻伎底由加牟」卷十八、四一一一に「安由流實波多麻爾奴伎都追手爾麻吉且」等の如く、玉を手纏くといへる例甚だ多く、一々あぐべからず。而して、玉をば海神の手にまくといふ事は、卷十五、三六二七に「和多都美能多麻伎能多麻乎伊徹都刀爾伊毛爾也良牟等」卷七、一三〇一に「海神手纏持在玉故石浦廻潜爲鴨」などに例あり。これは眞珠が海中より得らるる事多きを以て、これを海神の手纏の珠と見しならむが古の風俗に玉を手足に纏ひて裝飾せしより起りし語なること著し。かくてこれはただ次の「玉」といふ語を導く序とせるまでなるが、海上にての詠なれば、この點より見れば意義の上より

關係なきにあらず。

○懸而之努櫃 「カケテシヌビツ」なり。この語は卷一「六」に「家在妹乎懸而小竹櫃」といふ同じ語あり。そこにいへる如く「カケテ」は心にかけてなり。「シヌビツ」は思ひ慕ふ意なり。意は明かなり。

○日本島根乎 「ヤマトシマネヲ」とよむ。「ヤマトシマネヲカケテシヌビツ」といふべきを反轉法にてここにたけるものなり。「日本」を「やまと」とよむことは卷一の「四四」をはじめ「五二」「六三」以下例多し。「ヤマトシマネ」は上「三〇三」の歌に「名細寸稻見乃海之奥津浪千重爾隱奴山跡島根者」の「山跡島根」におなじく、又「島根」はたゞ「島」といふにおなじく、「倭島」(二五五)といへると同じ意にして今の大和國をさせるなり。

○一首の意 明かなり。越の海の敦賀の津より舟出して、即ち大船に多くの鰯を下して路に出で立ち、力を入れて船をこぎつつ行けば、敦賀より北、東側に見ゆる手結が浦に海少女が、鹽を焼く煙の見ゆるが、この邊の景色は如何にもよき景色なり。(實際、この邊はよき景色にして鐵道にて見る杉津驛邊の敦賀灣の景にて想像し得べし)このよき景色をば、一人して見るは惜しき事と思へども、旅にてあれば、見るに見るかひも無きによりて、この景色を見るにつけても、大和國の故郷を心にかけて思ひ慕ふこととなり。所のおもしろきにつきて家人と共に樂みを同じくし得ざるを思ひ、望郷の情をうたへるなり。

反歌

越海乃手結之浦矣、客爲而見者、乏見、日本思櫃。

(三六七)

○越海乃 「コシノウミノ」にして長歌にいへると同じ。

○手結之浦矣 「タユヒノウラヲ」にして、長歌の「手結我浦」におなじ。

○客爲而 上におなじく「タビニシテ」とよむ。意は少しく違ひ旅に在りての意なり。

○見者乏見 「乏」の字流布本之に作る。これは流布本の誤にして活字本及びすべての古寫本「乏」に作るにより改めたり。「ミレバトモシミ」とよむ。「トモシ」の語は卷一「五三」「乏吉呂賀聞」「五五」に「乏母」「友師母」とかける條にいへる如く、羨しき意あり、又卷二「六二」の「文爾乏寸」の條にいへる如く、めづらしく愛すべき意あり。こゝは愛すべくめづらしき意の方なりと思はる。「トモシミ」といへるは「トモシク思ヒ」といふ程の意をあらはせり。

○日本思櫃 舊訓「ヤマトオモヒツ」とよみたるが、契沖は「思は偲にてシノヒツなるべし」といひ、董蒙抄は「シノヒツ」とよみ、考は「シヌビツ」とよみたり。按ずるに「思」の字にて思慕の義の「シヌア」といふ意に用ゐるなるべし。「思」の字を「シヌア」にあてたる例は本集に少からず。さて卷一の「懸而小竹櫃」卷二「一九九」の「玉手次懸而將偲」上の歌の「懸而之努櫃」卷八「一四五二」の「玉手次不懸時無」卷九「一七八六」に「留有吾乎懸而小竹葉背」卷十二「二九八一」に「犬馬鏡懸而偲相人每卷十三「三三二」四「長歌」に「珠手次懸而所偲」とあるが如きは、いづれも「カケテシヌア」といふ語のつゞきの例とし

て見るべく、かくて卷十三「三三二四」長歌に「珠手次懸而思名雖恐有」の例は「シヌア」とも「オモフ」ともよまるべきなれど、同じ歌の上の「所憇」に照せばなほ「シヌア」の方なるべし。上は長歌の末二句におなじ。

○一首の意 旅に立ち出でてこの越の海の手結の浦を見れば、如何にもめづらしく面白く思ふ事なるが、かく面白く思ふにつけても故郷の人々に、この景色を見せたらばと思ふことよとなり。

石上大夫歌一首

○石上大夫歌 ここに「石上大夫」とあるのみにして名なければ、明かにその人を知り難し。多くの書に石上朝臣乙磨なりといへり。然れども石上朝臣乙磨なること明確ならば、この歌に對しての左注はなき筈なれば、ここに斷定的の言を以て乙磨呂とするは穩かならず。この故に乙磨説に關しては左注に於いて述べべきものなり。ただ石上大夫とある以上は、地方官に在りては長官たる守をさせることは著しとせざるべからず。公式令に「唯於太政官三位以上稱大夫。四位稱姓。五位先名後姓。其於寮以上四位稱大夫、五位稱姓、六位以下稱姓名。司及中國以下、五位稱大夫」とあり。義解にはこの下に「謂一位以下通用此稱」とあり。官位令につきて見れば、大國守は從五位上、上國守は從五位下、中國守は正六位下、下國守は從六位下たり。かゝれば「中國以下云々」とあるは事實にあはず。中國には守といへども六位たればなり。されど、

官位令は官位の相當をあげたるなれば、中小國の間といへども陞叙して五位に到ることなしとせざるべし。とにかくここに石上大夫とある以上、石上氏の人にして五位以上の地位にありし人なりしことは明かなりとす。

大船二眞梶繁貫大王之御命恐儀廻爲鴨

○大船二 「オホフネニ」にしてその意は上「三六三」にいへるにおなじ。

○眞梶繁貫 流布本に「マカチシ ヌキ」とかけるは一字脱落せるなり。古寫本中、西本願寺本、大矢本、京都大學本等は「シシヌキ」とよみ、神田本、細井本等は「シケヌキ」とよめり。代匠記は「シシヌキ」とよみ、考以下これに従へり。これは卷十五「三六一」に「於保夫禰爾麻可治之自奴伎」三六二七に「於保夫禰爾眞可治之自沼伎」三六七九におなじ。卷廿四「三六八」に「志富夫禰爾麻可治之自奴伎」とかけるにて「マカチシジヌキ」とよむべきを見るべし。「繁」を「シジ」とよむことは卷十三「三二八六」の「竹珠呼之自二貫垂」と卷三「三七九」の「竹玉乎繁爾貫垂」とを比較し、卷六「九〇七」の「水枝指四時爾生有刀我乃樹能」と卷三「三二四」の「五百枝刺繁生有都賀乃樹乃」とを比較してさとりべし。左右の梶をば數多く舟に貫きおろして舟をこぐ意なり。

○大王之 「オホキミノ」なり。ここは天皇をさし奉る。

○御命恐 「ミコトカシコミ」とよむ。卷一「七九」に「天皇乃御命畏美」とあるに同じく、天皇の大命を畏み承りてといふ意なり。

○磯廻爲鴨 舊訓「アサリスルカモ」とよめるが、重蒙抄に「イソミスルカモ」とよみて、「いそめぐりと書きたれば、めぐりの約言はみなり。國見をするといふ古語もあれば磯廻の二字をいそみと讀むべし。意はいそめぐりをするかなといふ義也」といへり。考は「イサリスルカモ」とよみて、「諸成案に伊曾麻波里の曾萬波の約言なれば、大船二眞梶繁貫て遠つ國へ渡るに國々の磯廻するをもいざりといふにや。土佐日記にかくいざるほどにといふも國の守の大船にていへり。こは風待して釣などする事のあれば海人のいざりをもかりて云へど、沖漕ずして磯廻すれば同じ意に、おつるをおもへ」といひ、槻落葉は「イソミ云々の説によりて、卷十九に藤波をかりほにつくり灣回爲流人等波不知あまとか見らん。卷七に鹽早み磯回をればかづきするあまみやみらん旅ゆくわれを。是等の歌によるに、磯回するはいそべに船がかりするをいふ言なり」といひ、古義はこれによれり。略解攷證は「アサリスルカモ」の舊説に従へるが、攷證は縷々の言をなして、久老の説を否認し「必ずあざりとか、いざりと訓べき所なるを云々」といへり。按ずるにこの字面によれば、磯廻りをするといふ意なることは否認せられぬものなるが、それを何とよむべきかが問題たるなり。上にいでたる「右轉」卷三、三六二「又卷七、一二三四の磯回卷十二、三一九九の磯回はいづれも體言たれば、イソメグリを「イソミ」といふべしといふ證にはならぬ筈なり。又卷二、一八五以下多くの浦回卷四、五〇九以下の多くの浦箕卷十五、三六二二の「宇良未も亦いづれも體言なれば、ここの傍證にはならず。ここの傍證とみゆるは卷七、一一六四の「鳴鶴之音遠放磯回爲等霜卷十九、四二〇二の「灣廻爲流人等波不知爾卷六、九四三に「辛荷乃島爾島回

爲流」卷七、一一一七に「島廻爲等磯爾見之花」にあらはれたる「回」廻のよみ方なり。かくて攷證はこれらすべてを必ず「アサリ」とか「イサリ」とか訓むべきものとせり。即ちこれらの「磯廻」「磯回」「灣廻」「島回」「島廻」を一の語をさまざまにかけるものと認めたるなり。さて必ず「イソミスル」「ウラミスル」「シマミスル」とよむべき假名書の例ありやと顧みるに古今を通じて一も存することを見ず。而してこれらは文字の上よりすれば、いづれも「イソメグリスル」「ウラメグリスル」「シマメグリスル」ことなるは争ふべからぬが、舊訓には「磯回」「灣廻」「磯廻」「島回」を「アサリ」とよめり。今按ずるに「イソミスル」「ウラミスル」「シマミスル」とよむ時は「ミ」に「廻る」といふ動作の意ありと見ざるべからぬど、かく主張すべき根拠は一も存せざるを以て古來の見解の如く「アサリスル」又は「イサリスル」といふ方によるべし。かくて「アサリ」「イサリ」のいづれによるべきかといふに、「イサリ」は必ず漁獵することに用ゐられたれど、「アサリ」は鳥の食を尋ねまはるにも用ゐること人の知る如く、本集にもその例少からぬが、その外に、卷五、八五三に「阿佐里須流阿末能古等母等比得波伊倍騰」卷七、一一六七に「朝入爲等磯爾吾見之莫告藻乎」一一八六に「朝入爲流海未通女等之袖通沾西衣雖干不乾」一一一八に「黒牛乃海紅丹穗經百磯城乃大宮人四朝入爲良霜」などの例あり。ここは實地の漁獵にあらねば「アサリ」の方よかるべし。又思ふに「回」一字にても「アサリ」とよむをうべきか。塩囊鈔に「回鳥ノ二字ヲアサルトヨム、亦求食共書、鳥食ヲ求ルヲ回鳥ト云ト云々」と見ゆ。この回は徘徊の意ある文字にてやがて「アサル」の意をあらはすに用ゐらるるものなるべし。「カモ」は嘆息の意を寓せり。

○一首の意 天皇の大命を畏み承りて、大船に多くの鱸を貫き下して、島めぐりをする事となり。これは、地方官の任などに下りて乗船するをくるしと思ひて嘆息する意あるものなり。

右今案石上朝臣乙麻呂任越前守、蓋此大夫歟。

○この左注は石上朝臣乙磨が越前守に任ぜられてこの國に下りし事あれば、詞書にある石上大夫とは乙磨の事ならむかといふなり。

○石上朝臣乙麻呂 この人は左大臣石上麻呂の子にして續日本紀によるに、神龜元年二月に正六位下よりして從五位下を授けられ、天平四年正月に從四位下を授けられ、左大辨に任ぜられ、天平十一年三月に事によりて土佐國に配流せられたるが、天平十三年頃の大赦にあひて歸京せしものと見ゆ、天平十五年五月に從四位上を授けられ、十六年に西海道巡察使となり、十八年四月に常陸守に任ぜられ、正四位下を授けられ、九月に右大辨となり、二十年二月に從三位を授けられ、天平勝寶元年七月に中納言に任ぜられ、二年九月に薨す。その紀事に「中納言從三位兼中務卿石上朝臣乙麻呂薨、左大臣贈從一位麻呂之子也云々」とあり。この人の歌はこの下に一首あり。又卷六に長歌三首、反歌各これに伴ふあるをこの人の詠とせり。

○任越前守 石上乙麻呂の越前守に任ぜられしこと本書以外に所見なし。この故にこれを疑ふ人あれど、注者は越前守たりしことを確信したればこそかく書けりしなれば、これは史の缺文なりと信ずべし。さてこの注の趣は端書に「石上大夫」とのみありて名を注せざれど、乙麻呂

が越前守に任ぜられしことあれば、この「石上大夫」と書けるは蓋し乙麻呂ならん歟といふ案を記せるなり。即ちこの案によらば乙麻呂が越前守に任ぜられて、任地に下るに、敦賀津より船に乗りて、國府に赴きし時によみしならむ。越前國府は今の丹生郡武生にありしなるが、現在の道路は敦賀より海岸を傳ひ手結、五幡、杉津、元比田、大谷を経て、大良より山路にかゝり春日野妙法寺を経て武生に達するものにして、十一里餘あり、古の驛路は松原驛(敦賀の西より鹿菰)これは險路として名高き木芽峠を越えて、その東麓にある歸村をさすなり、歸村は今庄驛の西南にありて近し(濟羅サハアミとよみて、今の鯖波かといふ)より丹生驛に達す。これ即ち國府所在地なるべし。ここに海路をとれるは、或は三國港に至り、それより國府に至るなりといふ説もあるやうなれど、敦賀より三國港まで陸路にて二十一里許あり、海上も略々推して知るべし。三國港より武生まで十一里許ありて、その間は日野川の流れに沿うて溯るべしといへども、かかる迂回は物資の運搬以外にはとるべからず。恐らくは敦賀よりして北、河野の浦につき、そこより峠を越えて武生に入りしならむ。敦賀より河野、又は甲樂城までは七里許、これより武生までは三里半許なればこの道をとりにならむ。

さてこの左注をすなほに受け入るれば、上述の如くに説くべきものなり。然るに、上の歌の意を推したりとして、この歌をばかの事ありて土佐國に配流せられたる時の歌に似たる詞あるによりて、その配流の折の歌なりとする説あり。これは考略解、致證、檜婦手、註疏など然り。されど、童蒙抄、古義などは左注によるべしとし、楓落葉は西海道の使たりし時の詠なるべしと

せり。この歌の趣にては旅路の難儀を多少嘆息せるさまに見ゆれど、配流せられたる時の詠といふべき程深刻なるものにあらず、上の田口益人大夫任上野國司時至駿河淨見崎作歌にも「晝見騰不飽田兒浦大王之命恐夜見鶴鴨(一九七)あり。之に照す時は、大王の命恐みは何等不平の語と見ゆる點なきのみならず、かの場合も地方長官たるものに、大夫とかきたれば、こも地方長官の赴任の際の詠と見るべし。然らば、なほ左注を信用して説くを穩かなりとす。加之、これは次の和歌と相對して共に笠朝臣金村之歌中出也とあれば、編者は敦賀津のついでに載せたるにて、越前守としての詠と信じてありしことは疑ふべからず。

和歌一首

○上の歌に唱和せる歌なりといふなり。

(三六九)

物部乃臣之壯士者、大王任乃隨意、聞跡云物曾。

○物部乃「モノノフノ」とよむ。「物部」の字面は卷一七六に見え、モノノフといふ語は卷一五〇の「物乃布」に見えて、その下にその意を説けり。即ち、これは朝廷に仕へ奉る文武の臣僚をさせるなり。

○臣乃壯士者 舊訓オミノタケテハとよめり。槻落葉には「壯士」を「ヲトコ」とよみ、それより後の人多くは「ヲトコ」といふ方に從へり。按するに「壯士」といふ熟字は「タケテ」とよむをよしとする

に似たれど、古典に於いては必ずしも然らず。古事記上卷の自注に「訓壯士云衰等古」とあるを見れば、この「壯士」もまた「ヲトコ」とよむべきものたるを見るべし。而してこの「壯士」の字面は本集にては「難波壯士」(卷四、五七七)、「壯士」(卷九、一七五九)、「智奴壯士」(卷九、一八〇九)、「宇奈比壯士」(卷九、一八〇九)、「血沼壯士」(卷九、一八〇九)、「菟原壯士」(卷九、一八〇九)、「陳努壯士」(卷九、一八一)、「左佐良榎壯士」(卷六、九八三)の左注などあり。さてその「智奴壯士」「血沼壯士」「陳努壯士」とかけるは卷十九、四二二の「智努乎登古宇奈比乎登古」と書けるに照して考ふれば、「ヲトコ」とよむべきことと明かにして、卷十二、四三三の「天漢舟撈渡月人壯子」(卷十二、五〇五)の「白檀挽而隱在月人壯子」と卷二二、二三の「天海月船浮桂梶懸而撈所見月人壯士」(卷二二、一〇一)の「及何時仰而將待月人壯」とある「壯子」及び「壯」も「ヲトコ」とよむべきことは卷十五、三六一の「宇奈波良乎許藝且天和多流月人乎登」とかけるにても知るべし。さて又「壯士」の字面を見るに、三十を「壯」といふことなれば、「壯士」は強壯なる男子をさす語なるが、こもその意にて用るたりと見ゆ。次に「臣之云々」といへる例は古事記下雄略卷の歌に「淤美能衰登賣」といふ語あり、又日本紀武烈卷の歌に天智卷の歌におなじく「飯瀨能古能云々」といふ語あり。これらにて「オミノヲトコハ」とよむべきなり。ここに臣といへる意は下に「大君」といへるに對する意ありて、臣として仕へまつるものはいふ程の精神にていへるなり。

○大王「オホキミノ」とよむ。下に「ノ」の字なけれど加へてよむべきなり。例は上に屢見えたり。その意も既にいへる如く天皇をさし奉れり。

○任乃隨意 舊訓ヨサシノマ、ニとよめり。代匠記には官本亦云マケノマニマニと注せり。考は二に任を言とす。然らばみことのまにまと訓べしといひたるが、さる本は今、一も見出でず。類聚古集、古葉略類抄には大王の下に「言之」とあるなり。されど、さありては語をなさねば随ひがたし。槻落葉は「マケノマニマニ」とよみ、略解、古義、檜の婦手等多くこれに従へり。この「マケノマニマニ」とよむ説の支證とする所は卷二一九六の下にもいへる如く、卷十七三九五七の「大王能麻氣乃麻爾麻爾」三六六七の「大王能麻氣能麻爾麻爾」三九六九の「於保吉民能麻氣乃麻爾麻爾」卷二七四三三一の「麻氣乃麻爾麻爾」四四〇八の「大王乃麻氣乃麻爾麻爾」の諸例に存す。而してこの「マケ」は古事記傳九にいへる如く麻氣は京より他國の官に令罷意にて御まからせを約めて麻氣とは云なり。萬葉に此言多し。みな鄙の官になりてゆくことのみ云り。心を付て見べしといひたる如き意にして類聚名義抄に、退給を「マケタマヘ」とよみたるも同じ意なり。されば、この意にて見れば、卷十三三二九一の「天皇之遣之萬萬」の如きはその意明かに「マケノマニマニ」とよむべきものに該當するかきざまなり。然るに「任をば、マカセ」の意にてその約言なりといふ説あれど、攷證それは既に卷二にいへる如く強言なり。この故にこの「任」字を字義によりて正しくよまば、舊訓の「ヨサシ」とあるによる外あるべからず。「任を、ヨサシ」とよむことにつきては卷二一九九の「皇子隨任賜者の下にいへり。」「ヨサシ」は御委任の義にして「マケ」は罷らせの義なれば語の本義異なり。この任命の結果地方に赴くことあらむが「任の本義は「マケ」にはあらざることを注意せざるべからず。「隨意は、マニマニ若くは、マニ」とよむべく、「マ、

ニ」といへる語の例は本集には見えず。こゝは音數の關係より「マニマ」とよむべし。その例卷十七三九九三に「可毛加久母伎美我麻爾麻爾等云々」卷十八四一一三に「末伎太末不官乃末爾末美由伎布流古之爾久太利來」などあり。天皇の御任命の通りといふ程の意なり。

○聞跡云物會 舊訓キクトイフモノゾとよみたるを考に「キクトイフモノゾ」とよめり。いづれにてもあるべきが、今音數の上よりして考に従ふ。ここの「きく」はただ耳にてきくといふ意にあらずして今の世に「人のいふ言をよく聞く」といふ如く、それをうけ入れ信じ従ふ意をいふなり。卷四六六〇に「汝乎與吾乎人會離奈流、乞吾君人之中言聞起名湯」卷十二二八七一に「人言之讒乎聞而玉梓之道毛不相常云吾妹」又この卷四六〇に「人事乎吉跡所聞而」卷六一〇五〇に「諾已會吾大王者君之隨所聞賜而刺竹乃大宮此跡定異等類」又祝詞に多くいふ所の「キコシメセ」もこの意なり。

○一首の意 君に仕へまつる臣たるものは、生きも死にも君にまかせ奉りたるものなれば、天皇の御任命あらば、それを恐み承りてそのままに諾ひ従ひ奉るものなるぞとなり。これ上の歌に「大王の御命恐みあさりするかも」といへるに對して、それを勵まし慰めたるものなりとす。諸家「マケノマニマニ」とよみて、乙麻呂が配流に處せられたる時の歌に對するものとせり。されど、「任」の文字は配流に處せられたる人に用ゐるべき文字にあらず。これは蓋し、上の歌の左注にいへる如く、越前守としての赴任の際によめるに和したるものとすべきなり。

右作者未審。但笠朝臣金村之歌中出也。

○右作者未審。これは上の歌の作者の審かならぬをいひたるにて、今よりこれを明かにすべくもあらず。

○但笠朝臣金村之歌中出也。諸本かくの如くあり。楓落葉は歌集中云々と改めたり。その據を知らねど、恐らくは集の字の存すべきものならむ。かくて金村の歌集中にこの歌出でたりとせば、或は金村の詠ならむか。然れども今にしてこれを断すべきにあらず。

安倍廣庭卿歌一首

○安倍廣庭卿。この人の歌上(三〇二)にありて、そこには「中納言安倍廣庭卿」と記せるが、略傳はそこにいへれば略す。

(三七〇)

雨不零殿雲流夜之潤濕跡戀乍居寸君待香光。

○雨不零。舊訓「アメフラデ」とよみたるを、玉の小琴は零は露の誤にて雨はれず也。集中とのぐもると云には必雨ふるよしを皆よめり。十二卷^{十九} 十三卷^{十三} 十七卷^{四十三} 十八卷の歌どもを考ふべしといひ、楓落葉等これに従へり。略解は雨不の二字露の字の誤にてこさめふりならん、卷十六青雲のたな引日すら露曾保零とありといへり。然るに、この所、いづれの本にも誤

字見えねば、誤字説は従ひがたし。さてこの文字のままにては「アメフラズ」とよまざるべからず。「テ」とよむ打消の語はこの頃に未だ行はれてあらざりしものと思はるればなり。玉の小琴には「とのぐもると云には必雨ふるよしを皆よめり」と論じたるが、その説一往道理の如く聞ゆれど、これは、空かきくもりて雨のふらむとするさまをいへることは卷十八「四一二二」に「等能具毛利安比豆安米母多麻波禰四一二三」に「許能美由流久毛保妣許里豆等能具毛理安米毛布良奴可」にて著し。即ちこれは雨ふりて後のことをいふ語にあらずして、雨を催せる空の氣色をいふ語なれば「雨ふらず」といひても不條理にあらず。即ち雨ふらむとして未だふらずといふ意たること明かなり。

○殿雲流夜之。舊訓「トノグモルヨノ」とよめるを代匠記に「トノグモルヨシ」とよむべしといへり。「トノグモル」といふ語の例は上にあげたり。これは「タナグモル」ともいひて、雲の空にたなびきわたりてくもることをいへるなり。「之」字をば、古義に「乎」の誤として「トノグモルヨヲ」とせり。されど、誤字ありといふ證なし。「之」字は「ノ」とよみても「シ」とよみても普通の解釋のし方にては意通せず。攷證は「にの意の之もじ也」といひたれど、しかいふべき理由なし。これはもとより「ノ」とよむべきが、その「ノ」は一種の修飾格を示すものにして、下の「ヌレヒツ」といふことを修飾限定する關係に立てるものなり。即ち今にも雨ふるべき夜の事として、ぬれひづることあらむかといふ意なり。

○潤濕跡。舊訓「ヌレヒツト」とよめるを代匠記に「ヌレヒツト」とよみ、童蒙抄に「シメジメト」とい

ひ考には「蟾跡」の誤として「ツキマツト」なりといひ、玉の小琴は代匠記の説により、以後大抵これによれり。按ずるに「潤」字類聚古集に「潤」とあれど、誤なること著しく、他本みな流布本の通りなれば、考の説は従ふべからず。又「シメジメト」といふ訓は意義は必ずしも不當といふべからねど、古典に例なく、後世の俗語と思はれたれば従ひかねたり。「ヌレヒヅ」といふ語は「ヌル」と「ヒヅ」との重なるものにして、「ヌル」は今もいふ語、「ヒヅ」は「ひたる」をいふ意なり。この「潤」字は「ユ」にては「ウルホフ」の意なるが、これを「ヌル」とよむは、卷七「一二七四」に「未通女等赤裳下閨將往見」の「閨」は「潤」と同字なれば、「ヌル」とよむべきを見るべし。「ヌレヒヅ」と直ちにつゞける例は他に見えねど、この卷「三七四」に「人爾莫令蓋霑者漬跡裳」とあるは、「ヌレヒヅ」といふ語の中間に「ハ」を加へたるなり。「ヒヅ」といふ語は古今集などにも盛んに用ゐられたれば例をあげず。こゝの「ト」は後世「トテ」といふに似たる用法なり。

○戀乍居寸「コヒツツナリキ」なり。考は「戀」を「立」の誤として「タチツツナリキ」としたれど、誤字のありといふ證なければ従ひがたし。この「居」は「寝」せずして「待ち居る」をいふなり。卷十四「三四七五」に「古非都追母乎良牟等須禮村」卷五「八六二」に「比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎美受且夜和禮波故飛都々遠良武」卷四「五〇九」に「吾妹兒爾戀乍居者」あり。

○君待香光 舊訓「キミマチガテラ」とよめり。槻落葉には「香光」は集中に「我且利」とも「加且良」ともあればいづれにもよむべしといへり。これは如何にも然る事なれど、「光」字は「テラ」とよむは無理にして「テル」の居名詞「テリ」なるべきものなれば「ガテリ」とよむべきものとす。「ガテリ」の語は

卷一「八一」の「山邊乃御井乎見我氏利」はじめ見え、そこにもいへる如く、或る事を主としてあれど、なほ他の事をもかぬる由をいふ語なり。さてこの一句は上の句の上にあるべきを反轉法にてここにおけるなり。この「君待ちがてり」は何に對していへるか。諸家の説盡きざるもの如し。下に論ぜむ。

○一首の意 この歌君まちがてりの解釋如何によりて意味のとり方かはるべし。「がてり」は他の事に對していへること明かなるが、何に對しての事なるか。攷證には「雨はふらねど、雨ふりぬべく曇りたる夜に、さすがにまだ雨ふらずとて、君がもとに出で、その道にて、もし雨ふりなば、吾身のぬれひたる事もやとて、君が此方にくるをまちがてら雨づつみして君を戀つゝ居あかしけりと也」といへるが、かくては「がてり」の語の意とならざるなり。即ちこれにては君をまつことは即ち戀ふることにて一の事をしつゝ他の事かぬる意とてはあらざることとなる。その他の諸家これと大同小異なり。されど、かくては「ガテリ」の語詮なし。これは「ガテリ」といふ語にて示されたる事が、基となりて、その下にいへる語にて示されたる事が、隨ひあらはるることをいふ語法なれば、君を待つといふことが主にして、ぬれひづとこひつづをりきといふことが従なり。即ち「待ちがてら戀ひつづをりき」といふなれば、ここに「待つ」と「戀ふ」とは全然同じ意味若くは同じ事柄をあらはせるにあらざるべし。さらば如何に見るべきかといふに「待つ」は君が來り訪はむことを待つなり。「戀ふ」は君が、この今にもふらむとする雨夜には道中ぬれひづることあらむかと、心を痛むることなり。この「戀ふ」は友人の身の上を思ひて心を

痛むる心あるものなり。ここに於いてこのこひを男女の戀愛にとる説はすべて當らぬにて恐らくは友人などが來訪せむと約束したりしその夜に雨ふるべきさまなりしによりてよめるならむ。「戀」といふ語を友人の間に用ゐる例は集中に多く、既に之を論じたれば今いはず。今の歌は即ち君が來りたまはむことを待ち來りながら、又一方にて今にも雨降るべき様にいたく曇りてあるこの夜の道に出でば、雨にあひてぬれたまふとて來りたまはぬにやあらむとて、いたく心をなやましてをりたりきとなり。

出雲守門部王思京歌一首

○出雲守門部王　この王は上にある門部王詠東市之樹作歌(三一〇)門部王在難波見漁父燭火作歌(三二六)の作者と同じ人なるべし。その人の事はその條にいひたるが、出雲守に任ぜられたる事は本書以外に所見なし。しかも卷四の門部王戀歌(五三六)の左注には、右門部王任出雲守時娶部内娘子也云々とありて、その歌に「飢字能海能云々」とあれば、出雲守に任ぜられしことは疑ふべくもあらず。紀に載せざるは史の缺けたるなり。

(三七二)

飢海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保河乃所念國

○飢海乃　舊訓「オウノウウミノ」とよめり。代匠記は「飢海は出雲なり。和名云、意字於郡府。今按此集にも第四には飢字乃海とあれば、今は字の字を脱せるか」といへり。考に「海に河原といへ

るは心ゆかず。こは海は河の誤にや、また大池にも海と取なしいへるもあれば、こも飢字の池河を海と取なして河原といへる歟おぼつかなし」といへるが、楓落葉には卷四に同王の歌に「飢字能海之鹽干乃滴之云々とあれば、今も飢の下に字能の二字を脱せるものとせば、こともなくやすく聞ゆれど、今按ずるに海は字の假字に用ひたるにや。そは卷廿に字乃波良和多流とあれば、海を字とのみいへる也。さては出雲國意字乃河にて、乃の下河の上に今ひとつの河の字を脱せる歟。また於字乃三言を初句とすべきか」といひて、三字を「オウノ」とよませたり。又曰はく「さて卷廿に集於出雲椽安宿奈杼磨之家宴歌におほきみのみことかしこみ於保乃字良乎そがひにみつゝ都へのぼるとあるも於保飢字同じきにや又別州にや」といへり。攷證はこれをうけて、これを「オホノウミノ」とよみさて曰はく「飢は書紀にも皆於の假字のみに用ひたるをおほとよめるよしは玉篇に飢食過多とある意をもておほの借字に用ひたるなるべし」といひさて又「こは出雲國の地名にて風土記にも和名抄にも意字郡とあるこの郡の海をいひて、また本集四十一同歌に飢字能海之云々とある左注に右門部王任出雲守時云々とあれば、こも飢の下に字を脱したるにておうの海と訓んかとも思ひつれど、二十五安宿奈杼麻呂の歌に：中略ことに於保乃字良とあるは意字郡の海なる事明らかしとあれば、飢を多の意をもておほの假字に用ひしなるべければ、今は飢海と訓り。されど、この攷證の説は従ふべからず。「オホノウミノ」と「オウノウミノ」とは明かに假名も違ひ發音も異なれば、一にすべきにあらず。出雲風土記を見れば、意字郡あり、又秋鹿郡に大野郷あり、いづれも中海又は宍道湖に沿ひたる地なり。

されば「オウ」と「オホノ」とは同じく出雲國ながら同じ地なりとはいひがたし。次に「飫をオホ」とよまむことは一理なきにあらねど、附會にすぐる感あり。而して諸本かくの如くなれば、誤字ありとするも穩かならず。又槻落葉の如く「海をウ」の假名とするも例なきことなり。これは「飫」一字にて「オウ」とよむべき理由なしとせば、下に「字」を誤り脱せりとする外に方途あるまじ。この「飫」字は長音にあらず、又尾韻なきものなれば、これ一字にては「オ」にして「オウ」にあつべき理由なし。されば、これは姑く「字」の脱落せるものと見なして説くべし。さて「オウノ海」とはいづこなるかといふに、出雲國の意字郡の地に沿へる海ならざるべからざるか、その意字郡は今の能義郡及び八束郡にわたれる地にして中の海及び宍道湖の南岸に位せるものなり。されば、ここに「飫」字の海とあるは、中の海若くは宍道湖たるべし。而して當時の守の居し地即國府は今の八束郡出雲郷村のうち「府敷」といふ地なりといふ。然らば、中海の西南隅に近き邊なり。○河原之乳鳥「カハラノチドリ」とよむ。意も明かなり。「チドリ」は上の「夕浪千鳥」(三六六)「乳鳥鳴成」(二六八)の下にいへり。この河原といへるは何處なるか。海に河原といふは異例なれば諸家に論ありしこと既にいへる如し。この國府の東に近く流れたる意字川といふあり。これは今出雲郷川といひて、昔は今の地よりも東を流れたりといふ。これは中海に注ぐ川尻の海岸を袖師が浦といふ。河原の千鳥とは恐らくはこの川尻よりして海岸にかけて千鳥のすだきしならむ。果して然らば、「オウノウミ」「カハラノチドリ」といふにふさはしといふべし。而して風土記にいふ河原社といふがその河上にありし由なり。

○汝鳴者「ナガナケバ」とよむ。これと同じ語上二六六の「淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念」とあり。

○吾佐保河乃「ワガサホガハノ」とよむ。「ワガ」は親しみていへるにて「ワガ故郷ノサホガハノ」といふ程の意なり。佐保河は卷一七九にはじめて見ゆるが、今の奈良市の北なる佐保の地を西に流れ、さて南に向ひ、古の平城京の間を流れて、下は初瀬川と合して大和川となるものなれば門部王がわが佐保川といへるなり。佐保川に千鳥の來りしことは集中に著しく見ゆ。一二例をあぐれば、卷六九四八に「千鳥鳴其佐保川丹」(卷七一、二四)に「佐保河爾小驥千鳥」(二二五一)に「佐保河爾鳴成智鳥」(卷四、五二六)に「千鳥鳴佐保乃河瀬之小浪」(五二八)に「千鳥鳴佐保乃河門乃瀬乎廣彌」(七一五)に「千鳥鳴佐保乃河門之清瀬乎」(卷七一、二三)に「佐保河之清河原爾鳴千鳥」などあり。即ち、この河原の千鳥をききて故郷の奈良の佐保川の千鳥を思ひ出せるなり。

○所念國「オモホユラクニ」とよむ。「所念」は「オモホユル」なるに「ク」と「ニ」を添へたる語法なり。卷十二、三一、九一に「木綿間山越去之公之所念良國」はこの語を一層明かに示せるなり。思はるることなるにの意なり。

○一首の意 明かなり。意字の海にそそぐ意字川の河尻の河原になく千鳥よ。汝が鳴けば、吾が故郷の佐保川にも千鳥の鳴きしことの思ひ出されて、望郷の情に堪へざるものをとより。よき歌なり。

山部宿禰赤人登春日野作歌一首并短歌

○山部宿禰赤人 上にいへり。

○登春日野 童蒙抄には此野の字不審也。山の字の誤なるべし。あやまるべき字形にもあらねど、篇集の時山と書くを野と書きあやまれるをその儘に用る來れるなるべし。長歌短歌とも皆山の歌にて野の歌かつて見えざれば、決して山の字の誤りとは見ゆる也。よりてかすが山にのぼりてとは詠む也」としてかなづけせるが、楓落葉には野を山に改めたり。考はこの四字を衍なりとしてけづりたり。古義は「登春日野は山上にある野なれば、登といへり。高圓の岑上の宮とも、野上の宮とも云る例にて、すべて山上に野あることを知べし。廿卷題詞に各提壺酒登高圓野聊述心緒作歌とも見ゆ」といひて、このまゝなるをよしとせり。今按ずるに諸本に一も誤字なければ、このまゝにて解すべきものにして古春日野といひしは今いふ春日野よりは廣く、若草山あたりまでをこめしならむこと、高圓山より一帯の高原をば廿卷に高圓野といひしに准へて考ふべし。然らば「登」といふも不審なきなり。この春日野は一帯の高地にしてその眺めは明かに登るといふ語を用ゐてよきさまなり。

○短歌 多くの古寫本に小字とせり。

(三七二) 春日乎、春日山乃、高座之、御笠乃、山爾朝不離、雲居多、奈引、容鳥能、間無數、鳴。雲居奈須、心射左、欲比其鳥乃、片戀耳、爾晝者毛、日之盡、夜者毛、夜之盡、立而

居而、念曾吾爲流、不相兒、故荷。

○春日乎 舊訓「ハルノヒヲ」とよめり。考に「ハルビヲ」と四音によむべしとして後諸家これに従へり。日本紀武烈卷の歌に「播屢比能、箇須我鳴、須擬繼體卷の歌に「播屢比能、箇須我能、俱爾」とあり、下が「ノ」と「ヲ」の差あれどこれに准じて「ハルビヲ」とよむべきなり。「ヲ」は間投助詞の「ヲ」にて深き意なからむ。卷十一「二四一五」に「處女等乎袖振山水垣久時由念來吾等者」など、又卷四「七一」に「味酒乎三輪之祝我忌杉」などの例これなり。これらはみな「云々」といひて呼び掛の形にして、その全體が下につづけ、下の語に對しては「の」に似たる關係に立てるものなり。これを以てこの「を」は「の」の意なりといふ説あれど、それはこの呼掛の語の用法をば「を」の格助詞の意として誤りたる説なり。さて「ハルビヲ」を以て「春日」の枕詞とせるが、これは冠辭考に春の日の霞むといふ意よりいひかけたりとする説をよしとすべし。

○春日山乃 「カスガノヤマノ」とよむ。「春日」は和名鈔郷名に「天和國添上郡春日加須」とあり、又日本紀開化卷に「遷都于春日地」とありて自注に「春日此云箇酒鷲」とあり。この地は繼體紀の歌に「春日の國」とある地にして、後に郷となりしならむ。古春日といひし區域は「大和史料」には「春日山以西率川地方ニ亘リ北ハ佐保ニ隣リ、南ハ大宅ニ接スル所ノ惣稱ナルベシ」といへり。恐らくは然るべし。而してここにいへる春日山もその春日の地域にあるが故に名を得たるならむ。この春日山は今奈良市の東にあり、三の峰ありて今は一を本宮嶽、一を水屋嶺、一を高峯又

香山といふ。

○高座乃「タカクラノ」とよむ。三笠の山に對しての枕詞たり。その理由は枕詞燭明抄に「天子御位に即かせ給ふ御座を高御座といふ。その上に天蓋のかゝれるによりて高座の御かさと續けたるなり」といひ代匠記また略同様にいへり。然るに枕辭一言抄には「高御座蓋あることを知らず。唯地名をいひならべたるにや」といへり。されど奈良の邊に「タカクラ」といへる地あること古今にきかぬところなり。而して高御座に蓋あることを知らずといへれど、古今の高御座にいづれも蓋あることは古來の繪圖にても明かなるのみならず、延喜式内匠寮式に「凡毎年元正前一日官人率木工長上雜工等裝飾大極殿高御座」とありて、それに注して「蓋作八角角別上立小鳳像下懸以玉幡每面懸鏡三面當頂着大鏡一面蓋上立大鳳像云々」とあれば高御座の上部を蓋ふを御蓋といふこと當然といふべし。さて「高御座」といふもその本語は「高座」にして「御」は敬語として加へたるものなり。されば「高御座の本語即ち高座といふべし。しかもなほ考ふるに「高御座」を以て他の場合の枕詞とすること恐多きことなればここに「高座」といへるは「高御座」の意にて用ゐるたるにあらじと思ふ。當時佛法頗る盛にして、屢齋會を修せられしなるべきが、それらの儀式には講師讀師などの職ありて、これが爲に高座二具を設け、この講師讀師はいづれも高座に登りて、その任を行ふものなり。その製は高御座に比しては裝飾に差ありしならんが、その形式は大抵似たりしものと思はる。延喜式圖書寮式に正月の最勝王經齋會堂裝束を記せるうちに「高座二具とありて、これに注して「蓋二條」とあり、更に内匠寮式にも「凡正

月齋會前一日長上率雜工具從圖書寮運高座具構立大極殿とあり。これらはまさしく「高座」にしてこれにも「蓋」はあり。而して僧をば深く尊みし時代なれば、その蓋を「ミカサ」といふに不合理的ならず。されば、こは佛者の「高座」をさしてそれに因みて「みかさ」の枕詞とせるなりと思はる。

○御笠乃山爾「ミカサノヤマニ」なり。「ミカサヤマ」とは春日山の西の峰にしてその形蓋に似たるより名づけたるなり。今俗に若草山を「ミカサヤマ」といへれど、それにはあらず。この三笠山の西の麓に春日神社の鎮り座すなり。ここに「春日の山の「三笠の山」とあるは惣じては春日山といふ、そのうちの西の峰をば特に三笠山といふ故なり。

○朝不離「アササラズ」とよむ。代匠記には官本に「アサカレズ」とありといひて、そのよみ方も不可ならずといへり。今傳はれる本にては西本願寺本、大矢本に注せるイ本の説に「カレズ」とあるなり。さて「不離」は「カレズ」とよまれざるにあらねど、「アサカレズ」とよむべしといふ證は古典に一も存せずして、よみ方の明示せられたるは卷十七、四〇〇三に「安佐左良受綺利多知和多利」四〇〇六に「安佐左良受安比底許登騰比」又卷六一〇五七の「朝不去、寸鳴響須鷺之音」の如くいづれも「アササラズ」とよむべきもののみなり。而して「不離」を「サラズ」とよめる例は上の「三五六」の歌にあり。この語の意は「朝ごと」といふ意なりといふが普通の説なれど、「さらず」といふ語を「ごと」と同じとはいふべからず。朝毎にの意なりとする説は何に基づくか。次に若し「サル」といふ語を以て朝を放れ去るといふ義にとらば、朝に其の所を離れずといふ意なりといふべからむ。然れども、かかる語遣ありきと思はれず。これは「春去りくれば」秋されば「夕されば」な

どの「さる」におなじくしてその時の來至ることをいふ語たるに疑なし。されば「朝さる」とは朝といふ時のあらはるることにして朝になるといふに大略同じ意なるべし。さらば「朝さらず」は「朝になるをまたず」といふ程の義なりと考へらる。かくて「朝毎」といふ解は語の上よりは如何にしてもいふべきことにあらず。これは「朝早くより雲のたなびく」といふことを強調して、朝になるを待たずに早くから雲のたなびくといふやうの意にていへるものなりと思はる。

○雲居多奈引 「クモキタナビキ」とよむ。雲居は元來は雲の居るといふ意にしてそれより天をさしていふ語に用ゐたり。諸家の説、こは更に一轉して雲そのものをさせりとせり。かくてその用ゐるさまの例として古事記中卷神武卷の歌に「久毛章多知久母」この集にては卷七一〇八七に「由槻我高仁雲居立良志」卷十一「二四四九」に「香山爾雲居術曳」卷十七「四〇〇三」に「由布佐禮婆久毛爲多奈毗吉」などをあげたり。されど、こは果してかく決定しうべきか、多少の疑あり。余は「雲」がそこにたなびきるをいふならむと思ふ。卷七、卷十七のもかく解しうべし。

○容鳥能 「カホドリノ」とよむ。この鳥は古來の諸家に定説なし。本集の用例を見るに、卷六一〇四七に「春日山御笠之野邊爾櫻花木晚牽鳥者間無數鳴」卷七一八九八に「容鳥之間無數鳴」春野之卷十七「三九七三」に「夜麻備爾波佐久良婆奈知利可保等利能麻奈久之婆奈久春野爾」とありて、晚春の頃より鳴く鳥にしてその鳴聲のしげきものと見えたり。賀茂眞淵はこれを田舎人の「かつぼうどり」といふ鳥にして「其こゑかほう」と聞ゆれば集には容鳥ともよみたり」といへり。この鳥は漢字にて郭公とかく所の鳥にして、仙臺などにては「かつこどり」といへり。こ

の眞淵の説是なるべし。その鳴くことは春の末より夏にかけてきく所にそのこゑはいかにもしげきものなればなり。

○間無數鳴 「マナクシバナク」とよむ。「マナク」は間をおかぬをいふ。その假名書の例は卷十五「三六六〇」に「麻奈久也伊毛爾故非和多里奈牟」卷二十七「四四六一」に「梶乃音乃麻奈久曾奈良波古非之可利家留」あり。「シバナク」は頻りに鳴くなり。この語の假名書の例は卷十九「四二八六」に「御苑布能竹林爾鷺波之波奈吉爾之乎雪波布利都都」かほどのまなくしばなくといへる例は卷十七「三九七三」に「可保等利能麻奈久之婆奈久春野爾」卷六一〇四七に「貌鳥者間無數鳴」卷十一「八九八」に「容鳥之間無數鳴春野之」あり。

以上にて一段落をなす。即ち春日野に於ける實際の景を叙せるなり。從來の諸説これに序の詞とせるは當らず。なほ下に論ずべし。

○雲居多奈須 「クモキナス」なり。「ナス」は形容する意をあらはすに用ゐること、卷一「一九」の「衣爾著成」卷二「一九九」の「鶉成」などにおなじ。雲のたなびきるが如きさまにといふ程の意なり。この雲居多奈須も天の意にあらずして、雲の天にゐるさまをさし、その雲の居ることは上下左右一所に定らぬものなれば、下の「イサヨヒ」の枕詞とせるなり。而してこれは第一段に「雲居多奈須」といへるをうけて起したるなり。

○心射左欲比 「ココロイサヨヒ」とよむ。「いさよふ」といふ語は卷三「二六四」にいへる如く進みかねてためらふことをいふ。ここの意はわが心の思ふ通にならぬことをいふならむ。

○其鳥乃 「ソノトリノ」とよむ。その鳥とは上にいへる容鳥をさす。

○片戀耳爾 「カタコヒノミニ」とよむ。これは攷證に「容鳥は必らず片戀するものにもあらざらめど、本集二冊三に宿兄鳥之片戀嬌云々(一九六)八冊四に霍公鳥片戀爲乍云々(一四七三)などある如く、鳥はおほく片戀といへり」といへる如きことならむが、これは鳥のひとり鳴くを見ていひ出せることならむ。語の意はこの句より下の「立而居而云々」につづくものなり。

○晝者毛 「ヒルハモ」とよむ。その例卷二「一五五」の晝者母「二〇四」の晝波毛「二一〇」の晝羽毛以下多し。「モ」は意を強むる用をなすに止まる。

○日之盡 舊訓「ヒノツキ」とよみたれど、「ヒノコトゴト」とよむべきこと卷二「一五五」「二〇四」にいへるにおなじ。晝は日のある限りことごとくの意なり。

○夜者毛 「ヨルハモ」とよむ。その例卷二「一五五」の夜者毛「二〇四」の夜羽毛「二一〇」の夜者裳以下におなじ。

○夜之盡 舊訓「ヨノツキ」とよみたれど、「ヨノコトゴト」とよむべきこと卷二「一五五」「二〇四」にいへるにおなじく、その意は「日之盡」に准じて知るべし。

○立而居而 「タチテキテ」とよむ。卷十七「四〇〇三」に「多知底爲底見禮登毛安夜之」卷三「四一〇」に「橋乎屋前爾殖生立而居而後雖悔驗將有八方」四「四三三」に「立而居而待監人者」卷十九「四二五三」に「立而居而待登待可禰」など、似たる語づかひなり。これは攷證に「俗に立たり居たりして」といふ意也」といへるにて心得べく、心に煩悶する所ありて、身をさまざまにもちあつかひかぬるさまを

いへるなり。

○念會吾爲流 オモヒソツワガスルなり。物思をわがするといふ意。

○不相兒故荷 「アハヌコユエニ」とよむ。意は明かなり。「兒」は女をさして愛みいふ語なること上に屢例出でたり。「故荷」はその相はぬ兒によりて、わがさま／＼に物思をするよといふなり。この句、反轉法にてここにおけるなり。

○一首の意 この歌、二段落にして、第一段は春日野の實景をうたひ、第二段はその實景より聯想して吾があはぬ女を想ひ出して詠ぜるなり。然るに、諸家多くはこの第一段をば、序の詞なりといひたり。さらば、この歌は「登春日野作歌」の題詞にあはず。この故に考は「登春日野」の四字をけづれるならむが、そは甚しき武斷といふべし。從來の説にては代匠記に「此歌は相聞に入べきを野望に因て物に感じてよまれたる故ここには載る歟」といひたるを最も穩當なる見解なりとす。即ち第一段は春日野の眺望をよみたるにて、ここに登り來りて見れば、春日山、またその前なる御笠山に早朝より雲がたなびきる、又その山には容鳥が絶え間なく頻りに鳴くといふなり。第二段はこの雲を見、この鳥の音を聞けば、その雲の如く、心落ちつかず、その鳥の如く片戀のみしつゝ晝は日ぐらし、夜は夜どほし、立ちても居ても居られぬ様にわれはわが片戀に思ひ愛せる女を思ひつゝあるよとなり。

反歌

(三七三)

高タカ椈クラ之ノ三ミ笠カサ乃ノ山ヤマ爾ニ鳴ナク鳥トリ之ノ止ヤメ者バ繼ツ流ル戀コヒ哭モ爲スル鴨カモ

○高椈之 「タカクラノ」とよむ。椈といふ文字につきては本卷三一の詞書椈作村主益人」の下にいへる如く、木造の鞍の意にて木偏にせしにて支那にての造字なるべし。この一句意は本歌にいへると同じく、三笠の枕詞とせり。

○三笠乃山爾 「ミカサノヤマニ」とよむ。御と三との文字のかはれるのみにて異なることなし。

○鳴鳥之 「ナクトリノ」なり。意は明かなるが、本歌に、容鳥の間無く數鳴くといへるをうく。

○止者繼流 古來「ヤメバツガル」とよめり。「ヤメバ」は鳴きやめばなり。「ツガル」の「つぐ」はその鳥の鳴きやめば、他の鳥の鳴きつぐといふ意を基としていへるにて、「ツガル」はその鳴くと

いふ事の自然に行はるることをいふ。ある事の次に他の事のひきつづき行はるるを「ツグ」といへる例は、卷十二〇九に「秋芽子之下葉乃黄葉花爾繼時過去者後將戀鴨」卷五八二九に「鳥梅能波奈佐企且知里奈婆佐久良婆那都伎且佐久倍久奈利爾且阿良受也」卷八一五三六に「芽子者散去寸黄葉早續也」などあり。さてこの「つがる」は下の「戀」に對しての連體格に立てるものにして、その時はこの「つがる」といふ語のみ主となりて、その戀の永續することをいへるなり。「つぐ」といふ語をかくの如く絶えず又は、永く續く意に用ゐること集中に例少からず。卷五八〇七に「宇都豆仁波安布余志勿奈子奴波多麻能用流能伊味仁越都伎提美延許會」卷六九八五に「今夜乃長者五百夜繼許會」卷十一八二九に「釋弓春山近家居之續而聞良牟鸞之音」卷十一三二八六

○「八鈎河水底不絶行水續」戀是比歳卷十七三九二九に「多妣爾伊仁息吉美志毛都藝底伊米爾美由三九三三」に「阿里佐利底能知毛相牟等於母倍許會都由能伊乃知母都藝都追和多禮」卷十八四〇五七に「保理江爾波多麻之伎美且々都藝且可欲波牟卷二十四三一〇」に「安麻能河波伊之奈彌於可婆都藝且見牟可母」などあり。さてこの場合も、その「つがる」といへるは自然の勢やめむとしても止む能はざる意をあらはせり。

○戀哭爲鴨 舊訓「コヒモスルカモ」とよめるが「哭をモ」とよむは道理なき如く見ゆるによりて、諸家多くは「喪」の誤とし、或は又「コヒナキ」とよむ説(新訓)もあれど、この「哭をモ」の音にあてたる例、本集中に例少からず。たとへば、卷六一〇五九に「在杲石住吉里乃荒樂苦惜哭」卷七一八四に「與津浪駿平聞者數悲哭」卷八一六〇三に「山乎令響狹尾牡鹿鳴哭」一六一二に「結之紐乎解者悲哭」等あれば、これを「モ」の假名に用ゐたることを認むべし。從來はこれを「喪」の誤とする説か、又は「攷證」に「喪」には必ず哭するものなればその義をもて「喪(哭)を義訓して、も」の假字に用ゐたるが故なり」といふ如き説によりて、解決せむとせるなり。然れども余はなほこの外に考へ方あるべしと思ふ。今「喪」字の原字を見るに説文によれば「喪は哭と亡との會意の字にしてその體は「喪」の形なるが、少林寺碑には「喪」の形につくり、五經文字には「喪」につくり、宋璟碑には「喪」につくれり。干祿字書に「喪」を通とし「喪」を正とせり。「恐らくはこの唐の字體を略書せるものよりして下の「亡」をいつしか略して「哭」の字の如くなりしものならむ。

○一首の意 三笠の山に喧く喚子鳥の、一の鳥が啼きやめば、他の鳥が鳴き繼ぎて絶えまなきが

如く、われは不斷、間もなき戀をもするなるよとなり。鳴く鳥は「やめばつがる」といふ語を導く爲の語なり。わが鳴くことをいへりとする説あれど入りほがなり。卷十一「二六七五」の「君之服三笠之山爾居雲乃立者繼流戀爲鴨」はこれに似たる歌なるが、この歌の傳のかはれるならむといふ説あり。

石上乙麿朝臣歌一首

○石上乙麿朝臣 この人の事は「三六八」の左注にいへり。ここに「朝臣」とあるは、この人の四位なりし時の詠なることを示せり。

雨零者將蓋跡念有笠乃山人爾莫令蓋霑者漬跡裳

(三七四)

○雨零者 舊訓「アメフレバ」とよめるが、六帖には「フラバ」として載せ、童蒙抄にも「フラバ」とせり。これは下の「將蓋跡念有」に照さば「フラバ」とよむをよしとす。

○將蓋跡念有 舊訓「サ、ムトオモヘル」とよみたるが、六帖には「キム」として載せ、考には「キム」とし以後多くこれに従へるが、槻落葉は「キナム」とよめり。これは「キムトオモヘル」とよむをよしとすべし。「カサヲサス」といふは柄のある傘につきていへるものにして、これは古、専ら「オホカサ」といひしものにして、和名鈔に「史記音義云笠音登俗云大笠於保賀佐笠有柄也」といへるものこれなり。「カサ」は和名鈔に「毛詩注云笠力執反賀佐所以禦雨也」とあり。さて本集の例として普

通の「カサ」ならば「サス」といふよりは「キル」といふかたを普通とす。卷十一「二六八一」に「吾背子之使乎待跡笠毛不著出乍其見之雨落久爾」二七七一に「小管乃笠乎不著而來二來有」二八一八に「開沼之菅乎笠爾縫將著日乎待爾年會經去來」二八一九に「難波菅笠置古之後者誰將著笠有無國」卷十二「三一三」に「白細袖乎笠爾著沾乍會來」三一三二に「吾勢子之使乎待跡笠不著出乍會見之雨零爾」卷十「二六九一」と同じ歌なり。の例はみな「キル」といへる例にして「カサ」を「サス」といへる例は一も見えず。されば「キムトオモヘル」とよむべきものなり。わがその笠を着むと思へるといふなり。

○笠乃山 「カサノヤマ」とよむこと論なし。この山は「三笠山」と同じといふ説あれど然らじ。代匠記には「笠の山は大和國城上郡にあり」といひ、大和志にもしかり。大和史料によれば式上郡笠村に「笠山」とし、「轡峰笠ノ如シ、因テ名ヅク」といへり。その笠村は初瀬の北より石上の地に通ずる路にあたるが、ここには藤原不比等の創建といふ笠寺(竹林寺)あり。この村は笠山よりしてその名を得たる所と思はるれば、恐らくはこの笠山なるべし。これは蓋しその笠山の附近を通りてこれを眺めてよめるならむ。

○人爾莫令蓋 舊訓「ヒトニササスナ」とよみたるが、六帖には「ナキセン」として載せ、考、槻落葉、略解等は六帖のよみに従へり。古義は「ヒトニナキシメ」とよめり。さて「蓋」は上にいへる如く「サス」といふ語を用ふるは不可なれば「キル」の方によるべきが「ナ」にあたる「莫」がその上にあれば「ナキセン」か「ナキシメ」かの二者の可否を考ふべし。この二つのよみ方いづれも萬葉集としては無

理にあらず、されど、下に「ソ」にあたる字なきが故に「ソ」を必ずつけたるよみ方ならずともよく「令」を「シム」とよむが普通なれば「ナキシメ」とよむ方によるべきか。この「シメ」は下二段活用をなすものの連用形にして上の「ナ」に對する語法なり。本集に「ナ……シメ」とせる假名書の例なければ「シメ」の假名書の例は少からず。なほ卷八「一五六九」に「又更而雲勿田菜引」卷十四「三五〇一」に「安乎許等奈多延」卷十一「二六六九」に「清月夜爾雲莫田名引」などの例によりて「ナ」の下に連用形を以て結ぶを見るべく、又卷十九「四一七九」の「霍公鳥夜喧乎爲管我世兒乎安寢勿令寢由米情在」によりて「ナ……シメ」といふことの例もありとしるべし。他人にこの笠をば著すなといふなり。

○霑者清跡裳 「ヌレハヒヅトモ」とよむ。「ヌレヒヅトモ」といふを強調する爲に「ハ」をその二の用言の中間に加へたるなり。かゝる例は卷十七「三八四一」に「夜氣波之奴等母伎美乎之麻多武」三九九一「に」波布都多能由伎波和可禮受」卷二十四「四五〇」に「伊夜波都波奈爾佐伎波麻須等母」などの例にて知るべし。「ヌレヒヅ」の語は上「三七〇」にもあり。この一句は反轉法によりてここに置けるにて「ヌレハヒヅトモ人ニナキシメ」なり。これは他人は如何にぬれひづともといふ意なり。

○一首の意 この笠山を見れば、その名によりて我は思ふ。この笠は若し雨ふらばわがきむと思ふ笠の山なれば、他人にはきすな。たとひ、その人はぬれひづることありとも、わがきる爲の笠なれば、他人にはきすべきにあらずとなり。これは、笠山を見て、それをめでたるあまりによめるものなるべし。攷證に「この歌譬喩歌にて笠の山を女などにたとへて人のいかやうにいふとも従ふ事なかれといふ意を……いへる也」といへり。これに似たる解釋は他の人の説にあり。されど、これは、上の三笠山の歌の解と同じく強ひたることなり。笠の山の形をめで、又その名を興じてよめるに止まるものとするを穩かなりとす。

湯原王芳野作歌一首

○湯原王 「ユハラノオホキミ」とよむ。日本後紀卷十三に「延暦廿四年十一月丁丑大納言正三位兼彈正尹壹志濃王薨云々。田原天皇之孫湯原親王之第二子也」と見ゆるが、田原天皇は施基親王にして、その御子光仁天皇即位の後御父親王を追尊せられ、御兄弟を親王とせられたれば、それより後湯原親王と申し奉りしにてその以前は湯原王と申ししなり。さればこの王は天智天皇の御孫にして光仁天皇の御兄弟と思はるるが、紹運録には御弟とせり。この王の詠歌、本集に載する所少からず。この卷にすべて三首、卷四に八首、卷六に三首、卷八に五首を載せたり。されど、年代を明確にすべき材料なし。

○芳野作歌 「ヨシヌニシテヨメルウタ」とよむ。芳野離宮の邊にてよめる歌と思はる。

吉野爾有夏實之河乃川余杼爾鴨曾鳴成山影爾之氏

○吉野爾有 「ヨシヌナル」とよむ。吉野の地にあるといふ意なり。

○夏實之河乃 「ナツミノカハノ」とよむ。この河は卷九「一七三七」に「大瀧乎過而夏箕爾傍爲而淨

河瀬見河明沙「二七三六」に「山高見白木綿花爾落多藝津夏身之河門雖見不飽香聞」とあるものにして、懷風藻藤原朝臣史の遊吉野詩のうち「夏身夏色古秋津秋色新」とあり。この河は、芳野川の上流のある區域の名にして古の離宮の在りし地といふ宮瀧の上流、北方に曲り、數町にして更に南方に屈して、椋尾村に至る。その川つつめる、半島狀に突出せる地を今茶摘村といふ。その茶摘村より椋尾村に至る邊即ち古の「ナツミ川」の域たり。卷九の歌はその宮瀧より溯りて「ナツミ」に到れることを語るものといふべし。行囊抄に曰はく「宮瀧、追分在橋邊。右ハ西河紀州所々路、左勢州紀州所々ノ道也。夏箕村、此村ハ川邊ニ在リ。夏箕川ハ村ノ東北ヲ流ル。名ニ高キ逸流也。橋アリ。長八間中六間淵ノ上ニ渡ス。水底深シ。是ヲ夏箕、淀ト云フ。此橋ナクテハ人馬難通、要樞ノ所ナリ」とあり。(檜孺手所引)かくてこの茶摘村の邊に川淀の存することとも今も然り。

○川余杼爾「カハヨドニ」なり。「カハヨド」の語は上「三二五」の「川余藤不去」の下にいへり。吉野川が夏箕の邊にて淀をつくれることは上にいへり。

○鴨會鳴成「カモヅナクナル」とよむ。鴨のこの川淀に於いて鳴くといふことをいへるなり。實際の事をよめるならむ。

○山影爾之且「ヤマカゲニシテ」とよむ。「影」はよみ方を借りたるにて字義によりてかけるにあらず。山の陰にしてなり。「にしては」に於いての意なり。攷證にこれを「ニテ」にして「シ」は意義なしといへるは逆なり。「ニシテ」が源にして略して「ニテ」となりたるものなり。而して「ニシテ」

の「シ」は汎く用言を代表せるものにして、その意義は適當にそこにあふやうに解すべきなり。この一句は反轉法によりてここにおけるなり。さてここに「山陰にして鴨ぞ鳴くなる」といへる時は、その鴨の鳴く所と、この歌をよめる所即ちその鳴く聲を聞ける所との間には山を隔ててありと考へざるべからず。これによりて考ふるに、夏箕村の地にはその東に小山あり。(標高、三七八米)この山の陰なること著し。

○一首の意 明かなり。吉野なる夏箕の川の邊に來ればその山陰の川淀に於いて鴨のなくが聞ゆとなり。

湯原王宴席歌二首

○宴席歌 考に「ウタゲスルトキノウタ」とよみ、古義には「ウタゲノトキノウタ」とよめり。「ウタゲノムシロ」とよむは直譯に止まる。古義のよみ方をよしとす。この宴席は如何なる場合なるか詳ならず。

秋津羽之袖振妹乎、珠速奥爾念乎、見賜吾君。

○秋津羽之「アキツハノ」とよむ。「アキツ」は秋津蟲即ち蜻蛉のことなり。古事記雄略卷の自注に「訓蜻蛉云阿岐豆」とあり、又その卷の御製の中にも「會能阿牟袁阿岐豆波夜具比云々」とあり。又新撰字鏡にも「翺阿支豆」とあり。「アキツハ」とはその蜻蛉の羽にしてそれは軽く薄く、透きて

うるはしく見ゆるものなれば、ここに漢語の輕羅といふ如き意にて美人の衣の形容とせり。卷十に「秋都葉爾爾寶徹流衣」(二三〇四)とあるこの例なり。又卷十三に「蜻蛉領巾」(三三一四)とあるもその輕羅にてつくれる領巾をいふなり。

○袖振妹乎 「ソデフルイモヲ」とよむ。「ソデフル」といふことの例は卷一「二〇」に「野守者不見哉君之袖布流」など少からず。これは宴席に侍する女の輕羅の衣裳を著けたるをよめるなり。

○珠速 「速」は異體の字にして正しくは「匣」とかくべきなり。干祿字書に「速匣上通下正」とありて「運」といふ形が通用として認められたるが、その「」をば六朝頃より「」の形にせしにて「近匠」「速」(匠等と同じ形式によれるものなれば誤といふべきものにあらず。かくて「タマクシゲ」とよむこと異論なし。「玉匣」は卷二「九三」に既に出現したり。ここは次の「奥」に對する枕詞とせり。その意は玉匣に納めて奥深く藏しおく意にていへりと思はる。

○奥爾念乎 「オクニオモフヲ」と讀む。「オク」といふ語はこの頃に、將來の意にも用ゐられたれど、又内外の奥にも用ゐるなり。卷十三「三三二」に「奥床仁母者睡有外床丹父者寢有」の奥床外床の語を見て知らるべし。大切にして奥にしまひおく意にていへるなり。卷六「一〇二四」に「奥眞經而吾念君者」(一〇二五)に「奥眞經而吾乎念流吾背子者」とある「オクマヘテ」も、奥に儲へおく意にして大切に思ふことにして、卷十一「二四三九」に「奥島山奥儲吾念妹事繁」の「奥儲けて」も同じ意と見ゆ。かくの如く奥に念ふ妻をば「オクヅマ」といへる事は卷十七「三九七八」に「波思家夜之安我於久豆腐」の例にて知るべし。攷證に「おくに思ふとは深く思ふといふ意にて云々」といへるは當

らず。かゝる奥といふ語を今の語になほさば「祕藏」といふに當るものなりとす。されば契沖が「祕藏の妓女云々」といへるを寧ろ當れりとす。

○見賜吾君 舊訓「ミタヘワカキミ」とよみたるを考に「ミタマヘワギミ」と改めたり。「タベ」は古き語にしてそれを波行四段に再び活用させたるが「タマヘ」なるべきが故に舊訓必ずしも捨つべきにあらず。されど「タマフ」と假名書にせる例遙かに多ければ、考の訓によるべし。「ワギミ」と假名書にせる例この集になけれど、意を以てよむべし。意は明かなり。

○一首の意 この歌「妹乎」と「念乎」と兩頭して思ふにかゝるなり。「蜻蛉羽の如き輕羅の衣をつけて立ち舞ふ妹を見給へ。この妹はわが祕藏の女なるを見給へ。吾が君よ。」となり。

(三七七)

青山之嶺乃白雲朝爾食爾恒見杼毛目頰四吾君

○青山之 「アチヤマノ」とよむ。これは古事記上卷に「青山如枯山泣枯云々」とある青山にして青と木草のしげりたる山をいふ。古事記上卷の歌に「阿遠夜麻爾奴延波那伎」とあるによりてよみ方をも證すべし。

○嶺乃白雲 「ミネノシラクモ」とよむ。青山の嶺にかゝる白雲といふなり。意明かなり。

○朝爾食爾 「アサニケニ」とよむ。この語の例はこの卷「四〇三」に「朝爾食爾欲見其玉乎」(卷八「一五〇七」)に「朝爾食爾出見每」(卷十二「二八九七」)に「吾妹子之裳引之容儀朝爾食爾將見」とあり。この「食」は「ケ」といふ音を借りたるものにして、その意は卷一「六〇」の「氣長妹之云々」の「氣」におなじく來